

第百八十六回国
参議院
經濟産業委員会
會議録第十三号

平成二十六年六月三日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十三日

荒井 広幸君

補欠選任
浜田 和幸君

五月十四日

荒井 広幸君

補欠選任
江田 五月君

五月十五日

荒井 広幸君

補欠選任
柳本 卓治君

五月十六日

荒井 広幸君

補欠選任
小野 次郎君

五月十七日

荒井 広幸君

補欠選任
真山 勇一君

五月十八日

荒井 広幸君

補欠選任
眞勲君

五月十九日

荒井 広幸君

補欠選任
眞勲君

五月二十日

荒井 広幸君

補欠選任
眞勲君

五月二十一日

荒井 広幸君

補欠選任
眞勲君

五月二十二日

荒井 広幸君

補欠選任
眞勲君

五月二十三日

荒井 広幸君

補欠選任
眞勲君

委員

佐藤ゆかり君
高野光二郎君

補欠選任
宮本 周司君
渡邊 美樹君

委員

牧野たかお君

補欠選任
高野光二郎君

委員

増子 輝彦君

補欠選任
白 眞勲君

出席者は左のとおり。

委員長

大久保 勉君

理事

有村 治子君

岩井 茂樹君
松村 祥史君
加藤 敏幸君
倉林 明子君

委員

磯崎 仁彦君

北川イッセイ君
高野光二郎君
滝波 宏文君
宮本 周司君
渡邊 美樹君
小林 正夫君
直嶋 正行君
白 眞勲君
増子 輝彦君
杉 久武君
谷合 正明君
中野 正志君
真山 勇一君
松田 公太君
荒井 広幸君

国務大臣

経済産業大臣

茂木 敏充君

副大臣

文部科学副大臣

櫻田 義孝君

経済産業副大臣

環境 副大臣

赤羽 一嘉君
井上 信治君

大臣政務官

経済産業大臣政務官

磯崎 仁彦君

政府特別補佐人

原子力規制委員会委員長

田中 俊二君

事務局側

常任委員会専門員

奥井 俊二君

政府参考人

内閣府地域活性化推進室室長代理

富屋誠一郎君

文部科学大臣官房審議官

田中 正朗君

経済産業大臣官房審議官

高田 修三君

資源エネルギー庁長官

上田 隆之君

資源エネルギー庁省エネルギー部次長

木村 陽一君

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

高橋 泰三君

国土交通大臣官房審議官

橋本 公博君

環境大臣官房審議官

鎌形 浩史君

原子力規制委員会原子力規制庁次長

森本 英香君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

片山 啓君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

櫻田 道夫君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官

眞部 朗君

の意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大久保勉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大久保勉君) 電気事業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。茂木経済産業大臣。

○国務大臣(茂木敏充君) 電気事業法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

東日本大震災以降、我が国が直面している新たなエネルギー制約を克服し、現在及び将来の国民生活に責任あるエネルギー政策を構築するためには、電気の安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の参入機会の拡大を目的とし、広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保を改革の三本柱とする電力システム改革を着実に実施していくことが極めて重要であります。

このため、まず、三本柱の一つである広域系統運用の拡大などを実現することによって電気の安定供給の確保に万全を期すとともに、具体的な実施時期を含む電力システム改革の全体像を法律上明らかにする改革プログラムを附則で定めた電気事業法改正案を昨年の国会に提出し、昨年十一月に成立したところであります。

今回提出させていただいた本法律案は、改革プログラムに基づき、電気の小売業への参入の全面自由化を平成二十八年を目途に実施するために必要な措置を講ずるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。まず、電気事業法の改正に関するものであります。

第一に、現行の電気事業法においては一般電気事業者のみが家庭等に対する電気の供給を行うことが可能とされておりますが、今後は、経済産業

大臣の登録を受けた小売電気事業者であれば、家庭等を含めた全ての需要家に対する電気の供給を行うことができることとし、これに伴い、一般電気事業者を始めとする現行の電気事業法における事業類型を見直します。

第二に、小売全面自由化を実施した後も電気の安定供給の確保に万全を期すため、現在の一般電気事業者の送配電部門に当たる一般送配電事業者に対しては、電圧及び周波数を維持する義務、どの小売電気事業者からも電気の供給を受けることができる必要家に対する電気の供給を最終的に保障する義務、離島における需要家が離島以外の地域と同程度の料金水準で電気の供給を受けることを保障する義務などを課することといたします。

一方、これらの義務を着実に履行できるよう、一般送配電事業者に対しては、料金制度により、必要な費用を送配電ネットワーク料金から回収することを制度的に担保することとしております。また、小売電気事業者に対しては、契約により供給する相手方の需要に應ずるために必要な供給力を確保することを義務付けるとともに、我が国全体で供給力が不足すると見込まれる場合に備えて、広域系統運用機関が発電設備の建設に係る入札など、発電設備の建設を促進するための業務を行えることといたします。

第三に、需要家保護を徹底するため、小売電気事業者に対しては、需要家に対する料金その他の供給条件の説明義務などを課するとともに、現在の一般電気事業者の小売部門に対しては、当分の間、経過措置として電気料金を継続することとしております。

第四に、小売全面自由化を実施した後は、電力の卸取引の重要性が高まることが想定されることから、卸電力取引所を電気事業法において位置付けるとともに、商品先物取引法を改正し、電力の先物取引に係る制度の整備を行います。

加えて、電気事業に係る事業類型の見直しに伴い、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法などの関係法律について

所要の改正を行います。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大久保勉君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○滝波宏文君 自民党、福井県選出の滝波宏文でございます。

本日、電力システム改革のための電事法改正第二弾ということで、まず冒頭、市場と政府の役割について議論をさせていただければと思います。

先般、原賠機構法改正の質疑でも触れましたが、私、以前、スタンフォード大学の研究所で日

米の金融危機対応の比較研究をさせていただきました。その経験から、もう五年以上たちますが、リーマン・ショックの前と後では経済思想の潮流

において大きな分岐があると考えております。すなわち、リーマン・ショック以前には、とにかく市場に任せれば大丈夫なんだ、市場は万能であって、自己修復機能さえ持っている、そういう

たいわゆる市場原理主義が経済思想の世界の潮流であつたというふうに考えております。そして、

その潮流の最先端にあつたのがまさにアメリカの金融市場、デリバティブと言われる金融派生商品なども自由に認めたアメリカの金融市場であつたかと思えますけれども、リーマン・ショックによつてそのまさに最先端にあつたアメリカの金融市場においてその考え方がもろくも崩れていっ

た。まさに、株価等の下落の中で市場はフリーズして、民間ではリスクを引き受ける者が誰もいなくなつて、やはり結局政府が、アメリカ政府が危機を受け止めるために公的資金の投入等をせざるを得なくなつた。

れたわけではなくて、引き続き資本主義の基盤として有効なわけでありませうけれども、一方で政府の役割、特に危機時における政府の役割というのが再評価されているかと思ひます。

こういったことを踏まえ、私は、やはり市場とそして政府、どちらかが絶対ということではなくて、政府と市場が共働、共に働いて有効に機能していい社会をつくる、こういったことがあるべき姿だと思ひますし、政策についてもそういった視点を持つて考えていくべきであらうと考えております。

そこで、できれば大臣にお伺いしたいのですが、このような市場と政府の役割分担についての御認識と、その中で今回の電力システム改革の位置付け、こちらについて御所見をいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○国務大臣(茂木敏充君) 経済学は時代を経て様々な学説が主流になるわけですが、市場の在り方、アダム・スミスが見えざる手といった形で市場の機能に着目をしていまして、その後マルサスの人口論であつたり、また、シモン・ペーターがイノベーション、そして、一九八〇年代からシカゴ学派を中心にしてマネタリストと、こういうのがアメリカにおいては主流になる。そしてまた、リーマン・ショックを経てこういった市場万能主義に対する反省、見直し、これが起こつて

いるのは委員の御指摘のとおりだと、このように考えております。

その中で、市場は、民間企業が主役となつた競争の中で効率を追求し、資金や人材など資源の最適配分を実施する機能を持つておりますが、他方、市場での競争が働きにくい場合には規制を行うこと、それから市場では提供できない公共財の提供、よく外部不経済の問題とか言われるわけでありませうけれども、こういったことに対して政府の果たすべき役割があり、市場がうまく機能しない場合に補完的な役割を果たすというのが基本的な政府の在り方、そして民間と政府の役割分担である、このように考えております。

こういった中で、電力システム改革、これは、六十年にわたりまして国の規制の下で続いていた地域ごとの独占を基本とする供給体制であったりとか、コスト削減が総括原価等々によりまして働きにくい仕組みを競争的な市場へと改革するものであります。自由化によりまして、多様な事業者の参入を促すとともに、需要家にとっても多様な選択肢を生み出し、その中で柔軟な需給構造実現をしていきたいと考えております。

今回の法案でも、全てを市場に委ねるといふことではなくて、基本的に競争環境を整えつつも、政府が適正なルールを作り、適正に監視を行うことといたしております。

具体的に何点が申し上げますと、まず、送配電事業者に対しては、先ほどの趣旨説明でも申し上げましたように、需給バランスの調整の義務を課すことといたしております。一方、小売事業者には、供給力の確保を求め、そのための空売り規制を行うことといたしております。さらに、市場の競争環境の状況をモニタリングし、既存の電気事業者の料金規制はその結果を見極めた上で撤廃をすることとしております。政府により適正な規制を行うことによりまして、安定供給や需要家保護に万全を期す制度設計としていきたいと考えております。

このように、市場と政府の適切な役割分担の下、電力システム改革により基本的な改革を進めるとともに、バランスの取れたエネルギーミックス、そして電源構成の実現に向けた取組、そして支援を政府としても引き続き続けてまいりたいと考えております。

○滝波宏文君 ありがとうございます。御丁寧な経済思想の昔からの歴史も含めて、さすがの御解説ありがとうございます。

それで、今回の電事法改正、小売の全面自由化等によって市場メカニズムを活用して電気事業をより効率的に運営していく、そしてまた競争によって電力料金も引下げを図っていく、こういった大きな方向性、よく理解できます。ただ、心配

なのは、現在、原子力発電所の再稼働が遅れ、需給の逼迫状況が続いており、解消のめどが立っておりません。こうした需給逼迫の状況において、全面自由化を実施した場合、市場の反応としてはむしろ電気料金が上昇することが正常な反応だと考えられます。

先ほども述べた金融危機の研究を行ったスタンフォード大学の研究所におきまして、この二月に日米のニューチャネル対話会議ということでエネルギー問題が取り上げられました。その古巣から私も会議の方の招聘をいただきました。日本の政策担当の方の代表ということで参加させていただきましたが、そのスタンフォード大学があるカリフォルニア州、以前に電力自由化をしたところ、料金の高騰ですとか停電ですとか、ちよつと失敗をしたというふうなことがありまして、その反省も踏まえた上で、日本の電力システム改革においては慎重なマーケットデザインが必要である、そういった提言がございました。

今、足下、電力事業者を見ますと、電力十社の昨年度の決算では六社が経営赤字となっておりまして、電力料金の再値上げの可能性が検討されております。また、DBJ、日本政策投資銀行から九州、北海道といったところに資本支援、これは要は公的資金の投入みたいなところになるわけですから、こういったものも検討されている。やはりこれは政府の力が必要な危機的状況、先ほど大臣から政府は補完的ということがありましたが、大臣から政府は補完的ということがありましたが、まさにそういう補完的な政府の対応が必要で、まさにあるんじゃないかというふうな思いがあります。

電気事業の先行きに対する、原子力の再稼働も含めて、こういった不透明さというのが各社の資金調達、ファイナンスについても影響をしております。まだ正常なファイナンス状況とはとても言えない状態だと思えます。こういった環境下で電力システム改革を進めていくということは、ファイナンスに関わってきた者として、正直ちよつと心配であります。特に、電力は産業の米

とも言われて、日本経済の基盤であるわけですから、単にそういった電力会社の経営という問題だけじゃなくて、電力の安定供給の面から日本経済全体に悪影響を及ぼさないか、そういったことを心配する、懸念する向きがございます。

そこで、今回の改革案ではこういった懸念に対してどのように対応しているのかということ、そして、あわせて、仮に全面自由化を予定している平成二十八年時点におきまして今夏のような需給逼迫が想定されるようなこういう危機的状況がもし続いている場合、全面自由化を延期する用意があるのか、併せてお答えいただければ幸いです。よろしく願います。それぞれでも結構です。

○副大臣(赤羽一嘉君) まず、委員御指摘のように、電力の安定供給は、我が国の国民生活、また経済活動にとつてまさに基盤そのものであり大変重要なことであるというのはおっしゃるとおりだと思っております。三・一一以後、こうしたエネルギーの状況が大変厳しい状況にあるということも同じ認識でございます。また、今原発が稼働していないというふうな状況の中で、電力システム改革を進めることに對して、電気事業者から今委員の御指摘のあったような御発言も出ているのも承知をしておるところでございます。

ただ、一方、東日本大震災以降、需給の逼迫を始め、新たなエネルギー制約に直面をしている我が国にとりましては、私たちはこの電力システム改革はまさに待ったなしの取組だというふうに承知をしているわけでございます。そうした中で、海外での様々な事例も参考にしつつ、また自由化後も安定供給を確保するための仕組みを構築すること、また電気事業の運営に当たつての必要な資金が円滑に調達されることが重要であるというところは、そこところは私たちが同じような認識をしているわけでございます。

そうした認識に立ちまして、今回の法案につきましては、送配電事業者に対しまして、まず、現行制度と同様の料金制度により投資回収を保証す

るとともに、引き続き高品質な電気の安定供給義務を課すこととしていただいております。加えて、小売事業者に対ししても、先ほど大臣の答弁からもありましたように、空売り規制を課すことによりまして小売事業者の要請に応じて発電事業者により発電所が建設されるという仕組みをつくっておるほか、将来的にも、発電所が不足すると見込まれる事態におきまして、広域的運営推進機関によりましてセーフティネットとしての発電所の建設者の募集を行わせることができる仕組みとしていただいております。

また、加えまして、電力の安定供給に必要な資金の調達に支障を来さないようにすること、これも大変重要だということ考えておりますので、今回の法案におきましては、現在の一般電気事業者に対しまして、引き続き一般担保付社債の発行を認めることとしたところでございます。

○政府参考人(上田隆之君) 今の、では、こういった危機的状況が続いた場合に全面自由化を延期する用意があるのかということの御指摘をいただきました。

今、副大臣から申し上げましたように、私ども、電力システム改革は、需給の逼迫の状況でも、むしろそれに役に立つ待ったなしの改革であるというふうに考えておるわけでございます。今回の第二弾改正につきましても、小売の参入の全面自由化ということに伴いまして、デマンドリスポンスを可能とする多種多様な料金メニューが提供されるということになるわけでございます。これはむしろ需給逼迫の改善にも資するものと考えております。

この全面自由化による効果というのは経営効率化による料金抑制など様々な形で期待をされているわけでございます。電力会社においては、需給の状況、国際資源価格の変動にかかわらず、様々な経営効率化あるいは燃料調達費を含めたコスト削減努力をしていかなければならないわけでございます。システム改革はこうした電力会社の経営努力を加速するというところでございまして、

家の重要課題であります。南海トラフ巨大地震や首都直下地震などに備えた国土強靱化の中で、エネルギーの供給体制の強靱化、これも忘れてはなりません。資料の中、福井県の提案の後に新聞記事もちょっと付けさせていただきましたところですが、藤井聡内閣官房参与も新聞紙上で、震災を想定したエネルギー強靱化というのは国家の最重要課題の一つであって、LNGなどエネルギー供給の地方分散化というものを早急に進めるべきだというふうな指摘をしているところであります。エネルギー基本計画においても、供給体制の強靱化を進めるために、LNG受入れ基地の整備とか、また太平洋側と日本海側のパイプラインの整備などについて検討を進める、こういうふうな明記されているわけでありまして。

こんな中で、この福井県からのエネルギー成長戦略特区の提案でありますけれども、福井県の提案、二ページに一、二とありますが、大きく二つありまして、その一つは、最先端のLNG、水素エネルギー活用都市を日本海側に整備し、パイプラインの建設により関西、中京へのエネルギー供給網を強靱化する、これによってエネルギーのベクトミックスを軸とした成長戦略を実現するといった提案が一つ。もう一つの提案は、世界レベルの原子力の技術力、人材の育成ということであります。

福井県では、平成十七年にエネルギー研究開発拠点化計画というのを策定しておりまして、原子力などエネルギーの技術を活用した新産業の育成、また人材育成などに努めております。特に人材育成の面では、昨年十月にIAEA、国際原子力機関とも覚書を福井県は締結している、そういったところであります。新しいこのエネルギー基本計画においても、高いレベルの原子力技術、人材の維持発展などに努めるとしておりまして、福井県の提案というのはこの新エネルギー基本計画の推進にも資するものだと考えております。

国家戦略特区については、現在、内閣府の地域活性化推進室において、一次指定の六地域におけ

る区域会議の設置等々進められているというふうな承知しておりますが、残念ながら六地域の中にはエネルギー分野の特区は含まれておりません。しかし、安定的なエネルギー供給、もう御案内のとおり、国民生活や経済活動のまさに基盤であるわけですから、また、エネルギー技術の人材の育成はこの分野のイノベーションを、つながら、喚起するものであつて、我が国産業の国際競争力を強化する、そういう国家戦略特区の趣旨にも沿うものだと考えております。

一月の記者会見で新藤国家戦略担当大臣も、どういうテーマを国家戦略として決めるべきかという中で、これまでの提案に加えてエネルギーや環境の分野、こういったものも私の方から例示として出しましたと話されているところ、エネルギー分野に焦点を当てたこの福井県の提案というのは国家戦略特区として実現すべきものと考えますが、まず、担当する地域活性化統合事務局の所見及び二次選定に向けた検討状況を伺います。

○政府参考人(富屋誠一郎君) 国家戦略特区に

まして、国家戦略特区にしましては、昨年の八月から九月にいわゆる提案募集というのを行っておりまして、国家戦略特区ワーキンググループという有識者の会合におきまして、昨年の九月、さらに本年二月、三月にヒアリングを行ったところでございます。このヒアリングを通じて国家戦略特区の基本方針に定めました六つの指定基準に基づいた評価を行っていた上、諮問会議等で御議論をいただいて六区域を指定したところでございます。

先ほどの福井県からの御提案は、昨年の募集時期ではなく、本年四月に提案書を私どももいただいております。本提案の内容につきましては先ほど御紹介ございましたが、最先端のLNG、水素エネルギー活用都市の日本海側への整備や、世界レベルの原子力の技術力、人材力の育成によりまして福井を世界と競争する最先端エネルギー技術の戦略拠点とするというのを目指

した内容であるというように理解をしております。

今後、この提案の取扱いについてまず申し上げますと、まず、現在の国家戦略特区の規制改革の特例措置、いわゆる初期メニューとしておりますけれども、にエネルギー分野の特例は措置されておりませんが、今後の規制の特例措置について、その追加につきましてワーキンググループ等において引き続き議論をしてまいります予定でございます。

また、今後の地域の追加指定のスケジュールについてのお尋ねでございましたが、これにつきましては現時点では未定でございますが、これまでに頂戴した提案の中にもいろいろ見るべきものがございますし、更に今後追加の提案も求めるというようなことを考えておりますことから、基本的な方針として指定数は引き続き厳選をするという方針の下で、適切な時期に国家戦略特区諮問会議で議論をしていくことになるかと考えているところでございます。福井県からいただいた提案につきましても、その過程において検討されることになって考えているところでございます。

○滝波宏文君 人気の高い再生可能エネルギーをやりたいという地域はたくさんあるかと思うんですが、国家の基盤を支えるという意味では、むしろ原子力や火力といったベースロードからミドル電源、これをしっかりと確保する必要があると思います。リスクもあり、なかなか人気もない中でこういった電源を引き受ける、そういう地域を大事にしたいと国家として成り立たない、そういうふうには思

います。エネルギー政策を所管する経済産業省として、エネルギー基本計画を含む国の戦略に資するこの福井県のエネルギー立県に向けた提案について、やり方はいろいろ工夫があるかと思っておりますけれども、強力にバックアップをしていただきたいというふうな考えますが、経済産業省の決意を伺います。

○政府参考人(上田隆之君) お答え申し上げます

と思います。

もう御存じのとおり、福井県は今まで原子力発電所の立地に多大な御協力と御貢献をいただいていたと認識をしております。その上で、福井県がこういった原子力発電所の立地ということのみならず、さらに新しく最先端のLNG、水素エネルギーの活用都市を整備していくといったことであるとか、原子力の技術力、人材力を育成ということを行うというふうな、こういった御姿勢は私どもから見てもエネルギー政策を遂行する上で大変意欲的かつ貴重な御提言であると考えております。また、この提案自身が天然ガスを含めたエネルギー供給体制の強靱化、あるいは高いレベルでの原子力技術、人材の維持発展ということを目指します今回のエネルギー基本計画とも非常に整合的なものであると考えてございます。

特区そのものの指定につきましては今の御答弁のとおりかと思いますが、私どもといたしましては、この計画のそのような状況に鑑みまして、福井県の方々とその具体的内容について十分意見交換をさせていきながら、具体的にどういったことができるのか、エネルギー政策の観点から検討をしてみたいと考えております。

○滝波宏文君 経産省、内閣府、しっかりとよろしくお願いいたします。

さて、ちよつと今度、規制委員会に何問か、質問移らせていただければと思います。ホームページの話からさせていただければと思います。配付資料、いろんな委員会の、三条委員会のホームページのトップページと、それから委員紹介のページを配付させていただいてございます。

最初、規制委員会のもの、ホームページ、それから委員長、委員の紹介がありまして、その後に公正取引委員会始めほかの三条委員会のものがあるかと思っております。公正取引委員会、委員長の証明写真とそれから集合写真といったもので、ほかの委員会めくっていただくと、もう写真も何もない、非常に簡素な堅実なものが続いていると思っておりますが、それと比べていただいて、最初

の規制委員会のもを見ていただくと、五人の顔が並んで、その横にある委員長の幼少期から始まるプロフィール、そして委員のコメント付きの格好いい立ち絵写真ですね。

正直、私、これ最近見て、何だこの人たちは選挙に当選のか。このゴレンジャー気取りの写真は一体何なんだと思いました。大臣など政治家なら分かりますけれども、彼らは専門家であって、皆さん御存じのとおり選挙で選ばれているわけではないところでもあります。

この図柄については、事務方が勝手にやっているというのではなくて、委員も承知の上でこういう形を取っているというふうに規制庁から事前レクで聞きました。その際、顔を見せるのも大事なんだ、こういった説明もありましたけれども、それは、まさにこのトップページの左下に動画配信って記者会見の絵がありますけれども、こういった記者会見でちゃんと説明をしていく、そういうことが大事なんだということであって、トップページの冒頭にこの五人の顔を載せたりとか、選挙ばりの立ち絵やらコメントやら、プロフィールとか、幼少期からの、こういったものを披露するということとは違うんじゃないかと私は思います。

すなわち、顔を見せる、顔が見えるようにするということは、独善的に超然とするということを排して、外部からの質問に真摯に丁寧に答える、それによって予見を与える、デュープロセス、次に質問しますけれども、適正手続を取っていく、そういうことが本旨であって、売名を正当化するものではないんだと思います。

今年任期が到来する二人の委員も交代の方向になったようだけれども、人が替わったとしても三条委員会が組織として信頼が置かれるようにつくっていくかなきゃいけないはず。その点、このホームページでは、まるで現在の委員の売名あるいは残留を助けるかのようで、ミスリードであります。選挙用としては、いや正直見せていただいて、私は、こんなすばらしいものだから私も頼

みたいなのと思うようないい出来でありますけれども、役所の組織はこういうものではないんだと私は思います。

事前レクでこんな指摘していたところ、なぜか昨日、このトップページの五人並びのゴレンジャー写真がなくなりまして、一枚別に配らせていただきました島崎委員と更田委員の格好いい視察写真に変わっていましたけれども、残念ながら私の指摘の観点からすると本質が変わっていないと言わざるを得ません。なお、委員長の幼少期以来のプロフィールとか委員の紹介ページ、こちらの方は昨日も変わっておりません。

他の三条委員会の並びから見ても、このホームページ、問題であると考えまして改善すべきと考えますけれども、規制委員会の対応についてお聞きしたいと思っています。

○政府参考人(片山啓君) お答えをいたします。原子力規制委員会では、原子力規制に対する信頼を回復するため、規制に関わる情報の開示を徹底をしております。そのための有効な手段としてホームページを活用しているところでございます。

ホームページの構成や内容につきましては、情報の見やすさ、分かりやすさ等の観点から継続的に見直しを行っていきたくというふうに考えておりまして、委員の本日の御指摘も踏まえ、今後より良いホームページを目指していきたくというふうに考えてございます。

○滝波宏文君 トップページ変えていくなら、それこそ動画とか記者会見でも上に載せればいいんじゃないかと思うんですが、こういったところにもそもそも規制委員会の独善的体質が表れているんじゃないかと私は思います。前回も指摘したように、独立と独善、中立性と恣意性、これを混同することがないように自らの態度を戒めていただきたいと思っています。

続けて、先ほど申し上げたデュープロセスの話について、移らせていただきたいと思います。選挙

の有無で審査のスピードが変わる規制委員会の政治的審査の疑念を取り上げましたけれども、問題があるのはスピードだけではありません。今年四月の敦賀原発の会合では、委員会は自らのコメントというのは会合までは事業者者に知らせないで、しかも資料もその場で配らないで、正面のスライドだけ見て回答しろというふうなことを委員が言っていた。他方、次回行われる事業者のコメント回答というのは事前に出せよというふうなことを指示しております。一方で、昨年八月の会合では、日本原発が事前に発表資料を提出しなかったことを叱責していたし、それをもって規制庁が回答できなかったことの言い訳にしていたわけであります。この辺り、単なる自分勝手な振る舞いと云われても仕方ないか、そういうふうに思ったりします。

また、大飯三、四号機の運転中に行われた昨年の適合性審査と今年の再稼働審査を比べると、同じ規制基準で評価をしているにもかかわらず、昨年指摘しなかった追加のコメントが出ています。例えば想定震源地の深さ、これについて、一度認めた四キロから更に浅くすると、こうコメントしているわけで、コメントの根拠も抽象的で明確ではなくて、それでいて従わなければ先に進めない。関電は仕方なくこれに従ったようだけれども、こういった不合理なコメントの上書きを行っていくというのは、いわゆる後出しじゃんけんであって、行政手続の在り方としてはおかしいんだと思います。御都合主義と言わざるを得ないかと。こういった非常にアンバランスで不安定な規制では、中立な公正な審査とは言えないのではないかと。デュープロセス、すなわち適正手続の観点で問題だと言わざるを得ません。

今回議論になっている電力システム改革との関係でも、こういう本来あるべき規制行政とは程遠い御都合主義を脱して、事業者ちゃんと予見可能性を与えるデュープロセスに沿った合理的な審査が不可欠だと考えますけれども、早急に改善すべきと思いますが、規制委員会の見解をお願いします。

まず、敦賀発電所の評価会合ですけれども、四月十四日の評価会合で発表された有識者のコメントについては全く新しい指摘が含まれているということで、事業者に対してその場ですぐに回答を求めることはしていません。当日のやり取りはコメントの内容の確認のための質疑応答であって、その旨は事前の事業者との打合せであり、あらかじめ伝達しているところでもあります。また、事業者からのコメントの回答を事前に提示していただくのは、会合において有識者との間で科学的に詳細な議論を行うために有効であるというふうに考えておりますので、これはこういうことを、手続は推進していくべきものと私は思っております。

また、もう一点、大飯についてですが、昨年、実は五月、六月に、いわゆる大飯発電所三、四号機が動いておりまして、それについて新しい規制基準の骨格が決まりましたので、それに基づいて現状評価を行いました。そこで、直ちに安全上重大な問題はないということは確認させていただいて、そのまま運転の継続を認めたものでございまして、その後も、地盤調査とかそういったことについてはまだ十分であるということは申し上げております。それについては新しい適合性審査が間もなく、運転が終わった後にありますので、そのときにきちっと見ようということになっております。その後に出てきたこととございまして、それらから敷地地盤のいわゆる三次元構造、そういったことについていろいろデータが出てまいりました。

一般的に申し上げますと、従来のこういったことを考慮しないことによって、実は柏崎刈羽の大きな地震動、あるいは志賀、女川、浜岡といった、近年、従来の基準地震動を上回るような大きな地震動がありまして、これは、その原因として

はやはり活断層の連動、あるいは敷地基盤の直下の構造の特異性ということを考慮すべきであるということがありました。

・大飯について見ますと、二キロから三キロぐらいのところで微小地震が頻発、かなり起こってきいております、これまでも。微小地震ですからほとんど体には感じませんが、地震。そういったことで、大きな地震が起こるときには更に浅くなるということが言われております。こういったことを踏まえて、実際には、当初関西電力はそういった調査をきちっと出してこなかったんですが、きちっとその調査を求めまして、その結果三キロということで、今事業者も了解をいただいたところでございます。

こういった地震の問題、津波の問題、いわゆる自然災害については相当我々の知見もまだ不備なところもございまして、十分慎重にすべきというのが福島第一原子力発電所の我々への厳しい教訓だと思っております。先生の御指摘は御指摘として承りますけれども、原子力規制委員会としては、引き続き科学的、技術的に厳正な評価を行っていきたいと考えております。

○滝波宏文君 今、事前に提出するのは科学的な議論に役に立つので推進すべきだと。おっしゃるとおりだと思えます。だとすれば、さっきの四月の会合も、事前に事業者に、こういうことを議論するからというふうに規制委員会の方も提出すべきじゃないでしょうか。その辺りのその片面性というのが私は問題なんだと思います。方向としては、互いに事前に出さないと、なんかちやんやじゃなくて、それぞれちゃんと事前に分かり合いつつながら、きちんと意見交換をしながらキャッチボールをして進めていただきたい、そういうふうな建設的な形でこのことが進んでいただきたいと思えます。

そして、今般、島崎代理を含む委員交代で、まさかまた突然早急で主観的な駆け込み判断をするようなことがあるとすれば、前回、敦賀原発の關係で指摘した国政選挙直前の拙速な判断と併せて、

て、これでは政治的、恣意的審査であって、科学的な、合理的な審査ではないというふうになんか言わざるを得なくなってしまうので、そんなことがないように、デュープロセスも含めてしっかりとお願いしたいと思えます。

時間も大分短くなってしまったので、最後に一問お願いいたします。

大飯原発の關係で、先般、福井地裁の方で判決がございました。差止め判決ということでありましたけれども、その後、判決後、日にちもたつておりますので、判決文の精査の結果はもう十分進んでいるかと思えます。

私から見ますと、あれは、三・一一前のゼロリスク、安全神話というふうなことをそのまま先祖返りしたような部分があつて、リスクがあるということを直視して、それに対して多重に安全対策をしていく、今規制委員会も進めているんだらうというそういう方向性をすっかり無視した判決になっているんじゃないかと思つたりいたしますが、規制委員会、それから経産省のこの判決についての受け止め、それから大飯原発含めた再稼働に向けたそれぞれの今後の対応について何って、私からの質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○政府特別補佐人(田中俊一君) 先生御指摘の訴訟は民事訴訟であります。御承知のように。国はそもそも当事者でないために、原子力規制委員会として同判決に対してコメントする立場にはないと考えております。

なお、原子力規制委員会としましては、大飯発電所三、四号機については、事業者からの申請に基づいて新規制基準の適合性審査を進めているところでありまして。相当、もうかなり終盤に近づいているというふうには私は判断しております。

そういった専門技術的観点から厳格に確認していくことが我々の役割と認識しておりますので、裁判の方とは独立して私どもの与えられたミッションを果たしていきたいと、このように思っております。

○政府参考人(上田隆之君) この訴訟の件でございますが、国が当事者ではないということでございまして、判決について私どもとしてもコメントをする立場にはないと考えておりますけれども、関西電力は既に五月二十二日に控訴をしております。現在、司法における審理が上級審において継続されているというふうに理解をしております。

大飯原子力発電所も含めまして、その原子力発電所の再稼働につきましては、いかなる事情よりも安全性を優先しながら、その安全性については独立した原子力規制委員会が世界で最も厳しい新規制基準の下で判断していくということにしておりまして、この考え方ににつきまして全く変更はございません。原子力規制委員会によって規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重いたします。政府といたしまして地元の理解を得る活動と原子力発電所の再稼働を進めていく所存でございます。

○滝波宏文君 終わります。ありがとうございます。

○直嶋正行君 どうもおはようございます。民主党の直嶋でございます。

実は今日の質疑は元々先月の二十二日に予定されておりました、本会議でいろいろありまして、十日以上たちました。やや間延びがした感はあるんですけど、先ほども御議論がございましたように、この電事法の改正は非常に重要な問題だというふうに思っております。最近の状況も含めて、経産大臣始めとする政府の御所見を伺いたいというふうに思っています。

まず最初に、今年の夏の電力需給についてお伺いしたいと思います。

今年は原発稼働ゼロで迎える初めての夏というところになります。もちろん電力の需給が逼迫しているというところは申し上げるまでもありません。五月十六日でしたと思うんですが、電力需給に関する検討会合で、関西電力管内の予備率が一・八、九州電力管内は一・三という非常に厳しい状況の中で、当初はいわゆる周波数変換装置を通じて

て東の方から西の方へ六十キロワットを何かのときには供給できるようにして乗り切ろうということであつたようなんですが、五月十六日には、関西電力、九電に対してこのFCを通じて融通に頼らなくとも予備率を三%以上確保するようにという要請が出ました。五月十六日ですから、余り時間がない中でどういうふうになるのかなというふうな思つて見ておりましたが、ちよつと関西電力の方に確認をいたしましたところ、関西電力は災害規定等に基づいて四つの火力発電所の定期点検を秋まで延期をします、そういうことで政府の承認をもらったというふうに聞いております。

今回の延期も合わせると、十の火力発電所で定期点検の延期をされているということでもあります。これは非常時でありますからやむを得ない措置だというふうに申し上げざるを得ないんですが、この状況について経産大臣としてどのような受け止めておられますか。まず御所見を、御認識を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) この夏の電力需給、極めて厳しい状況にあると、このように考えております。

よく、原発は動かなくても電気は足りているではないかと、こういう主張をされる方もいるわけでありまして、相当今、各電力会社において、老朽化した火力のたき増しと、ぎりぎりの運転をしながら安定供給に万全を期すと、こういった措置をとっているところでありまして、御指摘の五月十六日の電力需給に関する検討会合において、今後の対策、特に中部及び西日本において、特に今厳しい需給の見通しであることを踏まえまして、余力のあります東日本から東西を結ぶ周波数変換装置、FCを通じて西日本への電力融通を行うと、このことはやってまいります。

ただ、御案内のとおり、全体でも百二十万キロワットしかないということになってくると、当面六十万キロワットをやるにしましても、大幅な、例えば事故であつたりとか大規模な電源の脱落、これが発生をしますと、安定的な電力需給に予断

を許さないということで、特に、予備率、これが不足しております関西電力一・八％、九州電力一・三％につきましては、電力需要が高まる夏までにF/Cを通じた電力融通に頼らずとも予備率三％を確保できるように、合計で二十四万キロワット以上の予備力の積み増しを要請することにした。

これはやはり、電力というのは安定供給、これに対して万全の対策を取らなければいけないということで、いや、東西で融通できるんだからどうにかするでしょうということではなくて、融通もやりませんが、その上で、電源脱落が起きた、起きるかもしれない、こういったことにも備えて、特に厳しい電力会社に対する要請を行ったところでもあります。

また、今、火力発電所がほぼフル稼働という形であります、その中には相当老朽化した火力発電所もある。こういったことから、計画外の停止を最大限回避するための火力発電所の総点検、これを実施するとともに、全国の皆さんにもお願いをいたしておりますが、特に中部、西日本全体を中心とした大規模な節電、そして省エネのキャンペーン、こういった対策も講じてまいりたいと考えております。

○直嶋正行君 今回定期点検を延期した火力発電所においても、さつき大臣も総点検というお話しされました、これも、寿命が迫っている部品の取替え等を実施をして設備の信頼性を確保すると。つまり、消耗品のようなものは点検をして取り替えた上で、定期点検は延期をして動かすと、こういうことになります。相当これは綱渡りに近い状態ではないかというふうに思っております、危険をいたしております。さつきお話をあつたおり、いわゆるF/Cを通じた供給は可能でありますから直ちにどうこうということはないのかもしれませんが、この状態を続けていくということとはやはり持続的ではないというふうに私も受け止めておりまして、この夏の特に供給には経産省挙げて万全を期していただきたい、このことも申し上げ

げておきたいと思えます。

それで、続いて、今ちよつと議論に出ました予備率の話なんです、今こういうせっぱ詰まった状況であるわけなんです、ややそういう状況からすると間延びした質問になるのかもしれませんが、今度の電力システム改革を行いますと、当然、電力市場に大変多くのプレーヤーが参入することになります。もう既に二百とか三百とかいろいろ言われております。

今までは、電力会社が供給するわけですから、それぞれ予備率三％確保すると、こういうことで最低限の対応はしてきたんですが、今度プレーヤーが何百というところになると、みんなが三％も予備率持つと大変なことになります、これは供給過剰になることは必然であります。

今議論していますこの電力システム改革法が成立した後、こういう予備率について何らかの考え方なり方法を変えていかなきゃいけないと思うんですが、この点についての交通整理をしてきちつと打ち出さなきゃいけないと思うんですが、この点についてどのように今お考えでしょうか、お伺いしたいと思えます。

○国務大臣(茂木敏充君) 予備率の確保といいますが安定供給に向けて、これは、今後の送配電事業者であつたりまた小売電気事業者、こういったものがそれぞれの役割を果たしていくということになりますけれども、御案内のとおり、今回の法案では、小売電気事業者に対して供給力の確保義務、いわゆる空売り規制、これを課すことといたしております、これによりまして小売電気事業者の要請に応じて発電事業者による発電所の建設、これが促されると思っております。

同時に、全体についてどうするかということになります、全体の安定供給につきましまして、今の一般電気事業者の送配電部門であります一般送配電事業者が担うということでありまして、エリア全体の適正な供給予備力の確保も含めて、電気の安定供給義務を課すこととして、安定供給の確保に万全を期してまいりたい。さらには、広域

的運営推進機関、ここがセーフティネットとしての発電所の建設者の募集、これを行うことによりまして、市場機能や小売事業者の規制だけでは将来的に発電所が不足すると見込まれる事態においても、最終的には必ず発電設備が建設される、こういう仕組みにしていきたいと考えております。

○直嶋正行君 つまり、小売電気事業者には空売り規制を課すということなんですが、送配電事業者がその供給について責任を持つ、あるいは広域運営機関がそれを調整すると、こういうことなんでしょう。ちよつと今回のようなこういう状況というのは異例だと思ふんですが、広域運営機関が突然発電所の建設について入札をしても、実際に上がるのは随分掛かると思ふんですが、なかなかこの辺の取り方が難しいと思いますが、是非その点も具体的にまた詰めていただきたいと思ふます。

それで、次に、今、五月一日から、ちよつとこれ中部電力が規制料金の値上げが認可されました。値上げの問題についてお伺いしたいと思うんですが、これで規制料金の方は十電力のうち七社で値上げということになったわけですか。

今日お伺いしたいのはこの規制料金の方ではなくて、この間電力会社も二〇一三年度決算で見ますと六社が赤字ということでありまして、経営状況が非常に厳しくなっています。巷間、再値上げということも言われているわけなんですが、今日お伺いしたいのは、特に産業への影響をお伺いしたいと思ふます。

結構、これ、例えば二〇一〇年と比較しますと、キロワットアワー当たり自由料金が十五・四円から翌年の二〇一一年は十七・九円になっていきます。ちよつとデータがなくて今はよく分からないですけれども、今はもつと上がっている可能性はあるというふうに思っています。これは大体、今の十七・九円で見ますと、米国の電力料と比較しますと約二・五倍になります。ヨーロッパ、イギリスやフランスに比べても一・四倍ぐら

いの電気料金に既に二〇一一年の段階でなっているということでありまして、もしこのまま値上げが続くとしますと、この国際的な電力格差がますます大きくなっていく。そうしますと、いわゆる電炉やセメントといった電力多消費型産業だけではなくて、産業全体に深刻な影響を与えてくるのではないかとこのように危惧をいたしております。

この電気料金が高止まりして我が国の産業競争力を奪っていくという危険性について、今どのように認識をされ、どのような対策を考えておられるのか、経産大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) 日本の電気料金、震災以降、我々としては電力会社の方に、最大限の経営の効率化によってできるだけ電気料金の抑制を図ってほしいという要請を行っておりますが、実際に原発が停止をしまして火力のたき増しを行わなければいけない、また輸入燃料価格、これが、国際資源価格が上がり、また為替の変更に伴いまして上昇ということで燃料費が増加をいたしまして、結果的に電力料金、一般家庭で二割、それに対して御指摘の工場であつたりとかオフィス、こういった産業用の料金は約三割上昇ということになっておりまして、これは、電炉であつたりとかセメント、こういった電力多消費産業に限らず、中小企業であつたりとか様々な産業に対して影響を及ぼす、収益を圧迫する。

これが例えば人員の削減につながつたり企業の海外移転につながらないようにしていくために、電力料金の抑制、エネルギーコストの削減、これは我が国にとつて恐らく法人税の国際水準並みの引下げと並んで最大の課題ではないかな、こんなふうに今考えているところでありまして、まさに今回の電力システム改革、これも、中期的に競争の参入であつたり電気料金の自由化、こういったものを通じて電力料金の最大限の抑制等を図っていくものであります。

同時に、調達レベルから燃料コストを下げていかなければならない。先ほど米国のお話もいた

きましたが、御案内のとおり、米国ではシェールガス革命によりまして相当国内のガス価格、これが下がっているわけであります。日本としても、これからLNGを含め調達先、これの多角化を図っていく必要がある、こんなふうと考えているところであります。

同時に、先日、五月の初めにローマで開かれたG7のエネルギー大臣会合にも出席をいたしました。アジヤ向けのLNG、仕向地条項が非常に厳しくなっておりまして、ヨーロッパ等と比べるとどうしても高くなるということで、仕向地条項の緩和というのをG7レベルでは初めて合意をいたしまして、実際その後、日本の企業との契約でも緩和された仕向地条項での契約も進むと。いい兆候というのはこういった面でも生まれてきていると思っております。

さらに、電気料金が上昇する中で、事業者が省エネの投資を進めてもらう、それによってエネルギーコスト削減に取り組めるよう最先端の省エネ機器の導入支援策、これは平成二十六年の予算で四百十億円を講じておりますが、こういった形のまずはやはり電力料金を抑制するための制度改革を進める。

それだけではなくて、どうしても資源が不足する我が国において、エネルギー源を多様化する、調達先を多角化する、こういったことによつて少しでも安定的で低廉なエネルギーを調達をしていく、さらにはできるだけエネルギーを使わずに同じ生産活動ができるような省エネの設備等々を導入する、技術等々を導入する、こういったことに努めてまいりたいと考えております。

○直嶋正行君 非常に幅広い角度からお答えいただいたんですが、例えば私の手元に、電気料金の生産額に占める割合、いわゆるコストの一覧表、業種別、産業別の一覧表がございます。これ、製造業の平均が一・三三、これは二〇一〇年のデータです。多分これは今かなり高くなっているんじゃないかと思えます。今年の春の、安倍内閣も随分後押しされたんですが、賃上げですね、今言

われているのは一%強ぐらいというふうに言われていますよね。そうすると、さつき大臣まさにおっしゃったように、こういうところを抑制していかないと、いわゆる経済の好循環に支障を来すということになりかねないのではないかとというふうに思っています。

エネルギー政策というのは非常に長い取組になりますから、なかなか政策を打つても効果が即出ないわけでありまして、やはり今から先を見た政策をしつかり取る必要があるんじゃないかと。さつき大臣もおっしゃったんですが、やはり省エネルギーも、後ほどちょっと議論させていたきたいと思いますが、非常に重要な取組だというふうに思っています。

それからもう一つ、電気料金の値上げに関してやはり懸念をされているところがございます。いわゆる電力多消費産業ですが、要は制安な夜の電力を使って例えば鋳造とか電炉とかそういう業種では操業しているということをお願いしております。これ、何かフクロウ操業とか言われているわけなんですけれども、これらの業種でも、電気料金が値上がりをして非常に経営が厳しくなっております。撤退をするところも出始めているというふうに言われています。

とりわけ中小企業が非常に多い鋳造業、これはちよつと私のところにもこんな状況ですということとで陳情に來られたりしたものですから、ちよつと数字もいただいておりますので申し上げますと、全国の電力会社から買っている鋳造業の年間の購入電力量が五十三億キロワットアワーらしいんです。平成二十四年から二十六年にかけて値上げを実施した電力の管内では、年間四十五億キロワットアワーの電力を購入していると、この管内におけるコスト負担の増加額が約八十三億円だと、こういうふうな数字もいただいております。これ、ちなみに全国ベースに広げますと約百二億円という計算になります。

我が国の産業を考えますと、こういう一部の産業であつても弱体化してしまうと、やはり代わ

り、輸入が何かに頼らざるを得なくなつてくる。つまり、サプライチェーンの中であつたこの製造なんかは非常に重要な位置にいるわけですが、これがどんどん欠けてくると、やはり海外からの調達とか、あるいは逆に海外に出て調達できるところで作ろうとか、いろんな影響が出てくるんじゃないかと。これは産業構造にも大きな影響が出るんじゃないかというふうに思っています。また、一時はやりました例えばオール電化とかエコキュートとか、こういうものも実は深夜電力活用した仕組みなんです、場合によってはこういうものまで影響を及ぼす可能性があるんじゃないかというふうに思っております。

こういった電力需給の逼迫が我が国の産業に与える構造的な問題について、どのように分析をされておられるのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(高田修三君) ただいま委員の御指摘がありましたように、我が国の鋳造業、電力料金の製造コストに占める割合は一〇%になり、八割が三十人未満の中小企業ということでございまして、非常に影響大いかなと思っております。そのほか、電炉業、シリコン業、産業・医療ガス業、セメント業においては大量の電力を消費するため、電力料金の値上げの結果として負担が増加している事業者が多いと認識しております。これらの産業は、自動車、産業機械、情報通信機器、建設を始めとする幅広い川下産業に部素材を供給しております。電炉業においては鉄スクラップのリサイクルのシステムの一翼を担っているということでございまして、このため、電炉業、鋳造業などが国内で操業することが難しくなつた場合、我が国の産業構造やサプライチェーンにも影響が生じる懸念があると認識しております。

このため、当省としましては、平成二十四年度補正予算において、円高・エネルギー制約対策のために先端設備等への投資を促進するための補助制度を二千億円規模で講じたほか、省エネ投資を一層促進するための最先端省エネ機器の導入

を支援などしております。

今後とも、電気料金値上げの影響が大きくならないよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○直嶋正行君 今お話しされた平成二十四年の政策は、ちよつと私たちが与党のときに行ったことだというふうに思っています。

それで、それはそれでいいんですが、やはり今度のシステム改革についてもそうなんですが、経産省おっしゃっているのは電力料金の抑制です。ね、電力料金をできるだけ抑制すると。これ、抑制というのとは下げるという意味じゃないです。ね。上げるのを抑えるというふうに理解した方が正しいのかもしれない。ですから、さつき大臣がお話しされたように、やはり調達含めて高くないように工夫することは重要なんですが、この傾向はやはりすぐに変わつてくるわけじゃなくて、私は結構我が国の産業にボーディーブローのようになつてきているというふうな受け止めております。なかなか難しい問題なんですけれども、是非経産省でもつと踏み込んだ対策をお考えいただきたいなと、このことは御要望させていただきたいと思ひます。

続きまして、電力会社の今度経営の問題について、その関係でお伺いしたいと思ひます。

さつきもちよつと申し上げましたが、二〇一三年度決算で赤字を計上した電力会社が六社ございます。その中で、もう名前を挙げてもいいと思ひますので申し上げますと、北海道、中部、関西、四国、九州の五社が三期連続の赤字ということになつております。単体のそれぞれの自己資本比率で見ると、電力会社の中で申し上げますと、東電、北海道電力、九電で一〇%を割り込んでいますという状況でございます。

私は、経営状態としては非常に厳しい状態だと思ひますし、電力会社の体力が低下している、こういう状況の中で、さつきもちよつとやり取りありましたが、この電力システム改革を今行おうと

しているわけでありまして、本当にこれが円滑に行われるのかどうかというのは懸念がないとは申し上げられないと思います。

二〇一五年に電力システム改革の第三弾の法案が提出をされるということになっていますが、例えばこの時期、来年でありますけど、この時期においても例えば老朽火力への依存や電力会社の赤字が続いているといった状態はやはり避けなければいけないと思うんです。また、電力会社の経営が、これまでの地域独占、いわゆる総括原価方式で競争原理が働かなかった結果、今、率直に言つて、過剰な資産と過剰な人員を抱えた高コスト体質になっているというのとも間違いのないと思います。

そういう中で、少なくともシステム改革が完成するのが二〇一八年から二〇二〇年でありますが、この時期には、原子力発電の再稼働の有無にかかわらず、やはり電力会社は資産や事業の売却といった抜本的なリストラ、それから経営上のコストメリットが確実な高効率火力発電への計画的なリプレース、こうした経営改革が必要ではないかと思ひます。これは当然求められてくるのではないかと、このように思っておりますが、これらの点について、経産大臣、どのようにお考えか、御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) 電力システム改革、これは単に制度を変えるだけではなくて、電力会社にもこれまでの経営のマイノリティを変えより効率的な抜本的な経営刷新を図ってもらふ、こういったことも極めて重要であると思っております。

安定供給を図る、こういったことは極めて重要でありますけれども、それを地域独占体制の中で、そして総括原価方式の中でやってくるということになりますと、当然やはり競争意識というのはほかの産業と比べても進んでこなかった、これは厳然たる事実なんだと思ひます。どうして世界に冠たるトヨタが生まれたか。国際競争の荒波にさらされたからです。なぜコマツという会社が世界一になったか。あの巨大なキャタピラーとい

う会社に対峙をしなければならなかった。こういう極めて厳しい経営状況の中で新たな改革の路線を打ち出したということでありまして、今回の改革を通じて新規参入が進んでまいります。そして、地域を超えた競争というものが生まれてまいります。さらには企業を、電氣を選べる、そういう需要家の立場が強まります。

こういったことを通じて電力システム改革を進め、それが結果的には電氣料金の抑制、抑制と申し上げるのは、これは電氣料金は単に国内だけの事情で決まるわけではなくて、国際的な市況であったり、またそれには新興国の経済成長がどうなるか、様々な要因がありますので、確実に下げられると、こういうことは申し上げられませんが、ほかの条件が悪い方に行ってもできる限り上げられないような状態をつくる、こういった意味で申し上げておりましたが、そういった環境をつくつてまいりたいと思っております。

○直嶋正行君 確かに競争が企業を鍛えるという面は、大臣おっしゃるとおり、その面はあると思ひます。

ただ、私もさつき申し上げたように、このシステム改革をやる中で、やはりその中で依然としてそれを推進する上で重要なプレーヤーといひますか、役割を果たしていくのは電力会社だといふふうに思っております。そういう観点で見たとときに、幾つか、当面、さつき申し上げた電力システム改革が一応目標としている二〇一八年から二〇年ぐらいに向けているような課題があると思ひますので、ちよつとこの後、その問題も、そういう観点で幾つか御質問させていただきたいと思ひます。

一つは、今もリストラの話がございました。先日この委員会でも、東電の廣瀬社長が松田委員の御質問に答えられて、いわゆる修繕費の問題について答弁をされておりました。コストを下げていく、コストカットをしていくという場合に、やはり設備投資とか修繕費を先送りをして経費を節減する、そのことによって値上げ幅も圧縮しよう

と、こういうケースが見られるのではないかと思ひます。コストのカットはもちろん必要なんですけれども、さつき申し上げたとおり、電氣の安定供給の要となる設備投資や修繕工事をいわゆる先送りする形でコストを削減するというのはやはり本末転倒ではないかと、こういうふうに通ひます。

そういう意味で、電力各社は、さつき申し上げたとおり、一般送配電事業者としても電力システム改革の中心を担うことになるわけでありまして、送配電の安定なくして参入の自由化もあり得ないと思ひます。必要なこの設備投資とコストカットの両立について、どういふふうにかこれらやつていかれようかとされているのか、経産大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

委員御指摘のように、今、電力各社は厳しい収支の状況でございますけれども、その中で最大限の経営効率化に努めながらも、安定供給の確保に向けました修繕や必要な投資、あるいは安全対策等につきましましては適切に実施しているものと認識してございます。

足下につきましては、先ほど御議論ございましたように、夏の需給に關しまして火力発電所の計画外停止を最大限回避すべく、電力各社に対しまして火力発電所の総点検を行うよう要請をしております。各社対応を今しているところでございます。

また、保安の観点からは、これは今年の三月に産業構造審議会電力安全小委員会におきまして電力各社の保安の取組について検討しまして、各社それぞれ、保安の維持のための設備更新、修繕等に係る必要な資源を投入しているということにつきまして確認をしたところでございます。

電力料金の原価につきましましては、当然のことながら、修繕費あるいは設備投資等に係る資金につきましては、安定供給に必要な工事料は原価に織り込んでおりますけれども、同時に、コストを効率

化していくという観点から、経営効率化努力も求めているところでございます。

それから、電力システム改革との関係で申し上げますと、委員御指摘の一般送配電部門でございますけれども、これは、全面自由化後も引き続き総括原価方式によりまして料金回収を保障するという制度にしております。必要な設備の修繕、あるいは投資について必要な資金の手当てが確保されるような制度としていくところでございます。

○直嶋正行君 ありがとうございます。

幾つか確認したいこともありますが、ちよつと時間の関係もありますので次に進みます。

次に、高齢年化した原発の廃炉と今後の原発の方針について幾つか質問させていただきますと思ひます。

五月二十日に日本原発の東海第二原発が適合審査を申請しましたが、これ以外の今適合審査申請をしている原発は十八基あります。全て稼働後三十年以内の原発ということでありまして、前回は前回の原発というところでありますが、新規制基準への適合には巨額の対策費が必要で、運転期間の四十年基準を合わせますと、やはり今後、動かす原発と廃炉としていく原発とが区分されてくるのではないかと、このように思ひます。廃炉についても多額の費用が必要になります。前回の委員会だつたと思ひますが、エネ庁長官から一基当たり平均約五百五十五億円掛かると、こういう御答弁がございました。これは見積価格ということでありまして、解体引当金制度が、会計規則が昨年改正されましたが、この解体引当金の未引き当て金額が、二〇一二年度末、昨年の三月末で合計しますと一兆二千億円以上というふうになっております。

ちよつと逆説的な言い方になりますけど、老朽化した原発の廃炉を進めるためには、電力会社の経営状況の好転が、良くならないとできない、必要になります。そのためには、再稼働する原発は再稼働する、廃炉にする原発は先延ばしせず廃炉にするという峻別が問われているんじゃないか

と思います。

老朽化した原発の廃炉について、これも国のより一層の後押しが必要だというふうに私は思っておりますが、この点についてどのような御所見をお持ちか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) まさに、それぞれの原発、これについて、再稼働をするか、そして廃炉にするか、これ、当然、新規制基準に適合した上での判断であります。炉の設置者であります事業者において判断をされるものであると思っております。その上で、廃炉を行う場合には、御指摘のように、解体引当金の未引き当て額のほかに、原子力発電設備や核燃料の減損等によりまして事業者にとりまして財務面での負担が発生すること、これが見込まれることは事実であります。

このような中で、廃炉に伴います電力事業者の財務的な影響も考慮をして、おっしゃるように、廃炉にすべきと判断した原発については、廃炉が円滑に行われるような措置をとる必要があるであろうということ、昨年の六月から八月にかけて、従来の料金、会計制度が円滑かつ安全な廃炉を行う上で適切なものになっているかどうか、会計の専門家等から構成されます廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループにおいて審議をいただきました。

その結果であります、具体的に申し上げますと、解体引当金の未引き当て額を運転終了時にこれまで一括費用処理してきましたけれど、そうするのではなくて、運転終了後十年間で積立てを行うことといたしました。また、原子力発電設備のうち、格納容器であったり使用済燃料プールなど、廃炉作業を安全に進める上でこういった装置は廃炉を決めてからも必要になります、廃炉がある程度完成するまで。ですから、こういった必要な設備については運転終了後も引き続き減価償却を続けられると、こういう形にいたしました。

こうした見直しを踏まえまして、廃炉に伴います財務的な影響は相当程度緩和すると考えておりますが、エネルギー基本計画にも記述しております。

すように、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、原子力事業者が今後廃炉を円滑に進めていけるよう、海外の事例も参考としつつ、事業環境の在り方について検討を行うとしておりまして、そのように進めてまいりたいと思っております。

○直嶋正行君 事業環境の在り方について検討を行うということですから、多分今のままじゃなかなか大変なので更に検討すると、こういうふう理解しておきたいと思えます。

今大臣が説明された会計規則の変更は確かに効果があるかもしれませんが、私もいろいろ聞いていますと、これだけじゃなかなかという声が変わらずあるということも併せて今日お伝えしておきたいと思えます。

それから次に、原発の再稼働なんです、これはもう化石燃料が値上がりしている中であります、発電コストの低減策ということになるわけであり、川内原発の一号機、二号機が再稼働すれば、今年の夏も九州の予備率は一四・二％まで回復すると、九電の予備率はすね、というふうな試算もなされていまして、やはり電力各社はこの再稼働に向けて多額の追加投資を行ってマンパワーを振り向けています。

政府からは、安全が確認された、いわゆる規制基準に合格した原発は再稼働すると、こういう方針が示されており、エネルギー基本計画でも原子力は重要なベースロード電源ということを言われていますが、まだどれぐらいの規模でこれから使っていくかという、いわゆるエネルギーミックスは出ていません。

経営者の立場に立つと、企業としての、さつきから議論してあります経営改善と電力供給に責任を持つと、こういう立場から考えますと、需給の改善が必要である一方で、やはり政府が原発についてちゃんとした方針を示してくれないと、今依然として、こういう状況であります、やはり、さつき事業者の判断だ、動かす動かないはと大臣おっしゃったんですけれども、これはなかなか

判断できないんじゃないかなというふうに私も思わざるを得ません。

したがって、それぞれの電力事業者が判断できるように、やはり一日も早く政府としては方針を出すべきじゃないかと、このように思えます。私どもは必ずしもこれからもずっと使うとは言っていないんですが、しかし現状を考えるとこういうふう申し上げざるを得ないと思っています。

そういう点に関して、現状、今大臣がどのように受け止めておられるか、お伺いしたいと思えます。

○国務大臣(茂木敏充君) 原発については、あらゆる事情よりも安全性を重視し、その安全性につきましては独立した規制委員会が新たな規制基準の下で判断をすると、こういったことは民主党政権時代に新たな枠組みとして決めていただいた。我々としては、この規制委員会の判断がなされた場合には原発の再稼働を進める、こういう方針を政権として掲げております。

同時に、今回のエネルギー基本計画におきまして、原子力、これは石炭等々と並んで重要なベースロード電源と、こういう位置付けをさせていただいていまして、そういう意味では、確かにベアストミックスで何％ですと、こういった比率があった方が事業者にとつては予見性は高まると思っておりますけれど、原発の重要性等々については事業者としてある程度の認識というのは持っている状態ではないかなと思っております。

中国で自動車市場が拡大しうである、そのとくに、自動車市場がこれから五年間でどこまで伸びるかわからないから投資をしないということではないんだと思えます。ある程度の見通しをそれぞれの経営者が持ちながら経営判断としてやっていく。ですから、既に、まだベアストミックスは決まっておりますが、十一原発十八基について事業者の判断において適合審査の申請を行っている。稼働させるつもりがなければそういう審査申請を行わないと思えますから、ある程度事業者としては見通しを立てつつ、そういった準備を進め

ている、このように理解いたしております。

○直嶋正行君 ありがとうございました。賛成できる部分とちよつとどうかという部分とございます。結局、これまでは電力会社の経営は行われてきたと思えます。こういう赤字決算が続いている状況で、突然、おまえたち、自分で判断しろと言って放り出されると、なかなかこれは大変じゃないかなというふうな思っています。先ほど申し上げた経理面での廃炉に向けての対応と併せて、やはり何らかの手当てなり、よく御相談をされるということが重要じゃないかなというふうに思っています。

それから、もう一つ、ちよつとこれは確認的なことなんです、去年成立しました電力システム改革の第一弾の法律ですね、この附則の十一、五項の七に、原子力政策を始めとするエネルギー政策の変更その他環境変化によつて、競争条件が著しく悪化、あるいはその可能性が明らかな場合は、電気小売業、電気卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置を検討するという規定がございます。原発保有は、今やり取りさせていただいたように、これは確かに再稼働すると状況が変わるということで、プラス面もあるんですが、逆に廃炉というマイナス面もあるということでありまして、現在の状況を見ると、老朽化した原発がマイナスの影響を与えているということが言えるのではないかなと思えます。

電力各社が今後小売業者として極端に不利な立場から競争に巻き込まれるとすれば、電力システム改革の目指す方向性とは異なるのではないかと考えますが、この点について御所見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(上田隆之君) 老朽化した原子力発電所、稼働年数が非常に長い原子力発電所の件でございますが、それは設備の償却の度合い、あるいは追加投資の必要性、あるいは今後どれぐらい運転できるのかといった運転可能期間の長さなど、個別の発電所ごとに事情は異なるものでござ

いまして、老朽化原発だから必ずしも高コストである、競争上不利であるということではないというところであると考えております。

しかしながら、確かに様々なことでコストが変わることになることはあり得るわけでございまして、今先生御指摘がございました電気事業法第一弾改正法の附則におきまして、エネルギー政策の変更等に伴って特定の電気の小売業、卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合、あるいはそれが明らかな場合にはその競争条件を改善するための措置について検討するというところになっているところでございます。

○直嶋正行君 これは、あれですかね、状況からいうと、そういう検討をせざるを得ないかもしれないし、まだ何とも言えないと、こういう今現状判断だということでしょうか。

○政府参考人(上田隆之君) 老朽化した原子力発電所があるということだけでこういった状況に当たるとは私も考えておりません。今後、こういった事態、今先生がまさに御指摘のこの法律の規定に当たるような事態に立ち至ったような場合については、検討を加えまして、その結果に基づいて必要な措置を講ずると、こういうことを考えておるところでございます。

○直嶋正行君 続きまして、火力発電所の話について伺いたいと思います。

この新しいエネルギー基本計画においても、先ほど申し上げましたように、まだエネルギーミックスというのは示されておられません。原発の再稼働も今予定よりかなり遅れているという状況でありまして、この電源構成について明確な判断ができていない。今、先ほど来、夏の電力のところで議論させていただいたように、老朽化した火力に依存した状態が続いている。この状態が続くというところは、大きな経済的な損失を招くということにもつながりかねないと思います。

私、ちょっと実は東電の鹿島に小林議員のお世話でお邪魔したことがあるんですが、初めて行きました非常に驚きました。一号機から七号機まで

あつて、七号機は最先端なんです、一号機は一九七〇年代にできた。そして、お話を聞くと、震災までは全く使っていなかった設備なんです。

なぜ驚いたかというところ、そういう使っていない設備が依然として残っていることに驚きました。普通の企業だと、さっきの大臣の競争の話じゃありませんが、もう使わない設備はさっさと処分して、土地も更地にするなり別のものを建てるなり、別の使い方を考えると思うんですが、電力会社の場合は、休止をさせて、そのままの状態に置いている。

まあこれが良かったわけですね。今度そのさびを落として動かして、まあ何とか電力を供給できたと、こういうことなんです。今度のシステム改革で、さっき御答弁ありましたように、やはり競争の中に入っていくということになると、その考え方そのものからいろいろと変えていかないと、いけないというふうに思っています。

ある意味ではこの移行期なんです。例えば東京電力の場合は、二〇二四年までに東京湾周辺の火力六百万キロワットを入札を募集するというところで、大規模なリプレースをされるということも発表されています。

ただ、全体的に見ると、さっき申し上げたように、非常に赤字経営で厳しい中で、一部高効率化ということ動きは出ているようにございます。状況にあるんじゃないかというふうに思っています。これは、やはり今後の環境対策等も含めて考えると、この火力の高効率化ということも早く着手すべきではないかというふうに思っています。例えば環境アセスの期間の短縮等もいろいろ図られているということですが、やはり投資をしていただくための後押しというんですかね、こういうことについて、経産省として今お考えのことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○大臣政務官(磯崎仁彦君) 今、直嶋委員の方からは鹿島のお話出ましたけれども、五月の二十日には、この委員会におきましても、東京ガスの扇

島のパワーステーション、それから磯子の火力発電所、そういうところを視察をしまして、やはり非常にすばらしいものだなということを私も痛感いたしました。非常に効率も良くて環境負荷も小さいということで、やはりこういった高効率化といえますか、これを進めていく必要性というのは、そのときに私も感じた次第であります。

今、お話をいたしましたように、やはり石炭、LNGの火力発電につきましては、エネルギーのセキュリティ、あるいはそのエネルギーコストの削減という観点からも、やはり高効率な技術の利用によって環境負荷というものを低減しながら活用していくということがこれから重要であるというふうに思っております。そのためには、今お話をいたしましたように、やっぱり技術開発について支援をしていくということも必要だと思っております。

し、また導入はどういった形で支援をしていくのか、あるいは、更にリプレースをしていくということも長い期間が掛かるということではなかなかそのリプレースの決断もできないということがありますので、どうスムーズにリプレースをしていくのかというそういった環境整備、いろんな観点でやはり検討していかなければいけないというふうに思っております。

まず、技術開発につきましては、もう御承知のとおり、石炭火力の蒸気温度、これ七百度以上の高温にすることで発電の効率を高めるための技術開発、このための予算を平成二十六年年度でも二十一・二億円取っているという状況でございます。またLNG火力のガス燃焼温度、これを千七百度まで高温化させて効率を高める技術開発、これにつきましても平成二十六年年度の予算で三十四・四億円などを取り込んでいくということで、既に技術開発につきましても経産省としても力を入れていくところでございます。

さらに、建設に当たりましては、やはりまさにおっしゃいましたように、それを促進をしていくための何らかのインセンティブも必要だということとでございます。これにつきましては、高効率

のガスタービンコンバインドサイクルの導入を進めるためには、グリーン投資減税、これは平成二十三年年度から始まっております。今、二十七年までというところでございますが、投資初年度に三〇%の特別償却を認めるということで、やはり早期に償却できるというそういうインセンティブを持つことによって後押しをしていくという政策を取っておりますし、また先ほどまさに環境アセスメントのお話ございましたけれども、通常でございますと、従来三年程度掛かるこの環境アセスメントにつきましても一年強程度に短縮する等の措置をとってリプレースをスムーズにできるような、そういった環境も今整えているということとでございますので、こういった総合的な対策を通じて火力発電所の高効率化を進めてまいりたいというふうに思っております。

○直嶋正行君 ありがとうございます。

今御説明いただきました。私の中でちょっと欠けているなと思うのはやはり資金面の話だと思います。最近、電力会社単独ではなくていろんな事業者と組んで新しい発電所を造るという動きも出ていますけれども、その場合のやはり資金面の、資金の調達等について何らかの仕組みが必要ではないかというふうに思っております。

ちょっと時間の関係で、時間がなくなりましたので、恐縮ですが、幾つか通告をさせていただいたものを少し飛ばさせていただきます。省エネルギーについて伺いたいと思います。

これも何度かこの委員会でも大臣とも御議論させていただいておりますが、天然資源が少ない我が国において、今まさに燃料費が急騰しております。為替の影響もあって非常に高くなっている、それで貿易赤字も増大していると、こういうことなんです。まさに省エネこそ国産エネルギーだというふうに受け止めています。

東京電力の福島原子力発電所の事故以降こういう認識は高まっているというふうに思っておりますが、我が国のこれまでの省エネの歴史を振り返りますと、一九七三年の第一次石油ショック、こ

れ以降日本の省エネは急速に進みました。特に七〇年代、八〇年代、非常に大きく進展をしまして、まさに世界一という状況になったと思います。

ただ、これデータ見ても明らかなんです、ここ二十年くらい、九〇年代以降省エネは停滞をしているというふうに申し上げても過言ではないと思います。家庭、業務、産業の各部門において努力の余地がまだまだ大きく、国を挙げて取り組みたい成果を期待できるのではないかとこのように思っています。私は、今まさに国策として省エネに取り組む七〇年代以来のタイミングではないかと、そのように思っております。

先日決定されたエネルギー基本計画を拝見しますと、例えばLED照明とか次世代車、それからネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等、個別の分野ではこれぐらい普及させるという目標が記載されています。また、その同じ基本計画の中で、各部門ごとの省エネルギーの取組を一層加速すべく、目標となり得る指標を速やかに策定するというふうに掲載されています。これらの指標について、まず、これらの指標をいつ頃どんな形でまとめようとされておられるのか、それをお伺いしたいと思います。

それからもう一点は、やはり機器の普及やこういった部門ごとの指標だけではなくて、全体的な目標をきちっと掲げることが重要ではないかと思っております。この全体目標を掲げることについてもお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) 個々の目標の時期につきましては、この後、参考人の方からお答えをさせていただきます。それから、省エネ技術の進展によりましてその危機を克服する、その過程で世界に冠たる省エネ製品、省エネ技術、さらには省エネ社会というのを生み出したんだと思っております。

ただ、当時は、エネルギーの消費そのものの全体をコントロールする、こういった立場からの省エネでありました。現在は、三・一一以降、全体というよりも、いかにピークをコントロールするか、こういったことを中心にした省エネが必要であらうと思っております。もちろん、産業部門と比べて、家庭であったり運輸部門、業務部門、まだまだ省エネの余地はあると思っておりますけれども、需要側を様々な技術であったりとかこの電力の自由化等々によってスマートにコントロールしていく、こういったことが極めて重要である、このように思っているところであります。

省エネの目標につきましては、エネルギー基本計画におきまして、これまでの計画で示された水準を更に上回るレベルのものとしていくと、こういったことを書かせていただいておりますが、これは、御案内のとおり、省エネも進めますけれども、同時に再生可能エネルギーがどこまで導入されるかとか、ほかのエネルギー源をどう使っていくか、全体に関わる問題でありますから、ベーストミックスと同時にこれについてはお示しをできればということでありまして、検討を進めていきたいと思っております。

○政府参考人(木村陽一君) 御質問いただきましたエネルギー基本計画にございます目標となる指標につきましてはお答え申し上げます。

我が国全体の省エネ目標のみならず、産業ですとか業務、家庭、運輸、それぞれの部門ごとにエネルギーの消費実態に應じましてやはりきめ細かく省エネの取組を進めるためには、例えば個別の機器の導入でございましてとか技術開発の目標といった、そういった個々の事業者や家庭が取り組むに当たって目標となる個別の指標というのをきめ細かく策定するというのが一つ有効ではないかというふうには考えてございます。これらの指標につきましては、事業者レベルでエネルギー利用の動向ですとかあるいは将来の省エネの余地などを見極めて、十分に野心的ではあるけれども非現実的でない目標を策定することというのは可能で

はないかと考えてございます。

その一例がまさに御指摘いただきましたLED、あるいは新築の建築物等についての数値ということでございましてけれども、今後、エネルギーミックスを策定するに先立ちまして、実際に個々の事業者や家庭の省エネの取組を加速するために有効な個別の指標、これはどういうものが可能かというところにつきましても、専門家の意見を踏まえましてよく議論をした上で、速やかに策定してまいりたいと考えてございます。

○直嶋正行君 きめの細かい目標も非常に大事だと思えますけれども、やはり全体的に分かりやすい目標を掲げるということも併せて是非お願いしたいと思います。

それで、次にエネルギー基本法についてちょっとお伺いしたいと思います。

省エネとの関係なんです、私は、今あるエネルギー基本法であります、エネルギー基本計画において、まず省エネの位置付けがやはり弱いのではないかとこのように思っています。

その原因なんです、やはりエネルギー政策基本法がありまして、これに基づいて政府はエネルギー基本計画を作るわけですが、よく言われます三要件といいますが、三つの原則といいますが基本方針、安定供給の確保、環境への適合、市場原理の活用、三原則というのが言われております。この中にエネルギー消費の効率化という形で省エネと思われる表記はあるんですけど、これ全体的に見ると、やはり供給をどうしていくかという供給サイドからの発想が強いのではないかとこのように思います。さつき大臣もピークカットのお話されました。これはやはり供給ということより、むしろ需要の方の話ではないかというふうに思います。

それで、さつき申し上げたとおり、福島第一原発の事故を経験して、今非常に厳しい需給状況に陥っているわけですが、先ほど申し上げたとおり、私も省エネこそ有望な国産エネルギーだというふうに思っております。このエネルギー基

本法をやはり改めて、もつと省エネを一つの大きな原則として位置付ける、そういう発想が必要ではないかというふうに思っております。

この点についてどのように受け止めておられるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) まず、エネルギー基本計画におけます省エネの位置付けでありますけれども、全体の章立てを御覧いただきますと、エネルギー基本計画の中では、各エネルギー源ごとの特徴であったりとか施策の章が出てまいります、その前に省エネが来ております、先に、省エネのことを書いた上でエネルギーの供給の話に入っているということでありまして、それは先に書いてあるからそつちを重視しているんだと。後だから重視してないということではありませんが、極めて重要な施策である、こういうふうにかえております。

その上で、エネルギー政策の基本法、これは平成十四年のたしか六月の七日に成立した法案であると思っておりますけれども、これはエネルギー政策、具体的に進めていくに当たっての基本的な考え方、指針というのを三つ示すということでありまして、その一つが安定供給の確保、エネルギーセキュリティの話です。そして、環境への適合、エンバイロメントと。さらに、市場原理の活用、エコノミックエフィシエンス、この三つのEということで基本方針を定めて、この基本方針に沿って各エネルギー政策を進めていきましようというところになっておまして、省エネは重要であります、言ってみますと、理念というよりも具体的な政策である。再生可能エネルギーの導入も、理念というよりは考え方として、理念でもありますけれども、具体的な政策として進めていくと、こういう考えで今後とも重点的に取り組んでまいりたいと思っております。

○直嶋正行君 省エネは重要だけれども、大原則ではなくて具体的な政策としてやっていくという

お話なんです。

ちよつと私、御提案申し上げたいのは、エネルギー基本法の第十二条なんです。十二条の第二項に、「エネルギー基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。」と、こういうふう

に書かれていて、三つ書いています。「エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針」、「エネルギーの需給に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策」、「三が」エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及びその施策」ということなんです。ここに私は、「エネルギー基本計画は、次に掲げる事項について定める」という、この中にやはり省エネルギーというのを明確に位置付けると先ほど大臣がおっしゃったような具体策もしっかりと書き込むことができるんじゃないかと、このように思っております。

この法律は、御承知のとおり、議員立法で成立した法律でありまして、それを経産省がどうふうふに扱うかというのはちよつと私まだよく分かりませんが、ただ、できてかなりたちますし、先ほどというが、まさに我々が今ここで電力システム改革の大改革の話をしているわけでありまして、この大改革を踏まえて、やはりこれからのニーズをしつかり受け止めて考えるということ

で、私も今申し上げた点が具体的に改正すべき点だということ、これだけを御提案するつもりはありませんが、今ちよつとそういうことを感じていますので、我々も引き続き検討したいというふう

に思っています。やはりそういうタイミングではないかというふうに思っております。御提案を申し上げておきたいというふうに思います。それで、次に、これ省エネルギーと密接に関わ

ると思うんですが、建物の省エネについてお伺いしたいと思

います。今日は国交省の方にも出席いただいておりますので、国交省、経産省、併せてお伺いしたいと思います。建築物の省エネということなんです、特に欧

州等では建築許可とその省エネの基準、断熱基準です。断熱基準が連動しております。省エネ性能が満たされなければ建築ができない、こういう制度になっています。日本の場合、省エネ法に基づく届出というのが一定規模以上のものに

限って義務付けられているとありますが、届出が義務付けられているということでもあります。また、住宅の省エネ基準適合率も、数字で比較しますと欧州に比べてかなり後れを取っているという

ことが言えると思います。例えば、欧州では二〇二〇年にはゼロ・エネルギー・ハウスあるいはゼロ・エネルギー・ビル、ZEH、ZEBの義務化に向

かって今進んでいまして、二〇二〇年には幾つかの国で義務化されるというふうに聞いています。実は、日本はその頃にやつと公共用の施設について

こういうことを義務化してはどうかという議論がされているというふうに聞いています。これも一つの判断でありまして、民間が主導的にできないのであれば、公共の建物からしつかりとゼロエネルギー化すべきであるというふうに考えてい

まして、公共の既存ストックも含めてやはり計画的にゼロエネルギー化すべきであるというふうに思っています。さつき大臣の方からも、省エネの発想が変わったんだと、総消費量がなくて需要、ピークカットなんだという話、これは電力の場合はそうだと

思うんですが、エネルギー全体で見ると、やはり幾らエネルギー使用を効率化していても、建物が断熱性能が悪ければ、これはもう穴の空いたパ

ケツと同じでして、幾ら入れても漏れてしまう、こういうことになるわけでありまして、私は今公共施設の話をしていただきましたが、こういうものを含めて、やはりもつとピッチを上げて建物の省エネについて取り組むべきだというふう

に思っております。今どのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。○政府参考人(橋本公博君) お答え申し上げます。

住宅建築物の省エネ基準適合義務化についての御質問がございました。御指摘のとおり、民生部門のエネルギー消費というのは大変増加が著しくな

っております。住宅建築物の省エネ対策の推進は重要な政策課題であると認識しております。エネルギー基本計画におきましても、適合義務化につ

きまして、「規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、二〇二〇年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化する。」と位置付けられてお

るところでございます。具体的には、エネルギー消費量の大きいオフィスビルなどの非住宅建築物、住宅以外の建築物をまず先行させ、かつ規模の大

き建築物から段階的に省エネ基準への適合義務化をしたいというふうに考えております。一方で、住宅、特に戸建て住宅につきま

しては、大規模な事業者、いわゆるハウスメーカー等が供給する住宅はほとんど全てが省エネ基準に適合して

おる一方で、中小の木工、工務店さんが供給されている住宅はまだ省エネ基準に達していないものが多く見受けられるところでござい

ます。特に、住宅、戸建て住宅につきましては義務化を早急に実施をいたしますと、中小の木工、工務店さんにとつて大きな支障となりまして、地域の住宅生産体制を壊しかねないということで、慎重な対応が求められると考えております。

したが、いまして、まず省エネを適合義務化する環境づくりをいたしまして、中小木工、工務店さんの省エネ施工技術の向上のため、例えば、新しい工法、材料等の開発の支援をするとか、あるいは省エネ技術取得のための講習会を実施するとか、あるいは先進的な取組に対する支援を行う等

で現在その条件整備を行っておりますところでございます。これらの条件を整えた上で、段階的に省エネの義務化に向けて進んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○直嶋正行君 ありがとうございます。

今おっしゃった、大規模なものから順次という

お話で、それは一つのそういう考え方としてそう

かもしれないと思いますが、やはりさつき申し上げた

とおり、例えば、私ちよつと驚いたんですが、驚いたと言

うと怒られますけど、韓国もかなりこういう議論進んで

います。二〇二五年には全新築建築物を義務化すると、

こういう政策を出しているようでもあります。もちろん、さつき

申し上げたとおり、欧米はもつと進んでおりまして、

二〇二〇年くらい、あるいはその前、二〇一八年とか二〇一

九年から義務化すると、こういう方針を出しています。

そういう点で考えますと、やはり日本の場合

はかなり遅れているということが申し上げられるん

じやないかと思

います。さつき申し上げたとおり穴の空いたバケツ状態でありまして、建築物、建

物のエネルギー消費量というのがやはり国全体の

エネルギー消費量の、例えばドイツ辺りだと四

〇%占めているという話も聞いています。非常に

こういった政策は効果が大きいということを重ね

て申し上げておきたいと思

います。それで、あと一点、建築物に絡んで窓の話なん

ですが、窓がなかなか断熱が難しいということな

んですが、日本の住宅というのは割合アルミサツ

シが普及しているわけ

です。このアルミサツシを仮に全て樹脂のサツシに切り替えた

とすると、年間約一億トンのCO₂削減効果があると、こ

ういう試算がござ

います。一億トンという、ちよ

うど原発が止まってしまつて火力で今たき増しを

していますが、これによつて排出される量にほぼ

相当するんだという話も伺っています。

そういう意味では、樹脂サツシに切り替えるとい

うことは重要だと思

うんですが、日本の場合

は実はこの樹脂のサツシの普及率が七%でありま

す。欧米諸国では大体六〇%を超えるというふう

に聞いています。つまり、それぞれ環境先進国で

は厳しい断熱基準を設けておりまして、例えばア

メリカのニューヨーク等でも相当厳しい基準でな

いとうちを建てる

ことができないというふう

に言

われておりまして、我が国の場合は、そういう点

からすると、この断熱基準が実は省エネ法で決められていました。ただ、建築基準法上は規定がないというふうに理解していますが、これも併せて断熱基準をしっかりとっていくと、窓ですね、それをまた建築基準法に明記していくということによって建築段階からの省エネ性能の高い樹脂サッシを普及させていくべきだと思うんですが、この点について最後に御所見を伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(大久保勉君) 時間が過ぎておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○政府参考人(橋本公博君) 樹脂サッシは、御指摘のとおり、断熱性能が高く、省エネ効果も高い製品でございます。現実には北海道では九割以上のサッシが樹脂サッシになっております。したがって、私どもとしても、これから樹脂サッシの普及に努力してまいりたいと思います。ただ、建築基準法の中に入れるか省エネ法の省エネ基準に位置付けるかは、今後、適合義務化の段階で具体的な方策は考えさせていただきたいと思っております。

○直嶋正行君 時間が来ましたので、終わります。

○委員長(大久保勉君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時開会

○委員長(大久保勉君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、電気事業法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○杉久武君 公明党の杉久武でございます。本日は、電力システム改革の第二弾となる小売参入の全面自由化に向けた電気事業法の改正について順次質問をしたいと思っております。

まずは、今回の改正案に先立ちまして、昨年度

立たしました第一段階の部分について少し確認をしておきたいと思っております。

まず、昨年度の改正では広域的運営推進機関の設立が決まったわけでございまして、来年の設立に向けて、現在、設立準備組織が立ち上がっているという状況でございます。広域的運営推進機関の設立に向けた現状と今後の流れにつきまして確認しておきたいと思っております。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

委員御指摘のように、昨年成立させていただきました第一弾の電気事業法の改正を踏まえまして、現在、広域的運営推進機関の設立準備を進めているところでございます。具体的には、総合資源エネルギー調査会の下に設置されました専門家によるワーキンググループにおきまして、その組織の詳細設計につきまして検討を進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、まず、その運営に関する組織の構成、それから東西の例えば周波数変換設備、あるいは地域間の連系線等の広域的な送電インフラの整備、あるいはその利用に関するルールなど、その設立に当たりまして必要となる課題につきまして、学識経験者などの御参加をいただきまして議論を進めているところでございます。

また、この広域的運営推進機関は電気事業者等が発起人となりまして設立をするという形になっておりまして、国の認可を経て設置されるということになっております。その設立に向けて、本年一月には、電力会社、それから新電力、再生可能エネルギーの事業者などが設立準備組織を発足をさせておりまして、現在、その具体的な組織設計、業務運営方法、それから広域運営に必要なシステムなどの設計につきまして、実務的な準備を進めているところでございます。

今後、この設立準備組織は夏に向けて認可申請を行うというのを目標として作業をしておりまして、私どもとしても、二十七年中に広域的運営推進

機関が設立できるよう、引き続き着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

○杉久武君 広域的運営推進機関につきまして、今御答弁をいただいたとおり、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国大で平時時、緊急時の需給調整機能を強化するために設置される機関となっております。広域的運営推進機関には、こういった国家全体に関わる問題を電気事業者といった利害関係の領域を超えた立場から判断していただく役割、使命があるものと私は認識をしておりますので、民間主導の組織ではありますが、経産省にも、広域的運営推進機関がどこまでも国益第一で取り組むようしっかりと見ていただきたいことを要請したいと思っております。

さて、送配電網の話に関しまして、広域メリットオーダーの件について少し伺いたいと思っております。

御承知のとおり、広域メリットオーダーは地域間で電源をシェアすることで全体の経済性を高めようというものでございますが、例えば、極端な話、仮に九州電力の電力を北海道電力が調達するというのを仮定しますと、理論的には長大な送電となりますので、送電のための電力系統は必然的に軟弱なものになってしまいます。よって、長距離送電によって電力の安定性が損なわれるようなことが起こってしまうのではないかと、素人目にはこのようにも感じられるわけでありまして、そこで伺いますが、広域メリットオーダーを進めるに当たって電力の安定性というものはどれだけの担保されているのか、答弁をお願いいたします。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、広域メリットオーダーを実現するに当たりましては電気の安定供給を確保することが大前提と考えております。このため、今回の法案では、一般送配電事業者に対しまして、当該エリア全体の需給バランスを維持する

義務、いわゆる周波数維持義務と申しておりますけれども、これを課しておりますので、広域メリットオーダーを実現した場合であっても、それぞれきちっと電気の安定供給を確保するということとしてございます。

また、広域メリットオーダーを実現する場合には、これまでと比較いたしましてエリアを超えた電気の融通というのが拡大するということがとなりますけれども、一般送配電事業者間でエリアを超えた電気の融通を行うに当たりまして、先ほど御指摘ございました広域的運営推進機関が融通のルールあるいはシステムを整備をするということをしておりますので、広域メリットオーダーと電気の安定供給の両立を図る措置をとっているところでございます。

こうした措置によりまして、安定供給を確保しながら広域メリットオーダーの実現、それからそれによりまして電気料金の最大限の抑制に、実現を図ってまいりたいと考えております。

○杉久武君 電力の安定性という面からは、広域メリットオーダーについて今御答弁いただきましたが、これは質問ではございませんが、電力の安定性を追求していきまると、送電線を太くしていくとか、送電線の回線を増やすとか、またあるいは送電距離を短くするといったような必要がございます。中でも、送電距離が短い場合ですと、必然的に丈夫な系統が生まれますので、発電所から消費地までの距離が短いほど電力の安定性は確保されるものと考えます。例えば生産地が消費地に近ければ近いほど新鮮な野菜が手に入るといったような、言うなれば電力の地産地消といいたうか、自然エネルギーも含めまして、私は消費地に近い場所での発電といったものに一層真剣に取り組んでいただまして、電力の安定性やコスト削減などを推進していただけるよう、施策の充実を図っていただきたいと思います。

さて、今、系統の話に加えて、連系についても伺いたいと思っております。特に、東西連系線の問題について言いますと、周波数変換設備、FCの

強化は避けて通ることができないのは御承知のとおりでございます。極めて残念なことでありますが、戦後長い間、電気事業者がこの東西連系線への投資を怠ってきたことは、事業者側からすれば競争回避という原理に基づいたものかもしれませんが、三・一一を思い返すまでもなく、国内におけるエネルギーセキュリティの観点から極めて不適切な対応であったと言わざるを得ないと、このように思うわけであります。

先ほど質問いたしました広域メリットオーダーによる年間一千七百億円のコスト削減の試算につきましても、これはFCの増強が大前提でございますので、電力の広域的な安定供給の観点から、FCの増強を始め各地域間の連系線強化は不可欠でありますので、これら連系線強化に向けた茂木経済産業大臣のお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) まず、先ほど御指摘いただいた電力の地産地消、これから極めて重要になってくる、またそういった意味でも、公明党の皆さんが強く主張されていきます再生可能エネルギー、これを最大限導入していくことは極めて重要な問題であると考えております。

それで、電力を全国レベルで使っていく、低廉なものから使っていく、こういう広域メリットオーダー、九州の電力を北海道に送るといいますが、委員御案内のとおり、九州でつくったものをずつつと引っ張っていくよりも、九州の電力が中国電力に行ったり、何らかの形で調整をしながら最終的には北海道ということになるんだと思います。

いずれにしても、このメリットオーダーを実効性高めるためにも、今御指摘をいただきましたような地域間の連系線の容量と、これを十分確保することが重要でありまして、総合資源エネルギー調査会の下で専門委員会が昨年の二月に取りまとめた報告書においては、一つには周波数の変換設備について、まずは二〇二〇年を目標に、現行の百二十万キロワットから二百十万キロワットまで

増強して、それ以降できるだけ早期に三百万キロワットまで増強するとしております。また、北海道と本州をつなぎます北本連系設備については、現行六十万キロワット、これを九十万キロワットまで増強を早期に実現することが提言をされておられて、これらの実現に向けて検討、準備を進めているところであります。

また、今回のエネルギー基本計画におきましても、「政府が示す政策方針や、広域的運営推進機関が策定する計画に基づき、東西の周波数変換設備や地域間連系線等の送電インフラの増強を進める。」と、このようにされておられて、この方針に基づきまして、地域間の連系線の一層の増強、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○杉久武君 今大臣からも御答弁いただきましたが、東西の連系設備を二〇二〇年度、この二〇二〇年度というのは送電分離の年という位置付けになるかと思いますが、それまでに現在の約二倍に当たります二百十万キロワットへ増強するという計画のお話でございました。また、FCの増強に加えまして、同一周波数帯での連系線強化、例えば北海道と本州の脆弱性の解消もそうでありますが、整備にはやはり巨額のコストが掛かるというところも指摘されているところでございます。

で、電気事業者のみならず、茂木大臣を先頭に、政府のリーダーシップなくしては実質的、加速度的な進展は望めない問題であると考えておりますので、喫緊の課題として引き続き取り組んでいただきたいことをお願い申し上げたいと思います。それでは、今回の法案につきまして質問をいたします。

まず、今回の改正案の概要につきましては、これまで電力会社が独占しておりました家庭向けの市場を開放すると同時に、事業者を発電、送配電、小売の三分区に再編をして競争を促進するということが狙いとなっております、順調に進みますと、二年後の二〇一六年には小売の自由競争が一気に加速をしていくと、このような段階取りで

あると理解をしているところであります。

そこで、確認をしておきたいのは、そもそも電力の自由化は何のためにするのかということでありまして、それは、特定の事業者から全事業者へ、そして全消費者へと門戸を開くことによって効率的で安価で安定的な電力供給システムをつくるという目的に向けたそのための第一歩が自由化であり、今回の改革の第二弾がそういった位置付けになると考えております。

しかし、大事なことは、やはり安定と安価として安全な電力供給の確保ということとは自由化云々以前の前提であり、根幹であることを確認しておきたいのでございます。この安定と安価、安全という三本柱のうち、万が一にもどれか一つが欠けてしまうような事態になりますと、電力システム改革は意味を成さなくなる。そのような意味からも、電力改革は三位一体で取り組んでいただきたいところではありますが、その中でも国民の皆様が強い関心を持っていらっしゃるのは、今回のこの改革によって我が家の家計にメリットがあるのか、電気料金はどうなるのかという安価な電力供給という点であろうかと思っております。

法案の説明でも種々触れられておりますが、この第二弾の改革によりまして、規制部門でありました一般家庭や小規模な商店、事業所といった七兆五千億円規模の市場が新たに生まれます。企業側からしても相当なビジネスチャンスになるわけでありまして、当然、新規に参入される業者が増え、価格競争が生まれて、結果として安価な電気料金となるのではないかと、このようなことを国民の皆様は大いに期待しているというふうに思います。

そこで、質問をいたしますが、今後、新規に参入する企業数はどの程度を想定しているのか、参入企業の事業規模や業種等も含め、確認をしておきたいと思っております。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。現在、既に自由化されている部門に参入している

る新電力の数ですけれども、足下二百社ぐらいでございます。このうち実際小売供給として事業を行っているものは四十社ぐらいでございますけれども、石油、ガスなどの他のエネルギー業種の企業あるいは商社等々の企業などが多岐にわたり参加をしております。

今後、今委員御指摘のあったように、規制部門七・五兆円の市場が開放されるということで、足下、小売部門への参入、小売全面自由化をにらんだ家庭向けへの参入ということの動きも広がっております。例えば東京ガスとかあるいはJX日鉱日石エネルギーなどは家庭向けの電力小売に参入する方向で検討を進めていると表明していると承知をしております。

具体的な規模感をお示しするのは難しいわけですが、既存の電力会社が他のエリアへ供給すること、それから、今申し上げました関連のエネルギー業種、そのほか通信などの消費者サービスを提供している事業者の参入など多様な事業展開が行われるものと期待をしております。こうしたことによりまして、家庭向けの小売参入、それによる需要家のメリットというのが図られるのではないかと期待をしているところでございます。

○杉久武君 今御答弁いただきましたが、今の答弁でありますところの程度の業者が参入されると考えてよいと思いますが、これらは消費者の皆様にとりまして、電力会社を選べるという選択の自由があるわけですから、当然、安い電気料金を選択できるというメリットがあるはずであります。

自由化に対する国民の皆様への期待は、まさに価格競争によって安価な電気が得られるという点にあると思います。ところが、様々な指摘がなされているところでございますが、二年後の小売参入の全面自由化で本当に電気料金が下がるのか、むしろ上がるのではないかとといったことも言われているわけでありまして、そこで確認をしておきたいのですが、率直なところ、自由化によって電気料金は安くなると考え

ているのか、また電気料金が安くなるインセンティブは一体何なのかを伺いたいと思います。
○政府参考人(上田隆之君) お答え申し上げます。

電気料金が本当に安くなるのかというお尋ねでございます。

御案内のとおり、電気料金は、こういった電力システム改革のみならず、石油の値段であるとかLNGの値段であるとか、そういったエネルギーの調達価格にも影響を受けるものでございまして、こういったものも一生懸命下げる努力をしていかなければならないと考えているわけでございますが、今回の電力システム改革では、今競争の促進とおっしゃいましたけれども、高コスト構造の一つの要因であると考えられます地域の独占あるいは総括原価方式を見直していく、あるいは先ほどにもお話ししました新規事業者の参入が期待される、あるいはダイヤモンドリスponsを可能とするような様々な料金メニューの拡大等々といった取組を通じて電気料金を最大限抑制をしていきたいというふうに考えております。

どの程度かというところはなかなか難しいわけでございますが、今後、競争がどの程度進展するか、あるいは需要家の行動がどう変わるのかという不確定な要素がございまして、幾つかの試算を申し上げたいと思います。

一つの試算あるいは例ということでありますけれども、いわゆるダイヤモンドリスponsというところで私どもが豊田市あるいは北九州市などで実証した実証実験がございまして、これによりまして、ダイヤモンドリスponsのシステムを用いることによりまして需要抑制が働きまして二割のピークカットができる。その際、支払う電気料金も、家庭の平均的な電気料金の支払額よりも三割程度安くなるという実証例がございました。また、先生御指摘のとおり、広域メリットオーダー、非常にうまくいけば千七百億円程度の削減ができるという試算もございまして、これらが電気料金の引下げの要因となると考えております。

ます。

それから、当分の間は、新規参入者は当然いるわけでございますが、競争環境が整うまでは当分の間は規制料金を残すことにしております。したがって、新規参入者が規制料金よりも安い料金メニューを提供することが期待されるわけでございまして、この経過措置の間におきましても電気料金を規制料金以下に引き下げる効果があると、こういった要因が電気料金を最大限抑制する方向としての要因として考えられるところでございます。

○杉久武君 今様々御答弁いただきましたが、まずはやはり今回の目的としては、市場メカニズムの競争環境が起きて電気料金を下げるということが想定されていると思います。

ただ、今我が国が置かれている状況というのは、電力という商品が言わば品薄の状況でありまして、慢性的な供給不足の状態に置かれていることを忘れてはいけません。純粋に考えれば、自由化というのは市場原理そのものですので、需給、需要と供給のバランスによって価格が決まるわけであります。例えば、数か月前、記録的な大雪がございました。あの大雪の影響で野菜の収穫作業が遅れまして、野菜の値段があつという間に二割から四割も高騰したということもあります。電気もある意味では野菜のような生鮮食料品と同じようにストックができない商品でありますので、例えば電気の需要があるのに電気の供給が増えなければ、市場原理に従えば電気料金は当然値上がりする可能性があると思いますし、むしろ価格の値下げといった話にはなかなか結び付かないのではないかとように思います。

また、別の観点から考えてみますと、自由化によつて先ほどの答弁にもあつたような新規の事業者が多数参入することになりますと、電気の供給量が増えなければ、業者の数だけが増え、その分供給に関するコストが増加するということにもなりかねません。結局それらが価格転嫁されて電気料金が上がってしまうことにはならないのかと、

そういう可能性も考えられるわけであります。

要は、今我が国が置かれております現状が今後とも続いてしまいますと、二年後の小売参入の自由化は電気料金の低下という目に見える形でペネフィットを消費者が受けられない、そういった事態が発生してしまうのではないかと、そういった危惧もするわけであります。

ただ、今お話しございましたが、料金規制の話も今お話しいただきましたけれども、昨年の電力システムに関する改革方針の中では、「一般電気事業者の料金規制は、電気の小売業への参入の全面自由化後も、実際に競争が進展していることを確認するまでの間、経過措置として継続する。」とされておりまして、この料金規制につきましましては、私は、海外での自由化後の価格高騰の事例を鑑みまして、経済産業省としてはよく研究をされ、電力価格の高騰を抑える手段として手堅い手順を踏まれたのではないかとように評価しております。

そこで、伺いますが、この料金規制の部分で述べられております実際に競争が進展していることを確認するまでの間というのは具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。例えば競争の進展を図るための目安や、数値的なまたあるいは別の何か目安としてあるのか、競争の進展は誰がどのように確認をするのか、できるだけ具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

委員御指摘のように、小売参入の全面自由化をした後も、当分の間、現在の一般電気事業者に対して料金規制を課すこととしてございます。これは、電気というものがほかの代替性が困難である財であること、それから実際今自由化をされている部分でも競争が十分進展していないということとを考へまして、既存事業者による規制なき独占が起らないようにということで措置をしたものでございます。

こうした経過措置の解除の考え方でございます

けれども、今申し上げましたこの経過措置の趣旨に鑑みまして、市場の実態等について慎重な判断が必要だと考えてございまして、具体的には例えば新規参入がどれだけ入ってきているのか、それから既存事業者間での競争というのがどれだけ生じているのか、それから、新しい制度の下では自由な料金設定もできますので、そういったものを選択している需要家がどれぐらいの割合になっているのか、そのほか、スマートメーターの普及状況、それから卸電力市場の活性化の状況等々といったものを総合的に勘案いたしまして、競争の進展を精査をした上でこの経過措置の撤廃時期を決定すべきものと考えてございます。

○杉久武君 今様々御説明いただきました。やっぱり定量的な、数値的な目標ということとはなかなか難しいと思いますが、私はやはり、もう一つ大事なことは、この料金規制を掛けることによつて新規参入企業は料金規制よりも低い価格で参入せざるを得ないと、そういった話になると思ひます。

したがって、注意しなくてははいけません。これは、企業側も利益が出て初めて商売が成り立つわけでありまして、企業側に損失が生じるような状況であれば、なかなか逆に参入が行われないうような状況になると思ひます。新規参入企業が出てこなければ、結局、よく言われるような規制なき独占といった形で、自由化を行つても従前と何ら変わらない可能性というものも様々指摘されていくところでございます。

ただ、これは見方を変えますと、規制料金を残すことによつて、消費者の皆様が最低限選べる電力に対して料金規制を掛けるわけでございますから、消費者は最悪でも規制料金を選ぶことができますと、こういったことも言えますので、現在よりも料金が高くなるというようなことにはならない、そういったある意味社会的規制を設けるのだと、経産省はこういうふうにご考へていらつしやるのではないかと思ひます。

そういうふうになりますと、やはり規制料金部分は国民の皆様様に保証した上で、自由化によつて

十分な競争が働き、価格が下がって規制料金の電力を誰も選ばなくなるというのが理想的な話になりますから、消費者保護の観点、また我が国の電力供給の現状を考えますと、規制料金の撤廃というのはよほど慎重に判断をしなければならぬというように考えてまいります。

他方、一般電気事業者のみに引き続き規制が課せられるのは不公平ではないかという指摘もございいます。結局のところ、規制料金が撤廃されるための大前提としては、先ほど指摘いたしましたのが、商品となる電気の供給量が増えまないと価格競争が起らない、価格競争が起らないければ規制料金の撤廃もできないわけでありますから、何としても電力の供給量を増やしていかなければならないということに帰結すると思ひます。

今後、電力の供給量の確保に向け、どのような見込みがなされているのか、茂木経済産業大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(茂木敏充君) 電力システム改革によりまして、もちろん小売への新規参入も進みますが、我々は発電事業へも新規参入というものが促されると、このように考えておりまして、実際に最近の発電所の新規参入の状況を見てみますと、東京ガスと昭和シェル石油の合併会社であります、東京ガスと昭和シェル石油の合併会社であります、これは四十一万キロワットであります。また、三菱商事、日本製紙、中部電力の合併によりまして、三井物産と中部電力の合併によりまして、これが十萬キロワット、さらには神戸製鋼所によりまして、真岡市でのガス火力発電所が百四十萬キロワット、さらに、西部ガスによる北九州市でのガスの火力発電、これは百六十萬キロワット、こういったものが計画をされておまして、これまでの実績も、ガス、石油、製鉄、製紙など、様々な業種から大規模な発電所の運営、行っている事業者が出ていますのでありまして、こういった発電部門にも新規参入は進むと。

さらには、確実に安定供給を確保するために、各送配電事業者によりエリア内での安定供給の責任を

務を課すことにしておりますし、さらに、小売電気事業者に対しても供給力確保義務、いわゆる空売り規制ということで掛けております。そして、将来的に発電所が不足すると見込まれる事態においては、全体の計画をつかさどります広域的運営推進機関にセーフティネットとしての発電所の建設者の募集を行わせることで、最終的には、これらの措置を併せて発電所が適切に建設され、供給力が確保されるものと考えております。

○杉久武君 今大臣から様々、新しい発電の供給力の増加について具体的なお話をいただいたところでありますが、今お話をいただいた火力を中心とした電力になると思ひます。現状、原発が停止しておりますので、電力の供給量を増や、かつ安価であるためには、やはりどれだけ安く燃料を調達できるかという点が至上命題になつてくると思ひます。

しかし、将来的に、例えば改革第三弾の発送電分離といった改革が進みまして今以上に多くの電力会社が個別にばらばらに燃料を調達するようなことが仮にあったとすれば、やはり価格交渉の問題、つまり燃料価格で有利な条件を勝ち取ることができないと燃料調達の交渉力が致命的に失われるのではないかと指摘もございいます。

このように、燃料調達の問題は一層重要な課題になると思ひますが、燃料調達の交渉力を維持、向上させるために国としてどのような対策を講じていく考えなのか、伺いたいと思ひます。

○副大臣(赤羽一嘉君) 電力システム改革を進める中で、燃料調達コストの低減に向けた買主側のバーゲニングパワーを強化していくというのは大変重要な指摘だと思ひます。

また、そもそも今回の電力システム改革の狙いは、それぞれ競争環境が進展させることによつて、結局、燃料調達の方法につきましても、共同調達等の取組など、電力市場における競争力を高めるための創意工夫を凝らしたことが出てくるんではないかという期待もございいます。

そして、政府としても、具体的には、一つ目に

は、シェールガスの生産拡大で価格が低下しておりますアメリカからのシェールガス、LNGの供給の実現、これは既に四つのプロジェクトで契約を締結済みでございますが、こうしたことも進めていくと同時に、カナダ、ロシア、モザンビーク等日本企業が資源開発をしておりますが、その供給源の多角化と権益の確保についてもサポートしているところでございいます。

そして、LNGの産出国と消費国を合わせた合同会議、LNG消費国間の連携強化や新しい共同調達の戦略的な活用促進など、買主側のバーゲニングパワーの強化を図ることによりまして供給源の多元化を政府としてもしっかりと取り組んでいきたいと、こう考えておるところでございいます。

○杉久武君 ありがとうございます。燃料の安価な調達というのは、我が国の生命線、またエネルギーセキュリティの根幹でもございいますので、オールジャパンでの対応をお願いしたいと思ひます。

さて、ネガティブな議論が続きましたが、やはり自由化にはメリットがあるはずでありまして、競争が導入されることによりまして企業間による売り方の競争や工夫といったものはいや応なしに生まれてまいります。よく成功事例としても挙げられるのが、通信の自由化の例を挙げれば明らかであると思ひます。ただ、電気事業というのはある意味成熟産業でございますし、電気もそれ自身が均質な商品でありますので、そこに付加価値を付けるようになりますと、多分、多様な価格メニューによる競争というものが大宗を占めるのではないかとこのように考えております。

多様な価格メニューというものは大変望ましいことではあります。一方で、メニューが複雑になり過ぎますと消費者の側からすれば分かりづらく、面倒くさいといったことで電力会社を選択するインセンティブが働かないというようなことも考えられると思ひます。

これらについて、電力自由化を行った諸外国の

事例などを参考に、どのような可能性を考えているのか、伺いたいと思ひます。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、今回の電力システム改革の目的の一つには、電力会社やあるいは料金、メニューを選びたいという需要家のニーズに多様な選択肢で応えることができるようにしたいということでございます。今回の小売の全面自由化の実施によりまして様々な小売電気事業者が参入する、また多種多様な料金メニューが提供されるということが期待されるわけでございいます。

諸外国の例で申しますと、イギリスなどでは競争が激化をいたしまして、電力会社が設定する料金メニューあるいは割引プランが乱立をいたしまして非常に複雑になつてしまつたということから、一定の数に料金メニューを制限するというようなことも導入されております。

ただ、我が国ではこれから全面自由化を進めるということでございいますので、現時点におきましてメニューの数を制限するということは考えてございませぬけれども、需要家が料金の情報等を的確に得ることがまず選択の大前提となりますので、そういったことがまず選択の大前提となりますので、後書面交付義務、それから需要家からの苦情や問合せに対応する義務などを課してございまして、需要家が電力会社や料金メニューを選択しやすいような仕組みとしておるところでございいます。

○杉久武君 では次に、電力料金の問題に加えて、もう一つの課題であります電力の安定供給の観点から質問したいと思ひます。

戦後、我が国は電力の安定供給の観点から、地域独占を前提として整備を行つてまいりました。良くも悪くも、この地域独占の制度こそが電力の安定供給による我が国の戦後の高度経済成長、また我が国の世界的地位を確立した要因の一つであ

することは否定し難い事実なのだろうと個人的には思っております。

そこで議論になってきますのが、では自由化によって電力の安定供給は果たして確保されるのかという問題であります。自由化によって安定供給どころか供給に支障を来し、大規模停電の可能性が増すといった指摘もございます。

そこで、諸外国の事例で伺いたいのですが、午前中の質疑でも滝波委員も触れましたが、二〇〇〇年に発生したカリフォルニアの電力危機の件であります。諸外国で行われた自由化においては、一般的には比較的電力の需給に余裕がある状況で自由化が行われておりますが、一方、日本とよく似た背景、すなわち電力需給が逼迫している状況の中で自由化を行ったカリフォルニアでは、余剰電力が少なく中で電力自由化を行った結果、大規模な電力危機と電力料金の高騰をもたらしたと、そういう指摘もございます。

そこで、質問いたしますが、カリフォルニアの事例について経済産業省はどのように分析をされ、我が国との類似性についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○副大臣(赤羽一嘉君) カリフォルニアの場合は、今御指摘のように、供給力が不足する状況の中で小売料金を凍結してしまつたと、その結果、資金が回収できずに発電投資が進まず、結局、停電を引き起こしたものと、そう分析をしております。

今回、そうした教訓を踏まえまして、自由化を進めるに際しまして、発電事業への投資が行えることができる仕組みをつくることが重要だと考えております。

具体的には、まず一つ目は、小売料金の凍結は行わないということ、二つ目には、小売電気事業者に対して空売り規制を課して、小売電気事業者の要請に応じて発電事業者により発電所が建設される仕組みをつくること、三つ目には、広域的運営推進機関にセーフティネットとしての発電所の建設の募集を行わせるといったことが仕組みと

して講じているところでございます。

○杉久武君 今、様々挙げていただきましたが、カリフォルニアの事例を反面教師としながら、今述べられました対策をしっかりと行つていただきたいと思ひます。

続いて、諸外国の実例におきましては、自由化によって競争が激しくなるとの電力会社も発電設備に投資をしなくなると。すなわち、余分な発電設備を持たなくなる。よく自由化の成功例として挙げられていますがテキサスにおいても、事業者間の競争によって予想利益率が低下してしまつたことから現実には設備投資が進んでいない、こういったことも言われております。このような企業間競争が結果的に計画停電の発生や需給の逼迫時には電気料金の高騰を起しているといった指摘もあります。

また、本年四月の二十九日には、テキサス州の電力大手エナジー・フューチャー・ホールディングスがアメリカの連邦破産法十一一条、日本でいいますと民事再生法に相当する法律の適用を申請して、負債総額で約四百億ドルという、日本円にすると約四兆円という規模での経営破綻をしたと、一九八〇年以降では八番目の負債規模の経営破綻であつたという報道もございました。

そもそも、インフラ的な財やサービスというのは公的機関が最終的な供給責任について何らかの形で関与していることが多いわけでありまして、発電設備への投資が鈍化するような事態になりますと、万が一どこかの発電所でトラブルが発生した場合、またあるいは自然災害等によって電力の供給能力が大きく損なわれた場合、さらには夏場などの気温の上昇によって電力需要が急増した場合、こういった場合には最後のバックアップ役を誰も引き受けられない状態になり、広域停電の可能性が出てくるわけでございます。

電気は言うまでもなく生活必需品であります。供給停止時の社会的影響は誠に甚大でありまして、電気は石油などと異なり、ためておくことが難しいという特徴がございます。安定供給を達成

するためには、需給逼迫時以外は一定の余剰となる設備がやはり必要と考えますが、電力の供給責任の在り方や電力の安定供給確保のためにどのような対策を講じていくのか、伺いたいと思ひます。

○政府参考人(上田隆之君) まず、発電所の建設がしつかり進むようにすべきであるという御指摘と、それから電力の安定供給をどのように図っていくのか、この二つの御質問かと存じます。

この発電所の建設につきましては、今回の法律におきまして、小売電気事業者にいわゆる供給力の確保義務、空売り規制と言っておりますけれども、それを課することになっておりますので、小売電気事業者が供給力を確保する上で必要な要請といたうことに応じまして、発電事業者により発電所が建設される仕組みということになっております。

それに加えまして、先ほど、料金規制、凍結等を行わないといったこともあります。また、広域的運営推進機関にセーフティネットとしての発電所の建設者の募集を行わせるということでも最終的には必ず発電所は建設される仕組みといたうものを準備をしておるところでございます。

また、安定供給そのものにつきましては、これまで安定供給を担ってきた一般電気事業者の送配電部門であります送配電事業者に対しまして、現行制度と同様の料金制度による投資回収を保証をすることともに、引き続き電気の安定供給の義務を課しております。

具体的には、送配電事業者が日々の電力需給の状況を監視し、電圧、周波数の値を一定の値に維持することの義務付け、あるいは送配電事業者に送配電網の建設、保守を確実にを行うことを義務付ける、あるいは最終保障サービスや離島への安定供給を義務付ける等々の措置によりまして安定供給を図っていくことにしております。

○杉久武君 ありがとうございます。もう一問通告をさせていただきます。

が、時間になりましたので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(大久保勉君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、増子輝彦君が委員を辞任され、その補欠として白眞勲君が選任されました。

○真山勇一君 日本維新の会・結いの党の真山勇一です。

茂木大臣は発電所というところを見学したことがございますでしょうか。もちろんあるというふうに私は思うんですが、実は、私たち、この経産委のメンバー、先月の二十日に発電所の見学をいたしました。横浜のLNG基地、それからガス火力発電所、そして石炭火力発電所を視察したわけなんですけれども、私、この視察を通してちょっと非常に印象に残ったことがございます。それを皆さんはどんなふうに感じられたかなという思いも込めてちょっと茂木大臣にお伺いしたいんですけれども。

LNG基地、まず最初に行ったところで、電気を起こす燃料、当然LNG、液化天然ガスなんです、それを目の前で燃やすす実験、見学者に対してそういう実験をやるわけですね。まず、ろうそくでLNGを燃やして、ろうそくはすぐ出るけれどもLNGは出ませんよという。ガラスを見ると、ろうそくの方は真っ黒になるけれども、ならない、きれいな燃料ですねということですね。それから、LNGはマイナス百六十二度、大変な低温です。これの中に軟らかいプラスチック製のボールをぽんと入れた途端に、当然ちんちんに凍るわけですね。そして、そのちんちんに凍ったボールをすぐ割ってみんなに見せてくれる。その硬くなったプラスチックの破片をみんなで見ると、まあこんなもんですよという話を見るんですけれども、こうやって見ていると、非常に、環境負荷もないし、クリーンだし、そして安全ということが、目の前でやっぱ実験がで

きるといふ、目の前で電気の材料が、実験が見えるということですね。それが一つ。

そして、その後、当然、発電所の施設の中を見学したわけなんですけれども、ヘルメット一つかぶればほとんど施設の中どこでも見学できるわけですね、今回行きましたガス火力発電、それから石炭火力発電所では。

発電所の心臓部といえば、発電機、タービンですね。そのタービンのすぐ脇まで私たちは行って、触ってみてくださいと言つて、触つて、あつ、熱いですね、当然です、中で燃えているわけですから熱い。そんなことまで感覚として分かるような、そういう見学だったんですけれども。翻つてみて、やっぱり原発の見学となると、それはいくかなというふうな思いがするわけなんです。施設内というものは基本的には余り直接入るといふことになつていなくて、大抵原発の場合は、多分行かれた方は御存じかもしれませんが、展示館というのがあつて、原発というのはこうやつて電気を起こしているんですというのをガラスを通して向こう側でいろいろありまして、それを実際に見ていくということ、なかなか施設の中央までというのは難しいんじゃないかというふう

に思つていらっしゃるんです。しかも、今テロの危険があるといふことで、その原発の見学自体がどうも中止しているところが多いといふふうにも伺つています。

やつぱりこうやつて、電気はどうやつてできるのか、その現場を見たときに、何の不安も心配も感じないで見学できるということは、まあ逆に言うとうと、電気のエネルギーというものは安全といふことがどれだけ大事なのか、コントロールできていふことがどれだけ大事なのかというところを、ちょっと感じたんですけれども。

大臣も当然、原発それからそのほかの発電所も御覧になつていらっしゃると思うんですが、御覧になつてどんなことを感じられたかといふことをちよつとお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(茂木敏充君) 私は、大臣に就任する

前にも原発の施設の中も視察させていただいたこともございます。それから、最近注目をされております磯子の石炭火力、これも大臣に就任してから行つてまいりましたけど、こゝもやはり途中のプロセスで、石炭が燃えるときに非常にかすが少ないといふ部分をちゃんと視覚で見られるようなスペースがあつたりして、かなり海外からも視察の方は多いと、こんなふうにも伺つております。それから、どうしても発電施設に注目が行きがちですけれども、例えば冬の送配電網の整備、これは大変な作業でありまして、相当高いところで、雪の中そういった危険な作業に取り組んでいる、多くのやつぱり電力マンの方の日々の営みといったのも拝見をしたことがございます。

やはり、磯子に行つてみますと、これは御案内のとおり、今世界で最高効率の発電能力を持つといふことでありまして、実際大きな煙突はあるわけですから、恐らく海外からいらつしやる方はこれに非常に驚くといふところもあるわけでありまして、やはり日本のこの高効率の石炭火力の技術、これは極めて進んでいると、そう感じました。

この磯子の効率をアメリカ、そして中国、インドに応用しますと、既存のもの、アメリカ、中国、インドのものをリブレースした場合に、年間で十五億トンのCO₂の削減効果があると。日本が年間で排出しておりますCO₂が十三億トンですから、それ以上の効果が生まれるといふことでありまして、極めて効果としては大きいと思つております。

今、ウクライナ、ロシアからのガスの供給、これに依存する部分もあるんですけれども、石炭が出る国でありまして、石炭火力にかなり依存しているんですが、設備が老朽化している、そして効率が悪く、設備が老朽化している、日本の技術を使えば、このウクライナのエネルギー事情、電力事情も相当改善をするのではないかなと、こういうことについて日本として何らかの支援できないかと、こういったことも検討しているところであり

ます。

もちろん、事故を起こしました東京電力の第一原発、これも、昨年の一月、そして昨年の八月と視察に行つております。一月に視察に行つたときには、現職の閣僚として初めて建屋内に入つたのではないかなと思ひますけれども、一号機から四号機までそれぞれ状況が違つております。それまでのロードマップというのは、全て同じ一号機から四号機まで手順で廃炉を進めるということでありましたけれども、号機ごとに違う状況を踏まえてロードマップを見直すことができないかといふ指示を出しまして、実際に、昨年の六月に、それに沿つたロードマップの見直し、そして前倒しといふのが進んでおりますし、昨年の十一月からは、四号機におけます燃料棒の取り出し、こういったものもスタートしているところであり

ます。

同時に、あの現場も非常に過酷な現場でありまして、タイベックスーツを着て全面マスクをして作業をしなければならぬ。夏に行きますと、保冷剤を入れていても本当に一時間外にいるだけで大変な状況で、やつぱり労働環境の改善には努めなきゃならないと思ひます。

同時に、やはり汚染水対策、地下水対策、これが廃炉を進める上でも極めて重要な課題であるといふことで、八月に視察をしました後、九月に政府としての汚染水対策の基本方針、決めさせていただきます。同時にアクションプランという形で、今回始まります陸側の凍土方式によります遮水壁の設置であつたりとか、地元の漁業関係者の皆さんに苦渋の決断をしていただいた地下水のパイプスであつたり、一つ一つのことをしっかりと進めているわけであり

ます。

なという感じもするんですけど、茂木大臣、それから私たち経産委のメンバーが見学するときは割合と普通の一般見学よりもいろんなところが見る自由があるんじゃないかなといふふうに思うんですが、なかなか一般の見学者になると、特に、今は動いていませんが原発の施設なんといふのは、見るのはかなり制限があるんじゃないかといふふうに思つていらっしゃるんですね。

そういう意味でいつて、例えば子供たちがエネルギーの問題、エネルギー大切ですが、勉強しようといふことで発電所なんかを見学に行つたとき、やつぱり近くでただだけ見ることができるといふ辺りは大事なことでないかなといふふうに思うんですね。そういう意味で、電気エネルギーを起こすエネルギー源といふものを間近に見て、そしてメリットもデメリットもきちつと勉強してくる、子供たちが、そういうことも非常に大切で、やはり発電所を見学するといふのは、見学するといふのはそういう大事なチャンスだと私は思つております。

それで、発電所によつてはそういうのを、積極的に見学者を受け入れていふところもあるわけですね。ですから、私はやつぱりそういうふうな現場を、発電所という現地を見たときに、やはりそこから出るエネルギーのつくり方がどうであるかといふことを見て、ああ、こういうつくり方がいいのか、あるいは、こういうつくり方はやつぱりコントロールするには難しいからまだちよつとやめた方がいいのかとか、子供たちにもやはりそういうことを勉強させるすく逆になんかいい機会になるんじゃないかなといふ、そんな思ひでちよつとお伺いをいたしました。

申し上げたように、私はエネルギーがいかに大切かといふことをお話ししたいといふふうに思つていらっしゃるけれども、やはり今回の電力システム改革といふのは大変大きな取組だと、挑戦だといふふうに私は認識しています。やつぱり戦後ありました一つの戦後のシステムの大改革のうちの一つではないかといふふうに思つています。

もちろん電気エネルギーというものが戦後の経済成長を支えてきたし、それによって日本は大きく経済成長して大量生産、大量消費ということもありましたけれども、右肩上がりの経済ということがあったわけですが、やはり今の時代になりまして右肩上がりではないし、省エネもあるし、それからエネルギーをどうやって効率的に使っていったらいいのかとか、それから情報通信技術などの発達でスマートグリッドなども出てきています。

これきつかけにしまして、原発事故があつて、原発依存で来た日本のエネルギー事情、エネルギーシステム、そうしたものに一つ変化が必要になった、これも今回の改革の大きな一つのきつかけになっているというふうに思っていますけれども、これからの形というのは、原発依存でも分かるような、一つの電源に頼らない分散型の電源、ベストミックスということも言われていますけれども、そういうふうなこともこれから変わっていくのではないかとこのように思いますけれども、エネルギーをめぐる環境のこうした変化、それから今後のこれを踏まえたエネルギー政策というのはどうあるべきかということを変えてもう一回大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) 先ほど委員の御質問の趣旨がよくつかめなかつたようでありまして、失礼いたしました。

最近、小学校なり中学校でも理科で実験の時間が少なくなっている。ちょっと実験して何かの小さな爆発があつたりとかそういうことで危険があるということとで少なくなっている、こういう話も聞くんですけど、理科の授業でどこまで実験を取り入れるか、これもまさにそれぞれの学校の判断という部分もあるかもしれないけれど、特に社会というものは、教室で勉強することも重要ですけど、実際に現場に行つてその仕組みがどうなっているのか。

私は小学校六年のときの修学旅行で横田基地とそれから京浜工業地帯に行つたのを今でも鮮明に

覚えておりまして、あつ、こういう大きな基地が日本の国内にあるのかという思いと、これが公害というもののなんだと、これをまざまざと見たと、こんな経験も持つていたところでありまして、子供たちがどういった環境下によるかは別にして、そういうエネルギーがどう生み出されているのか間近で見るということは極めて重要だと、このように考えているところであります。

その上で、今後は、エネルギー源について多様な図つていく、多角化を図つていく、こういうことが極めて重要でありまして、中でも、御指摘をいただきましたような再生可能エネルギーであつたりとか、コジェネ、これが分散型電源でありまして、これによりましてエネルギーシステムの強靱化が図られると。さらには、エネルギーの地産地消という形で地域の活力の増強にもつながる。そして、電気に加えて、熱を有効活用することによるエネルギーの効率的な利用にもつながるということでありまして、エネルギー基本計画の中でもこういった取組を強化していくということを書かせていただいているところであります。

○真山勇一君 改めて、ありがとうございます。

今回の電気事業法の改正ということなんですけれども、やはり一番焦点というか大事なところは、国民、消費者の人たちがこれでどれだけ電気というものを使うに当たつて便利になるのかという観点も非常に大事ではないかというふうに思っているんですね。その一方で、電気の生産の安定というものがあろうと思うんです。

ちょっと気になってくる消費者側からの問題を少し伺つていきたいなというふうに思っているんですが、電力の小売自由化というのは既に二〇〇〇年に一部始めているわけですが、言われているように市場の中で三・五％しか普及していないということなんですけれども、この辺り、これからの電力の自由化というのを進める上でこれが一つの、何というんですか、目安というのか、どうだったのかというこれまでのことを振り返つて

みる必要があるんですけれども、やはり電気を自由に選べるようになって余り一気に普及していくということがこれまでなかった、この辺りをどんなふうに分析されていらつしやるか。そして、どうやれば自由に選べるような、そういうシステム実現のためにはこの現実を踏まえてどんなことが必要なのかということをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

今、大口につきましては既に自由化を進めてございますけれども、委員御指摘のとおり、自由化された需要の三・五％ほどしか新規参入が進んでおりません。この原因といたしましては、まず、電源の大半を所有している一般電気事業者が、区域を超えた競争とか、あるいは卸市場の活用について取組が不十分であつたということ、それから発電分野にも参入規制、料金規制があつたこと、それから送配電網へのアクセスの中立性について課題があつたというようなこと、それから、今回は小売参入を全面自由化したんですけれども、規制部門があることによりまして一般電気事業者は自由化部門で競争しなくても今の規制部門でそれなりの独占と利益が上げられると、こういったことが背景にあつたと考えてございます。

今回、そういったことも踏まえまして、第二弾、今回の法律では小売参入の全面自由化ということを進めているわけですが、これも、制度のみならず実質的な競争が拡大していくことが大変重要だと考えておりまして、そのためには、例えば卸電力市場の活性化、そのためのモニタリング、それからスマートメーターの導入などによりまして需要家の選択がしやすいような環境をつくること、それから電力会社を切り替えるときの仕組みづくり、こういったものを具体的な制度をつくつていきまして、実質的な競争が進み、需要家のメリットが感じられるような制度にしていききたいと考えてございます。

○真山勇一君 自由化で更に一層その辺の拍車を

掛けたいということなんですけれども、まさにどう変わるかということが、これからですのだから想像するのも難しい点もあると思うんですね。その変わり方に、消費者自体も一体どうなるんだらうというような、電力が自由化することに対する期待、消費者の方からそんな声を伺っています。期待が非常に掛かっているということも分かる一方で、どういうふうになるのかということ、分からないという不安もいろいろ聞こえるわけですね。

先ほど杉委員の方からも同じようなことをお伺いしたんですけれども、やはり何と云つても、せっかく今回の電力システム改革というのは、生産者はもちろんですけれども、消費者にとつて使いやすい、何よりも使いやすい制度というのをつくるということが一つの大きなテーマだということに思いますので、その使いやすい制度、システムというのはどんなものなんだらうかというのを消費者の立場から声を幾つか拾つてみたら、こんな声も出てきたわけなんです。

先ほど御指摘があつたように、やはり、今使っている一般電気事業者から切り替えるわけですから、その切替えというのはスムーズに切り替えられるのか、あるいは切り替えさせてもらえるのかという、そんな心配ですね。それから、地産地消というようなことが出ましたけれども、例えば自由化したならば、電気を、例えば、これは地産地消と逆なことなんですけれども、自分の出身のふるさと、東京でしたら、遠い北海道とかあるいは九州の方もいらつしやると思うんですが、そういう自分のふるさととこの電力を使いたい。その場所にある、地域にある、小さいけれどもその電力会社の、しかも自然エネルギーを使つたものがないという、そういう消費者がいらつしやつて、そういうのを買いたいといった場合、スムーズにそういう切替えができるのかとか、それから料金のメニューですね。やはり自由化すると、料金の自由化はこの次の段階ですが、料金というのはどんなふうになるのか、今と

どのように変わってくるのかという心配。特に、現在、小口の電力消費者にとって便利な制度で三段階料金というのがありますが、こういうものがそのまま第二段階では生かしていってもらえるのかどうかと。

割と消費者からはそうした具体的な声が出ているんですけども、その辺り、具体的にどんなふうな整備というものを考えていらっしゃるのか。今の段階で、いろいろまだ実際にやってみないと分からないところもあると思うんですが、この辺り、今の段階で言えることをおっしゃっていただきたいと思っています。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、需要家の選択肢が拡大し、かつ実際にそれが選べるという環境と仕組みづくりが重要だと考えてございます。

まず、制度面におきましては、需要家が安心して自分の選みたい電力会社あるいは料金メニューあるいは電源というものが、今委員御指摘ございましたけれども、こういったことが選択できるように、まず需要家に対して小売電気事業者がきちっとした情報提供をするということが重要だと考えてございます。

このため、今回の法案におきましては、小売電気事業者に対して需要家に対する契約条件の説明義務、それから契約締結後の書面交付義務、それから需要家から苦情や問合せがあった場合の対応の義務付けということを課しております。これによりまして需要家が電力会社や料金メニューを選択しやすい仕組みということでしております。また、こうした業務が適切に果たされない場合にしましては、小売電気事業者に対して国が業務改善命令を発することができるよう仕組みとなっております。

あと、実際、需要家が小売電気事業者を切り替えるという際に、これが円滑に進むためには、その需要家に新たに電気を供給しようとする小売電気事業者がその需要家の情報を一般送配電事業者

からスムーズに取得することができるという仕組みが重要でございます。当然のことながら、この場合におきましては、需要家本人の承諾というような情報保護にも配慮しながらこのスキームをつくっていくことが重要となっております。既に一般電気事業者あるいは新電力などが入りまして、関係事業者間で実務的な検討が進められております。具体的には、広域的運営推進機関がシステムを運営いたしまして、そのシステムを通じて新しい小売電気事業者が切替えに必要な情報を一般送配電事業者から速やかに取得できると、こういった仕組みを今構築するべく準備を進めているところでございます。

委員御指摘のように、需要家がどういうメニューがあるかをきちんと理解し、それが実務的にスムーズに切り替えられ、こういった仕組みをつくるのが重要と考えてございまして、更に具体的な制度設計を進めてまいりたいと考えております。

○真山勇一君 今回の電力システム改革の中に、消費者、私もそうですけども、頭の中にあるのは、やはり通信の自由化というのがあって、これは、これまでの電話が自由になってきたその過程で、いろいろな料金設定があつてどうもよく分からないとか、それから、ある電話会社から違う電話会社へ切り替えようというとなかなかうまく切り替えてもらえないとか、そういうような同じようなやつぱり自由化したときに消費者自身が肌で感じるいろいろな不安とか心配というのがあると思うんですね。

特に電気は生活と密着しているライフラインの一つですから、やはりそれがうまくいかなかったり何かトラブルがあつたら本当にやつぱり消費者にとつては心配なことだと思ひますので、是非この辺りは、生産側、電気を作る側、送る側と同時に、やはり消費する消費者側の保護というか、きちっとした対応というのを是非これも確立するのが大事なことだと思ひますので、是非取り組んでいっていただきたい。やつてみないと分からない

部分がたくさんあると思うんですが、それだけにいろいろなことが出てくるんじゃないかというふうに思ひますので、なるべく細かにそういう辺りのケーススタディーというのは必要じゃないかなという、私はそんな思ひをその通信の自由化を例に取つて感じておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

そして、もちろん、当然、消費者保護の一つとしては、安定供給、つまり、選んだらそこから電気が来なくなつたとか倒産しちゃつたとかということじゃ困るわけで、やはり安定供給ということが大事だと思ひますが、これについては、先ほど確保していくというお話がありましたので、これは是非空売り規制なども含めてやつていっていただきたいというふうに思ひますが。

ただ、一つ心配なのは、やはりそうなつてくると、一般的な、何というんですかね、商習慣とか経済の基本的な考え方として、どうしても元へ元へとしわ寄せが行つてしまふ。つまり、どういふことかという、物を作る場合は、その値段とか流通とかというのは必ず最後には生産者のところへしわ寄せが行つてしまふ。何とか生産者のところで例えば料金を安くさせようとか都合良く運用させようとかということが起きるわけですから、そういったことがやつぱり例えばあつてはならないというふうに思ひます。

電気料金の完全自由化というのは第三弾ということになると思ひますが、やはり発電事業者、いわゆる生産者、こちら辺にしわ寄せが行く心配はないかということもやはり消費者の心配の一つにあるんですけれども、この辺りについてはどんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

今回の制度では、小売が全面自由化される際に、小売電気事業者に供給力の確保義務というのが課されておりまして、事業を開始するに当たつて電源を確保するということが義務付けられてございます。そういった制度におきまして、新規小

売の参入がありますと、当然のことながら、電源を小売事業者の求めに応じて建設するということになりますけれども、当然、建設する方におきましては、発電所の事業採算性を考えながら小売電気事業者と契約をするという形になりますので、制度上は、小売電気事業者に対します供給力確保義務によりまして発電所の事業の投資インセンティブが湧くような仕組みにしているところでございます。

○真山勇一君 安定供給の確保ということでもう一つ確認というかお尋ねしたいのは、特に郵便事業なんかでも問題になりましたけれども、大都市から離れた山間部ですとか、それから島ですね、そういうところも、やはり電気といえればライフラインだし、都会もそうじゃないところも同じように恩恵に浴しなくちゃいけないというふうに、サービスはやはりユニバーサルでということですね。そういうことでなくてはならないと思ひますけれども、その辺りのサービスについて、現状ではどうなつていっているのか、つまりその辺りがきちつとなされていっているのかどうかということ、新しい制度になつたときとかという辺りをもう一回改めて確認、お伺ひさせていただきますと思ひます。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

離島のユニバーサルサービスでございますけれども、現状は一般電気事業者が、供給義務が課しておりますので、その義務の下、規制部門におきましては規制料金で供給するという、そういう義務が掛かつていふ状況でございます。

今回の制度改正後でございますけれども、離島の需要家に対しては、離島以外の地域と同程度の料金水準で電気の供給が行われる環境を整備することが必要だと考えてございまして、具体的には、一般送配電事業者に対して、主要な系統に接続をしていない離島、これ構造的には高コストにならざるを得ないわけですが、こういった需要家に対しては、離島以外の地域と同

程度の料金水準で電力供給を行う義務を課しております。これ、いわゆる離島ユニバーサルサービスの義務ということでございますけれども、こういった義務を一般送配電事業者に課することによりまして、その離島以外のものと同程度の水準で供給を確保するという仕組みになっております。

ただ、山間部に対しての制度というのは、制度的には設けてございません。

○真山勇一君 やっぱり採算取れないからという、一時ちよつと心配されていたあの郵便事業でもありましたね。なかなか遠いところはとてもしゃないけど採算合わないからというようにないことがありまして、電力、やはり大事なエネルギーというところで、そういうことがないように、きめの細かいそういう対応というのは是非お願いしていきたいというふうに思っております。

そして、電力自由化の中でまたもう一つ大事なことは、電気を送らないと使えないという、つくったところがあつて使いたいところがあつても、その間をつなぐ送るものがないと使えないということなんですが、その重要な設備の一つがやはり送電線、送配電事業者だというふうに思うんですね。ただ、送配電事業者は、第二弾ではまだまだ、つまり限られた一般電気事業者がほとんど独占していると、そういう状態が続くわけですから、でも、ですから、送電線を使う送配電の料金、つまりそれも電気料金への影響というのは大きいんじゃないかというふうに思うんです。

そういう独占が続く状態の中で、その辺りの、いわゆる託送料というふうには呼ばれるそうですが、この電気を送る料金というものの算定ですね。これ、それぞれの一般電気事業者が決めるものではなくて、特定の機関が何か基準を持って決めるというようなことになるんでしょうか。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

金につきまして、経済産業省令で定めるところによりまして、約款を定めまして、経済産業大臣の認可を受けなければならぬという仕組みにしてございます。したがって、国が省令によって算定方法を定めるわけでございますけれども、その方法に従いまして、一般送配電事業者が料金を定め、約款を定め、その大臣の認可をそれで受けてくるという仕組みになってございます。

今回の法案におきましては、この託送料金の値上げにつきましては経済産業大臣の認可、それから一方、値下げについては届出制という仕組みにしてございまして、一般送配電事業者に対しては、経営効率化により料金の値下げというインセンティブを付与する仕組みにしているところでございます。

○真山勇一君 やっぱり消費者にとっては、小売事業者はある程度、料金、どういうことで算定していかうかということになれば、情報公開もあるでしょうけれども、こういう託送料金ぐらいいなると、実際にはどうなのか。本場にきちつと明示されるような形になるのかどうか。ブラックボックスになつてはやっぱりいけないと思うんですね。

ですから、そうしたシステムをつくるべきでありますし、経産省と、託送料を客観的なものにするため、あるいは安定的なものでないといけないし、それから、いわゆる公定料金的なところもあるわけですね。例えば一般電気事業者によつてそれぞれ違つてしまふというのはいくらもおかしいことですので、公定の意味もあると思うんですよ。公定というのは、比較的全体同じという、そういう公定価格の公定でございましょう。

その場合、例えば、審議会ですとかあるいは一般電気事業者、送配電事業者、こういう間で透明性ですとか公平性ですとか客観性というのはどうやって担保していくんでしょうか。担保できますでしょうか。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

先ほど御説明申し上げましたとおり、託送料金については、値上げについては経済産業大臣の認可、値下げについては届出というこの制度になつておりますけれども、この託送料金の算定方法につきましてはあらかじめその認可基準も含めまして明示をしたいと考えてございまして、その認可に当たりましては、現在、規制部門の小売料金の審査におきましては、電気料金審査専門小委員会の審査を開いて、情報公開をしながら、透明性、公平性、客観性を担保しつつ審査を進めておりますけれども、こういった審議会の活用も含めまして、委員御指摘の託送料金の審査に当たりましての透明性、公平性、客観性の担保を図っていかうかと考えてございます。

○真山勇一君 やはり電気料金というのは消費者にとりましてはブラックボックスになつちやいない、電気料金というものを納得できる形で払いたいという、そういう思いがあると思うんですね。例えば、託送料の算定するときに、公聴会を開いたり、あるいは消費者の意見を代表する消費者庁などの協議をする制度、そうした制度を盛り込むという、そういう予定はないんでしょうか。ちよつと何うところによりまして、元々の案にはあつたんですけども何か削除されたというふうには伺つていられるんですけども、この辺りの制度、どういうふうにかえていらつしやるんでしょうか。

○政府参考人(高橋泰三君) 現在の現行法に基づきます規制部門の料金の値上げ認可の場合につきましては公聴会及び消費者庁との協議ということを経しております。

委員御指摘の託送料金につきましては、これは料金の性格上、事業者間の取引ということでございまして、一般送配電事業者が消費者と契約をするというものではないということから、広く一般の意見を聴くことを目的とした公聴会の開催あるいは消費者庁との協議を行う必要はないというふうに考えてございます。

なお、今回の自由化を経まして一般電気事業

者に対しましては経過措置として規制料金が残りますけれども、これについては引き続き公聴会、消費者庁の協議というのは必要なものと考えてございます。

○真山勇一君 ありがとうございます。

その電気料金、やはり料金の情報公開というか、やはり消費者が納得できる料金というのは大事だというふうに思っているわけですね。

電気料金についても少しお伺いしたいと思うんですが、電気料金を決めるシステムとしてコスト等検証委員会というのがあります。ところが、このコスト等検証委員会というのが、原発事故があつた後、開かれてはいるというふうに記憶しておりますけれども、その後、今の政權になつてから開かれていないというふうに私は理解しておりますけれども、このコスト等検証委員会、やはりこれから新しい電力システム改革を進める上で、電気の料金がある程度客観性、そして公の場で決めるという意味でいえば大事なこれは組織だと思ふんですが、これ開かれていない、この理由はなんでんでしょうか。

○政府参考人(上田隆之君) エネルギー源ごとのコストをどう試算するかということにつきましては、福島第一原発事故後の二〇一一年十二月にコスト等検証委員会というものが開催されました。その場で試算が行われているわけでございます。この試算そのものはOEC D等の電源別の発電コスト分析でも広く採用をされています。ある程度国際標準とも言えるものでございまして、私どもも現時点ではこれを参考にしながら考えているところでございます。

そういう意味では、現在のところ、それ以来、二〇一一年十二月以降は開かれていないわけですが、確かに試算当時の状況と比べますと、原子力につきましては事故対応の追加の費用、あるいは新規規制基準の適用による事故の発生確率の低減、様々なことが起こつておりますし、火力発電につきましても化石燃料価格の上昇等々の事情があるわけでございます。こういったエ

ネルギー源ごとのコストにつきましては、エネルギーミックスの策定プロセスの中で必要があれば検討をしてみたいと考えております。

○真山勇一 時間になりましたのでまとめさせていただきますけれども、やはりこの電力システム改革というのは、先ほど申し上げたように、とてもこれは画期的な改革というふうに私は理解しております。これは是非進めるべきだということに思っています。ただ、やはり試行錯誤はある。ですから、第一段階がやっとならからスタートするという、これからスタートしていくわけですから、想定外ということは言っちゃいけないかもしれませんが、そういう問題もいろいろありますので、やはりそれだけにこうした事前の審議の場が大事だと思いますので、是非丁寧な審議をしてやっていきたいというふうな思いをお伝えして、今日の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○荒井広幸君 荒井でございます。

今日は、環境副大臣にもお忙しいところありがとうございます。また、福島のために日々入っていたださましてありがとうございます。

本日は、理事の皆様のお許しをいただきまして、また松田先生、倉林先生の御理解をいただきまして順番を早めていただきました。厚くお礼を申し上げます。

それではまず、原発事故のADRと規制委員会の人事について質問させていただきたいと思っております。

民主党政権は、規制委員会、これは民自公で作った法律でございますが、この規制委員会を、独立、中立、公正という立場から、原子力村からは遠い存在、関係のない存在にしよう、こういうことにいたします。これを我々も賛成をいたしました。人選の基準をそのときに定めたわけです。いわゆる欠格要件という言葉がいいんです。うか、二つ決めました。この二つとも当たる方が、今回、田中さん、政府からの同意人事で国会にかけられると、こういうことでございます。

二十八日、井上環境副大臣は、この基準はなかったことで人選をしたという旨のことを認めていらつしやいますけれども、これは許されないことだと思ふんですね。どうぞこの人事の撤回をお願いしたいと思いますが、副大臣、どういう御見解ですか。

○副大臣(井上信治君) お答え申し上げます。

このいわゆるガイドラインですけれども、これ、委員がおつしやったとおり、前政権が、当時の内閣として最初の委員長及び委員候補者を選定する際の考え方として作成され、活用されたものであります。ですから今回の人選に直接適用はしておりません。今回の人選に当たっては、法律に定められた要件に照らして選定を行いました。ただし、その際には、いわゆるガイドラインの趣旨も念頭に幅広く情報収集を行って候補者としての適切性について確認をしたと、こういった経緯、判断であります。

○荒井広幸君 だんだん、そうすると、いわゆる特定秘密の在り方、運用もそういう話になってくるのかな、自衛権の問題もそういうことになるのかなというふうな気がしてならないのですが。

少なくとも、いいですか、このときは民自公で原子力規制委員会の修正案を掛けて、そしてこの法律で上がったんですね。そういう背景の下で、ガイドラインというお言葉を使いましたけれども、少なくともあの状況、それを踏まえればこういう方々がいいだろうという大枠の、例えば原子力事業者等その他の団体、従業員、役員でなかつたこと、直近三年ですね、それから一定以上の報酬を受けなかつたこと、こういうようなこともこれはいまだに生きてしかるべきだと思うんですね。だんだんだんだんだのときの切迫さとか緊張感とか、本当に喉元過ぎているということ、これを私は言わざるを得ないんです。どうぞそこは深く反省をしていただきたいと思います。私も人事の撤回を求めたいと思います。

環境副大臣には是非お座りいただきたいながら次も聞いていただきたいんです。やはり、役所は違つても福島は一つですから、状況はその一人の人から派生してきますので、櫻田副大臣にも来ていただいてありがとうございます。どうぞ少し聞いていただきたいと思います。

浪江町のADRの件なんです。これは、今日は廣瀬社長も来ていただいておりますが、廣瀬社長、あれですか、そこで結構ですけれども、私が間違つてなければ、株主総会は六月下旬ですか。

○参考人(廣瀬直己君) はい。

○荒井広幸君 私は、浪江町のADRなんです。が、原子力損害賠償紛争解決センター、これは原賠審にあるわけですが、裁判外紛争解決手続、いわゆるADR、裁判ではないが原賠審の中間指針等々を受けて東電が基準を作りました。こういったものについてやっぱり不服があるとか、あるいはそういった問題以外でも、基準にあるもの以外でもやっぱりいろいろ持つてきたいものもある。そういうものを解決するという意味でこのADRというのをつくっているわけですね。

このADRというものをいろいろ使われているんですが、最大のものは一万五千人の町民、もうこれは八割以上になっていきますが、浪江町が代理人となりまして、そして申立てをしたんです。一万五千人。この一万五千人の申立てをしたところ、分りましたということで慰謝料増額の和解案を提示されました。東電は五月三十日の回答を延期しているんです。

この申立人代理人は、日置弁護士、浜野弁護士、そして早稲田大学の東日本震災復興支援法務プロジェクト須網教授始め一体となつてこういうことをやってきたんですね。福島の場合には各大学なんかもいろんな意味で入つていただいて支援をしていただいている。その中の一つで、私は大変ADRの結果も見ると有意義なことをしてもその勇氣ある行動を私は称賛いたします。

どういふ和解案であつたか、簡潔に御説明いただきたいと思ひます。

す。東京電力福島第一原発事故におきます原子力損害賠償につきましては、委員御指摘のとおり、原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針を踏まえまして、東京電力が被災者の方々の個別具体的な事情に応じた賠償を実施しております。しかしながら、被災者の方と東京電力の間では解決できない事案が発生した場合に、被災者の方の申立てに応じて、原子力損害賠償紛争解決センター、我々いわゆるADRセンターと申しておりますが、個別に和解仲介を行っているところでござい

ます。その際、ADRセンターの仲介には、中立公正な立場から必要に応じて書面、面談等により事情を伺いながら解決を目指して和解仲介を進めているところでございますけれども、ADRセンターにおきまして現在和解仲介手続を進められている個別の案件につきましては、コメントすることは差し控えていただきたいと思います。

○荒井広幸君 自動車事故などをもつて十二万円ぐらいというのが社会的な一つの基準としてあるとすれば、それを大抵横並びにつくつて十万円というのを出したんです。ところが、とんでもないところ、中間指針や、それをもつて東電が基準を作つていたところよりもはるかに重いものであると。よつて、五万円、七十五歳以上は三万円を月追加をするというふうな和解案のはずなんです。というものだと言われております。

こういうものは、一万五千人ですから、皆さん、五人、十人、百人、このエリアだけという話じゃないんです。非常に重いものでありますから、普遍的なものと言つてもいいです。よつて、ほかの自治体から、いわゆる避難指示区域の元住民の町村からひとしく賠償してほしいと、賠償の原賠審そのものの中間報告等々の指針を見直してほしいということにならざるを得ないんです。要望として。それはもう要望しているんです。自治体。ひとしく賠償してほしいという表現で

言っております。

しかし、これは原賠審の指針そのものを見直すということ、それも同時に示しているわけですし、櫻田副大臣にお尋ねしますが、この浪江町だけの話でなくて、一万五千人もいるということはもう普遍的なものであるから、避難指示地域の皆さんに対して全員に適用するというふうに見直しをするべきだろうと、あるいは浪江町は浪江町で受け入れるべきだろうと。こういうふうな二つあるわけですが、私はどつちも認めるべきだと、そして改正するべきだと、原賠審の見直しをするべきだと考えていますが、櫻田副大臣、御担当としていかがでしょうか。

○副大臣(櫻田義孝君) お答えさせていただきます。

原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針は、類型化が可能で一律に賠償すべき損害の範囲や損害項目の目安を示したものであり、指針に明記されていない損害についても個別具体的な事情に応じて事故との相当因果関係があれば賠償の対象としていることが明記されているところでございます。

ADRセンターにおける和解の仲介におきましては、指針の趣旨を踏まえ、申立人の個別具体的な事情に応じて和解の仲介を行っているものであり、御指摘の件は現状においてADRセンターで和解、仲介の手続を進めている段階であり、個別の申立てについてはコメントすることは適当ではなくて、直ちに指針の見直しを行う状況にあるとは認識していないところでございます。

文部科学省としては、引き続き関係省庁と連携して、被災者に寄り添い、公平かつ適切な賠償が迅速に行われるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○荒井広幸君 今のお立場でそうなんですけれども、皆さん、八万人のうちの一万五千人にADRとして和解案が出たんですよ。その和解案はどういう趣旨を言っているかというと、大筋を言いますと、申立人らが避難生活において抱える精神的

苦痛は中間指針や総括基準が策定した時点よりも軽減されるどころか増加しており、より現実化、顕在化し、深刻になっているのではないかと、そういう趣旨が言われていると聞いています。そういうことになるから、普遍的な底上げで一万五千人全員に認めるという共通性なんです。これは八万人にとっても一緒なんです。ここを目をつぶるようでは何のための、賠償審査会をつくり、その下にセンターをつくり、法定外のこの和解を進めているのか。法律要綱ですよ、全部。実態に合わないようなことをやっているから歴代の公害裁判と同じように被害者が泣き寝入りしていくんです。

こういったところをしっかりと私は、皆さんに今日は問題意識として、これは大臣にもきちんと押さえていただきたいところなんです。

じゃ、少なくとも賠償審査会、このADRの結果を受けて賠償審査会を開きましたか。今年いつ賠償審査会やっていますか。今、六月ですよ。今年何回開きましたか。

○政府参考人(田中正朗君) お答え申し上げます。

原子力賠償紛争審査会は昨年の十二月に中間指針の第四次追補を策定いたしましたして、それ以来、今年は賠償審査会自身は開催してはございません。

ADRセンターの今和解案のお話につきましては、個別具体的な事情に応じて提示されるものでございますから、これを受けて直ちに審査会において議論を行う状況にあるとは認識していないというところは先ほど副大臣が御答弁されていたいたとおりでございます。文部科学省としては、和解の状況などをしっかりと見守ってまいりたいと考えてございます。

○荒井広幸君 それは駄目でしょう。

去年も指摘しましたが、賠償審査会の委員が福島に視察に行ったということを私が指摘するまで一回もなかったじゃないですか。言われて行ったんですよ、賠償審査会のメンバー含めて。今年は

一回も開いていない。一万五千人に関わるものが個別事案だと言う。しかも開くつもりはないと。東電は保留に保留、三回目の保留ですよ、皆さん、五月三十日というのは、三回目保留しているんですよ、ずっと回答延期。

櫻田副大臣、いかがでしょうか。審査会を開いていただけませんか。

○副大臣(櫻田義孝君) 原子力損害の審査会におきましては、平成二十五年の第四次の追補を策定したところでありまして、現状としては、審査会が策定した第四次追補を踏まえ、東京電力による賠償の実施準備が進められている状況でありまして、文部科学省としては、中間指針の第四次追補に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を適切な時期に審査会で行っていく予定でございます。

○荒井広幸君 問題意識を提起しておきます。

では、廣瀬社長、度々お越しいただいて済みませんが、六月に株主総会だそうですね。今度の浪江町に対するADR和解案、これを受け入れるつもりはありますか、ありませんか。

○参考人(廣瀬直己君) お答え申し上げます。

先生も御存じのように、本件は一万五千人という大変多くの方、浪江町民の方の精神的損害について一律増額という申入れでございまして、当初、三月の二十日だったと思いますけれども、ADRセンターからの和解案が示されましたが、その後、浪江町側の御要望もございまして、五月の三十日まで諾否の回答期限が延ばされております。そうした中で、五月の二十六日、ちょうど一週間前でございますけれども、浪江町の方から、申立てされた側の方々から今回のその和解案を受諾するという回答がされたという状況でございます。

まさにそれを踏まえて、私ども、とにかく人数も多うございまして、その影響も多うございまして、浪江町のその受諾されたということを踏まえて今しっかりと中身を決めさせていただいていくということ、大変申し訳ございませんけれども

も回答期限を延期していただいているという状況にございますので、しっかりとこの後中身を詰めて判断していきたいというふうに考えているところでございます。

○荒井広幸君 各委員、大臣、皆さんのお手元にお配りしたのは、これは東電のホームページなんです。ホームページそのものでございます。和解仲介案の尊重、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された、ADR、和解仲介案を尊重するとともに、手続の迅速化に引き続き取り組む。言っているんじゃないですか、尊重するつて。何でこれをまたためらわなくちゃいけないんでしょうか。

廣瀬社長、株主総会で騒がれたくないから、静かに素通りするようにできるだけ延ばしておいて回答を保留して、払いたくないから。この三つの誓い、どうなっているんですか、廣瀬社長。

○参考人(廣瀬直己君) お答え申し上げます。

今先生のお配りいただいたこの三つの誓いというのは、この一月十五日に認定いただきました新しい総合特別事業計画の中における賠償の迅速かつ適切な実施のための方策にうたわれているところでございます。その三つ目でございますように、私ども、当然その和解仲介案を尊重していくという考え方に変わりはございません。紛争審査会の指針の考え方を踏まえ、紛争審査会の下で和解仲介手続を実施する機関であるADRセンターから提示された和解仲介案を尊重して、これからしっかりとその対応について今検討させていただきたいということで、いましばらく時間をいただいているところでございます。

○荒井広幸君 経産大臣、今、廣瀬社長からもありましたように、一月十五日に政府が認定したんです。東電の新・総合特別事業計画を政府がこれを認定しているその中の約束事項ですよ、これは。

経産大臣にお尋ねしたいと思います。回答を保留しております。一万五千人って大変多いけれども、ずっと今の役所の話は私はちよっ

とおかしいなと思って聞いていますが、ほかにはこれは共通する事項じゃないというような割り切りがあるようですね。一万五千人ということ、もうほとんど八万人に全部等しいものですよ、これは。こういうことを、しかもその理由は先ほど読み上げたような趣旨であろうということですから、当時判断したより精神的苦痛はもっと重くなっている、だから五万円プラスすること、これが相当であると、こう言っているんだから、そもそも指針全体を見直す話なんです、これは。

だから、廣瀬さんには是非、社長、全部に見直します、審査会に言われなくてもやる、賠償、指針の見直しはなくてもやるという気持ちでいてください。

その上で、経済産業大臣、東電の議決権を国が持っています。かつ、今の政府認定をしたように、電力会社を指揮監督する、その立場にある経済産業大臣として、今のお話を聞いていたと思いますが、和解案を受け入れ、そしてその他の地区も同じように、この理由からいえば共通します、避難指示区域、元の住民、この方々にも適用するように、文科大臣と相談して、指針の見直し、働きかけていただけませんか。経産大臣にお尋ねします。

○国務大臣(茂木敏充君) 東電の総合特別事業計画、認定をさせていただきました。その中で和解案の尊重ということを書いてございまして、先ほど東電の廣瀬社長の方からも、和解案尊重の趣旨を踏まえつつ、本和解案について真摯に検討中と答弁があったと承知をいたしております。

経済産業省としては、東京電力に対して、被災者に寄り添った様々な対応を行っていくようにと日頃から指導いたしております。引き続き、丁寧に対応するように、被害者に対応するように求めてまいりたいと考えております。

○荒井広幸君 これはお金のことになるから、私たちもどうしてもよしまな気持ちがあったり、しかし、我々福島県民は、国民の税金と電気料金

でみんな支援していただいているんですよ。無駄なことはやってはいけませんけれども、それにふさわしいことであるならば、是非、大臣からお話があったように、今日は両閣僚の副大臣にも来ていただいているが、やっぱり今までやってきたことがおかしいなといったら改めてもらいたいんですよ。自分たちがやってきたことをもう既成事実としてそれは正しいんだと思ひ込むのではなくて、やっぱり、やってきたけれども、変わったものもあるし、足りなかったものもあるし、あるいは大変申し訳ないけれども間違っていたものもあるかもしれない、そういうものをもう一回見直してもらって実態に合わせていくという作業をしていただかないと、国民の皆さんの税金もいただながらのこの心を含めた立ち直りをやっているんですから、どうぞそういう観点で、原賠審の審議を早くしていただくと、廣瀬社長の回答も、明快な回答ももらって、そして、株主総会で満場の拍手をいただけますから、そういう英断をしていただきたい。英断というよりも、当然の判断をしていただきたいと要望しておきます。

同時に、福島県も、個別の案件だからといって知らないと言っているのではなくて、共通するところをもう一回洗い出してやっていかなくてはならないんで、三省には、そういう意味では恐らく福島県ももう一回見直していろいろな御相談をすると思っておりますので、大臣を始め、どうぞ今までやってきたことが全て正しいんだと思ひ込むのではなくて、見直しややり直しや新しく追加する、あるいは要らなくなるものもある、そういう意味での、福島県もきちんとこういう声を、それぞれのADRに任せるんじゃないようななかことを福島県がしているんじゃないかと、福島県もじっくり考えを直して大臣以下皆さんのところに御相談に行くときがあると思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

では、本題に移らせていただきたいと思います。それでは、お引き取りいただきたいと思ひま

す。

では、電気事業法に入らせていただきたいと思います。

副大臣、大丈夫でございます。

○委員長(大久保勉君) 櫻田副大臣、井上副大臣、退席されて結構でございます。

○荒井広幸君 電気事業法でございますが、私も、当時、麻生太郎政調会長のときでございまして、たけれども、カリフォルニアの当時の電力危機のときに行っていました。あのときの背景は、日本の方の背景でいうと、行政改革と規制緩和という中で議論の中で起きたこととございまして、当時と今回は随分違う。それは、福島原発事故という背景があったということですね。ですから、これは是非、廣瀬社長にも聞いていただいたんですが、そういう背景の中でこの改革というのが進めてきているということ、私も一定の評価を、大臣、している次第です。これはいつも申し上げているとおりです。しかし、その中で、二つ状況が違ったのと、当時と、カリフォルニアのときと違っていたなど。

これは、一つは、EアンドC、電力と通信の融合という段階に技術的にも入ってきている。それから二つ目は、ヨーロッパで主流になっておりまして、大臣からも解説をいただきましたが、プロシューマーという概念、つくる人と使う人が一体となつていくという社会。ですから、電気をつくった人が売るといふ感覚を前提に、あるいは仕組みをつくっていく。つくった人から買うという、それが大前提に置かれたこの電気事業の仕組みなんです。もちろん、ある程度太陽光パネルで自分が発電しているところのそういうイメージは入っていますけれども。

実際には、通信との融合という部分が出てきて、こういうことも含めて、そういう制度設計も併せてもつとも大胆に入れていかないと、単なるつくり手と買手、そこに競争市場があつて価格などが安くなつて、サービスが多様化して選択

肢が生まれていって、私は原発以外の電気が欲しいわというぐらひの話で終わっちゃうんです。そうではない。やっぱり自分が参加していくんだという事です。つくれるんだということ、使うんだ、こういう意味での参加です。こういう点で違うなというふうに思うわけでございます。

そこで、まず大臣にお尋ねしたいと思うんですが、そのときに、今でもそうなんです、情報データは今の既存電力会社と新電力の間でやり取りする場合があります。聞いています、この既存電力会社と新電力の間の情報データの扱いというのはイコールフットリングにしたいという声もあるようです。

例えば、現在は家庭のスマートメーターから情報を電力会社が持っています、五、六時間遅れて新電力会社に提供するというケースがあるのが普通なんだそうです。そうしますと、六時間遅れているという事はどういうことになるかと、同時に同量制御という形で電力を非常に、小売業者の小さい人たちというものはもう少ない電力量の中で三%の幅を含めてにかくうまく提供しにくくはいけないというんで、ぎりぎりやっていきます。そのときにうまく同時同量調整というのがしていけないと、いろんな意味で難しわけなんです。そのときに、例えば時間帯別の料金、それから先ほど来出ているデイマンドレスポンスというものの、そういうものもこのデータをもらうことによつていっばいできるわけです。

こういうことをするためには、その情報データの収集、集め方みたいなルール化、それからインフラを必要とすればそのインフラの構築の費用の支援、こういうことも検討してみるのが必要があるという議論があつたわけですが、具体的に今検討はどうなっているのか、大臣にお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) 消費者からの情報をいち早く入手して、それを製品開発に生かすということは極めて企業戦略上重要でありまして、例えばかつておもちゃの業界はアメリカのマテルとか

ハズブロが中心でありましたけれど、今は小売であるトイザラスが中心になっていきます。これは消費者に近いところで情報をいち早く入手しているからと。恐らく家電の量販店も同じようなことが進んでいる。こういった事例を見ましても、スマートメーター等によって得られる情報につきまして、既存の電気事業者も、そしてまた新規の参入者もイコールフットイングで情報を得るということは極めて競争環境を整える上で重要なことである、そのように考えております。

今回の法案におきましては、一般送配電事業者が特定の小売電気事業者を差別的に取り扱うことを禁止しております、これに違反した場合、国が罰則付きの是正命令、これを発することになります。経済産業省では、御指摘の送配電事業者が保有する情報へのアクセスの平等性確保について、今後、一般電気事業者や新電力、さらに新規参入を検討している事業者からの意見を整理して、送配電事業者から提供される情報の内容やタイミング等について事業者間のイコールフットイングが確実に確保されるよう制度設計してまいりたいと考えております。

○荒井広幸君 歓迎を持って聞いておりました。最後になります。事務方にお願します。

電力会社による日本卸電力取引所、ここに一定量の電力を出してもらって市場をつくらないとうしても新規参入組は弱い、こういうことを言っております。そういう意味での一定規模の差し出しを義務化する必要があるのではないかと思います、どういう検討でしょうか。

○委員長(大久保勉君) 時間が迫っておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○政府参考人(上田隆之君) この実質的な競争が現実起こるということは非常に重要であるというのは御指摘のとおりであると考えております。私ども、卸電力市場が活性化する方策といたしまして、既存の電力会社が余剰電力を卸電力市場に売電する取組を開始し、それをモニタリングしているところでございます。仮に、今後こういった

モニタリングをした上で、なお卸電力市場が十分、市場が活性化しないと、そういった場合につきましては、今先生御指摘のような制度的措置を伴う卸市場活性化策についても検討してまいりたいと考えております。

○荒井広幸君 終わります。

○松田公太君 みんなの党の松田公太です。

今回の電事法の改正は、電力システム改革のプログラム規定にのっとった第二弾ということですから、今日は公平中立性などを中心に質問をいろいろとさせていただきたいと思っておりますが、まず廣瀬社長にお伺いしたいと思っております。

電事法の改正とは直接的にちよつとつながらない話なんです、中立公正という観点からお聞きしたいなというふうに思っておりますけれども、今、東電が首都圏に進んでいる大規模な発電所、トータルで約六百万キロワットというふうに聞いておりますけれども、この工事入札がたしか今月から始まるかと思っております。

これには実は鉄鋼大手のJFEがジョイベンで中国電力若しくは東京ガスと連携をして応札するというふう聞いております。御案内のとおり、この会社は東電の現会長であります数土文夫さんがかつて社長を務めていて、そして現在も相談役となっている会社です。

こういう言い方もあれですけど、事実上もう東電は国営企業だと私は考えておまして、東京電力、そういう会社においては、特に入札手続については国に準ずる形で非常に公平にやっていたかなくてはいけないというふうに思っているんです。それを担保するためにどのようなルールがあるのか、例えばどのような資格の要件などがあるのかということをお聞かせいただければと思います。

○参考人(廣瀬直己君) お答え申し上げます。

御承知のように、私ども、今年度の電力入札を行いたいというふうに思っております。この過程につきまして、まず、そもそも資源エネルギー庁のお作りになっている新しい火力電源

入札の運用に係る指針、いわゆるガイドラインというのがございますので、基本的にはこれにのっとりやるというのが基本でございます。

具体的には、この指針に基づきまして、私どもはまずその募集の条件、評価の方法等々について、いわゆる募集要綱というのを考えて作りまして、それをいわゆるパブリックコメントにかけるということ、今ホームページに載せておいたように、四月の二十一日から五月の二十日までのちょうど一か月、コメントの募集をちょうど今終わったところでございます。

したがって、今いただいたコメント、これは百五十以上ございますので、たくさんコメントをいただいておりますので、それらを今精査させていただいて、それらを最大限踏まえた形で、その募集要綱を我々としてまた見直しをすることになります。

その上で、今度、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会、その下に火力電源入札ワーキンググループというのがございまして、これは先生方入っていただいで、私どもの作ったその募集要綱が透明性、公平性という観点からちゃんとしているかということ審査、検証していただくというプロセスがございます。そこで喋らせてその募集要綱が決まりまして、それに基づいて入札をしていただいで、当然、入札した後に、その募集要綱ののりとして評価をして、最終的に落札者を決めていくわけですが、その段階でもう一度、こういう過程でこういう審査をした結果、こういう人たちに落札をしたという段階で、もう一度このワーキンググループの先生方に見ていただくことをやらせていただきます。

その上で、その落札者を決めていくということですので、御指摘のように、公平性、透明性を確実に担保しながらやらせていただくという仕組みでやってまいり、そういうふうに考えております。

○松田公太君 私募集要綱等はホームページで

も見させていただきましたが、今会長をやられている数土さんがどうしてもJFEの現状も相談役だということで、私これはちよつとまずいんじゃないかなというふうに正直思うんですね。

もう相談役も全部辞められた後で、しつかりそこら辺のファイアウォールをつくっていただいで情報漏えいがないと、これ情報漏えいされると言っているわけじゃないんです、ただどうしても、例えば何かあった場合に、仮にJFEが落札したと、しかもいい数字で落札できたんだというところになったときに、そういう疑惑も上がってしまう可能性があるわけですね。ですから、そのような疑惑が上がるためにも、国民のお金が入って今東電という会社が成り立っているんだということをしっかりと認識していただいでやっていただきたいなと、このように思う次第でございます。

あと、つい先ほど、これは真山委員の大臣に対する質問を聞いてふと疑問に思ったことなんですけども、廣瀬社長は何回福島原発、事故以降、まあ数は覚えていらつしやらなかつたらあれですけども、ざっくりで結構ですが、入られていますでしょうか。

○参考人(廣瀬直己君) 正確にはちよつと全く分りませんが、月一回は間違いなく行っていると思ひますが、ちよつと正直申し上げて、もう三年です。私は社長になる前は賠償担当の常務でしたので、むしろ福島市や郡山市には行きましたけれども、発電所には社長になってからというふうに思っております。ちよつと正確には分りません。

○松田公太君 それでは、これちよつとどこかの雑誌の記事で読んだんですけども、数土会長は今まで何回福島原発、事故以降行かれていたか御存じでしょうか。

○参考人(廣瀬直己君) 私、これもまた当然正確には存じ上げませんが、数土会長はちよつと二年前に私どもの社外取締役に就任いただいで、この

四月からは取締役という立場の中で取締役会の会長に就任されたというのですが、当然、社外取締役の段階で福島第一を御視察いただいておりますし、会長になられてからも、私の知る限りでは、とにかく行っていただいていると思っております。

○松田公太君 その記事によりますと、それが正しいかどうかは分かりませんが、一回しか会長になられてから行かれていないというふうに書かれていたんですね。ですから、私は敷土会長、以前から雑誌等で存じ上げておまして、直接お会いしたことはありませんけれども、いろいろな意味ですばらしい経営者かなというふうには感じてきた部分があるんですけども、その後は、例えばいろんな発言が東電の会長としてある中で、例えば社員全員キャリアパスとして必ず福島へ行っていたんだとか、若しくは新卒の子たちにも全員福島に行っていたんだ、そのような話が出てきているわけですが、そのようにおっしゃっている御本人がまだ一度しか福島に入ったことがないというのは私は問題なのではないかなというふうにも思っております。

是非、これが事実だとしたらこれは改善していただきたい。しっかりと会長として何度も福島にも足を運んでいただきたいと思いますが、廣瀬社長はどのように思われますでしょうか。

○参考人(廣瀬直己君) 私どもは委員会設置会社でございます。したがって、取締役会は私をトップとする執行側の執行ぶりについて監督指導するというところで、そういう立て付けで会社ができてき上がっております。そうした考え方に基づいて今後とも是非御指導いただきたいというふうには思っております。

○松田公太君 ちょっと今の話に関連してもう一つ思い出してしまつたんですが、新入社員の子たちに、これ全員に福島に行っていたかという発言があったと、これも記事で読んでいたわけですが、これも、これは、たしか三百数十人今年新卒で入られていますけれども、採用の前に、リク

ルートされているときに全員にこれしっかりお話しされたんですね。君たちは入ったら全員、社員は福島にある一定の期間は行っていたかという話はされたんですね。

○参考人(廣瀬直己君) 正確に何と会長がおっしゃったかは知りませんが、私もその記事を見させていただいたんですが、その行っていたかというものの意味がちょっと私は判然といたしません。そういう意味では、新入社員の研修の中で福島第一をしつかり視察して状況を把握して、私どもがどういうことをあそここの地でしてしまつたのかということをしっかりと目に焼き付けておくということは大変大事なことでございまして、そういう意味では行っていただいております。

ただ、今後の配属先等々については、どこに行かというのとは別に、福島も含めてですが、全てのことに付いて何も決まっておりますし、本人の適性等々を見て決めるというのが一般的な話ですので、当然、もとより、内定段階というんでしょうか、入社する前の段階で、あなたはどこへ行くんだけれどもというふうなことを申しているということはないというふうには想像します。

○松田公太君 分かりました。

行っていたかという話のどのスパンかはちょっと分かりませんが、何となくニュアンス的には一日だけ見学に行くとかそういう話では私はないと思うんですね。何度も私、廣瀬社長と社員とモチベーションについてのお話をさせていただいておりますが、こういうところも事前には話をし、しない、それによつてまた決断する、入社する、しないということが出てくるかと思ひますので、そういう観点も非常に私は今後の東電にとつても重要な点かなと思ひますので、引き続き質問提起をさせていただければ、このように思っております。

それでは、電事法の改正に入りますけれども、廣瀬社長につきましてはこれ以上質問がありませんので、もしお時間があればしたら御退席いただいて結構でございます。

○委員長(大久保勉君) 廣瀬参考人におかれまして、退席されて結構です。

○松田公太君 さて、電事法の改正、方向性は私、悪いとは思っておりません。見据えている最終ゴールというもの、多分、政府が考えているところの法的分離の部分と私どもみんなの党が考えております所有権分離というところで、そこが違ふ、それが起因となつて不十分なところを感じてしまつてはいるのかなというふうにも今思っておりますが、この改革が成功するか否かというのは、やはり送配電事業者の中立性が確保されるかどうか懸かっているのかなと思っております。その鍵を握るのはやはり広域的運営推進機関になるわけですね。

本推進機関はいろいろ業務がありますけれども、現在の準備組合、この世話人や参加企業を見ると幅広い業種の方々が入っておりますが、最終的に推進機関が稼働した後、運用に当たるのはやはりメーンが十電力会社からの出向者というふうな聞いております。その場合、その運用や融通の調整若しくは接続の受付の公平性、こういったものをどのようにして公平性を保つのかということが私の質問です。これは茂木大臣にお願いいたします。

○国務大臣(茂木敏充君) 広域的運営推進機関においては、ガバナンスも含めて中立性の確保を保つていくということは極めて重要だと考えております。

〔委員長退席、理事加藤敏幸君着席〕

この広域的運営推進機関、委員もよく御案内のとおり、既存の電力会社だけではなく、新規参入者など多様な事業者が会員となる民間の組織とするわけですが、それぞれ立場が違うわけでありまして、組織運営に当たっては、一般電気事業者、そして新電力のような送配電部門を利用する事業者、立場の違う人たちが実質的な公平性が確保されているということが重要でありまして、特にまず役員の選任、解任等について国の認可を要することとしておりまして、この点を

しっかりと確認して認可をしていきたいと思います。同時に、広域的運営推進機関の業務の適正な運営を確保するため、同機関の運営に関する重要事項を審議する機関として評議員会を設置しますが、この評議員についても国の認可を要することとしております。評議員には、実務に精通した人材に加えて、消費者の代表であつたりとか学識経験者等幅広い方々を任命することによりまして、組織運営の専門性と公平性、さらに中立性を確保してまいりたいと、このように考えております。

○松田公太君 今回の法案で、小売業者が、毎年、推進機関を経由して国に供給計画を示さなくてはならないですね。発電事業者も、毎年、同じように、向こう十年間の発電所の建設計画ですね、これをまた提出することになっております。つまり、推進機関は小売事業者と発電事業者、両方の事業計画が集まつてくるわけですね。

となりますと、私がちょっと心配になつたのが、出向者から将来の事業計画、そういったものが特に十電力会社に流れちゃう可能性があるんじゃないかな。情報というものは、特に新規参入であつたり比較的小さい方の会社にとっては命ですから、これが事前に漏れてしまうということ、これは問題があるんじゃないかと思っておりますが、このような件はどうやって解決を考えていらつしやるんでしょうか。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

〔理事加藤敏幸君退席、委員長着席〕

広域的運営推進機関は、委員御指摘のように、発電事業者、小売電気事業者から供給計画を受け取ることを始め、また系統アクセスの受付業務などもやりますので、したがって、こうした業務の運営に当たりましては中立性を確保するということが重要でございますので、例えば人員の配置におきましても、電力会社以外の人員もきち々と配置するとか、その情報の取扱いについてもき

ちつと内部のルールを定めるといったことで中立性、公平性が配慮されるように求めているかという考えてございます。

○松田公太君 人員の配置などでその公平中立性を保てるのは本当に難しいんじゃないかなと正直思います。法的にもこれ厳しい何かしら規制をつくらないと、情報漏えいされてしまった場合に、そこをしっかりとブロックするようなものをつくる必要が私はあるんじゃないかなというふうに思うんですね。

これはちょっとと私自身の経験で恐縮なんですけれども、例えばコーヒー会社をつくって二号店つくるときに、実は歩行者がほとんどいないところを私はあえて選んで出店をしたんですね。なぜそんなところを選んだかというと、その近くに外資系の企業とかがたくさん集まってくるという情報を入手することができたわけです。それを基に出店をしまして、案の定、オープンした後に多くのお客さんに来ていただいて、お店としては成功したわけですけれども、それを見て約一年後に大手の競合他社がお店の目の前に、私が出したお店の四倍ぐらいの規模の店をばんと出してきたんですね。何とかそれでもやっていくことができたんですけれども、もしその情報が事前に漏れてしまっていたらと考えると、やっぱりぞっとするわけですよ。

ここに発電所を造るとか、この小売会社がこの発電会社と一緒にやるんだという情報が先に漏れてしまったら、これはやはりフェアな競争の妨げになってしまふんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたように、内部ルールをきっちりいたしますけれども、法律上も、広域的運営推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を漏らし、又は盗用してはならないということで、法律上の秘密の保持義務を課

しております、こういったことによつて制度的には担保される形になっております。

○松田公太君 例えばノーリターナルという制度もあるかと思いますが、これについてはいかが思われますでしょうか。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

具体的な制度設計はこれからでございますけれども、広域的運営推進機関の役員になるような者につきましては、やはり中立性、公平性の観点から、そういったことも検討してまいりたいと考えております。

○松田公太君 実際、いろんな情報を持って流してしまう可能性があるのは役員だけではありませんので、特に幹部クラスなんかそういう情報を得ることになってしまいますから、私は是非、幹部クラスも含めたノーリターナルも検討していただけないかなというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思いますが、今回の改正で、供給力不足が見込まれる際に、広域的運営推進機関が発電所の建設業者を競争入札で募集して、発電所の新規建設や維持に必要な資金の一部を補填するというスキームが織り込まれているということになりました。

先日、これは経産省にお聞きしたんですが、この資金の補填については、具体的にどのような費用について、どのように入れるかということはまだ決まっていなくて伺いましたが、これはそれで間違いではないでしょうか。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。

広域的運営推進機関の電源入札でございますけれども、これはセーフティネットといたしまして、将来的、中長期的な電源を確保するというところで、市場だけでは発電所が建設が確実ではない場合に広域的運営推進機関が電源を募集するものがございます。

これは、発電事業者から提出される発電所の建設計画、それから送電配電事業者あるいは小売事

業者から出される需要の見通しなどを踏まえまして入札をするかどうかを決定するわけでございましてけれども、この費用につきましては入札で決めますので、実際具体的にどれくらいの費用を補填するのかというところは、これは入札の結果決まってくるということでございます。その結果必要となる資金の補填につきましては、これは将来的な電源を確保するというセーフティネットとしての措置でございますので、送電料金として託送料金に上乗せすることによりまして全国の需要家から薄く広く回収するということを想定しているところでございます。

○松田公太君 まだもうろく決まっていなくていいということですが、この組織を一つつくって国民全体から料金として徴収するという仕組みなわけですから、もうちょっとこういった仕組みの内容について進めていただけて議論の場に出していただかないと、ちょっと私は無責任じゃないかなというふうに感じてしまいます。

この入札の仕組みは原発の建設にも私は適用されるというふうに聞きましたが、送電料金の形でですね、先ほど言いましたように、国民全体に負担を求めるといふことであれば、やはり透明性を維持する必要があるなというふうに感じております。そのためには、コストについてやはり明確な指標を示さなくちゃいけないのかなと。

そこで、先ほどこれは質問にありましたが、現状でもう開店休業となつてしまつておりますコスト等検証委員会、これを再起動して、電源別のコストをもう一度見直して国民に示す必要があるのではないかなと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) まず、先ほどの広域的運営推進機関によりまして電源の入札ですが、特定の電源を排除するものではありませんが、現在、政府においては、既存の原発における安全審査、これを最優先で進めることとしておりまして、原発の新増設については現時点では想定をいたしておりますので、このスキームが即適用さ

れる、こういう形になってこない、そのように考えております。

エネルギー源ごとのコストの試算、これは既に行われているもの、あるわけでありましてけれども、当然これから、今回策定いたしましたエネルギー基本計画に基づきまして、それぞれのエネルギー源の特徴も踏まえながら最終的なベストミックスの目標を決めていくことになります。その際には、当然、各エネルギーがどれだけ安定供給に寄与するのか、またどれだけコスト的なものになるのか、安全性はどうか、環境負荷はどうかと、こういったそれぞれの特性を検討することになりますので、そのプロセスにおいて検討を進めてまいりたいと考えております。

○松田公太君 ありがとうございます。

今回の入札のスキームは原発の新増設には考えていないというお話をいただきました。是非それを守っていただければというふうに思いますけれども。

発電所の入札の関連でいろいろお話をさせていただきました。いろいろ建設コスト以外にも、実際、発電コストの算定というものがこれは非常に重要になってくるのかなというふうに私は思っているわけですから、ただ、コスト等検証委員会、先ほどお聞きした点ですけれども、私はそれ自体にまだ問題が残されているのかなというふうに思っております。

例えば、報告書を全部読んでみたら、この六十六ページにこれあったんですが、原子力の事故リスク対応費用の参照情報である原子力発電所のシビアアクシデントの際の損害については、中略しますけれども、東電福島原発の事故収束も終わつておらず、現時点で得られる情報には限界があり、その下限しか示すことができなかったというふうにあるわけですね。バックエンドのコストも含めて、こういった部分がまだまだ算定し切れていないのかなというふうに思っております。

また、原発事故の原因究明、そしてまた今、田中委員長来ていただいておりますが、規制委員会

で行われています安全基準のコスト、こういったものが全ての重要なコストとして積み重なってくると思われるので、この事故原因の部分についてちょっと今から御質問させていただきますんですが、先日、これは原子力特別委員会でも質問させていただきましたが、今回の原子力規制委員会の候補者として挙がってきています田中知さんは原子力学会のメンバーだったわけですね。その学会の報告書の中で、事故の直接の原因は津波だったというふうに書いてあるわけですね。地震の揺れによる損傷は原因としていないということですので、先日の福井地裁のこの差止めの判決に關しても、そういった結論に基づいて事故原因は明らかじゃないかという反論をされているということですね。

しかし、そのような話に対して、国会の事故調査は、そもそも地震の揺れによって一部の機械が損傷したんじゃないかという指摘もされていますし、先日ありました原子力特別委員会でも田中委員長に実はこれはおっしゃっていただいたんですが、福島第一の事故調査については引き続き私ももの大きな役割の一つだということに言われたわけですね。

事故原因はもう津波だったと断言されている方、また原発のメーカーとか財団から寄附ももらっているという方が入って非常に重要な原子力規制委員会の委員を務められるというのは私はやはり問題じゃないかなというふうに思っておりますが、田中委員長はどのようにお考えでしょうか。

○政府特別補佐人(田中俊一君) いろんなお考えがあるかと思いますが、私自身は、原子力規制委員会の委員を務めていただくための専門性とか経験という点では適切な方を選んでいただいたと思っています。

学会の事故調査は、田中知先生が会長という立場でそういうことをおっしゃっていることであって、津波であったということは一つの原因であったことは確かですけれども、私どもとしては、地震であつたかどうかということについては引き続き今後検証させていただくことを先日申し上げております。

したがって、これからその人選について私の方からあれこれ今申し上げる立場にはありませんので、これ以上のお答えは控えさせていただきます。

○松田公太君 それでは、基準地震動について伺いたいんですが、例えば高浜原発と川内原発、これにつきましては既に七百ガルと六百二十ガルという値で了承されているということですが、大飯原発の基準地震動、これについてはいかがでしょうか。もう既に数値としてある程度めどが付いているのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○政府特別補佐人(田中俊一君) 大飯原発につきましても、一応、あそここの三つの活断層の三連動を考慮するということが、それから敷地震動の深さも、当初は四キロということでも随分議論がありましたけれども、三キロということになりましたので、現在、そういった条件を基に今いわれる基準地震動の評価を行っている、事業者がその評価を行っているというふうに承知しております。

○松田公太君 関西電力から何回か基準が出てきて、それに対しては突き返されているという話を聞いております。その最後の数字が八百六十五だったというふうにも聞いておりますが、大飯原発の差止めのあの判決が出た後です、その安全基準の審査、これ自体は、先日もお話ししましたが、進めるか進めないかと、進めるということでしたけれども、これ別にしても、できるだけ早く基準地震動については判断を出すべきじゃないかなというふうに思っております。

そして、またその数値につきましては、仮にこの後変更になっても、島崎委員長代理が辞められて田中さんが入られた後であつたとしても、現在この大飯原発以外にも含めて話し合われているその基準の数字、これよりも私は低くなってしまふことがあつてはならないなというふうに思っているんですけれども、委員が替わつたことによってそのような数値が下がるということはないということをお約束いただけますでしょうか。

○政府特別補佐人(田中俊一君) 数値がどのような数値になるかどうかということをもっと今申し上げることは適切ではないと思いますが、その敷地震動によって条件が違いますので、その敷地震動の動き、あるいはその地層、特に敷地震動の三次元構造が非常に基準地震動に影響するということも分かっておりますので、そういった点をきちんと踏まえまして評価していただく。

さらに、震源を特定しない地震についても、一応基本的に、最近でいいますと留萌地震とか、そういうところまで含めて考慮していただくということになっていきますので、結果的には多分、現在の基準値、今までの値よりは大きい値を取らざるを得なくなるんだというふうに思っています。

○松田公太君 時間ですので、終わります。ありがとうございます。

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子でございます。電力システム改革第二弾ということでございますが、このシステム改革はエネルギー政策と極めて一体のものであるというふうに認識をしております。そこで、エネルギー政策の根幹に、地球的規模で要請されている温暖化防止、これをきっちり握る必要があるというふうに考えます。

そこで、IPCCの第三作業部会の報告書が公表されております。産業革命以降の温度上昇を二度に抑える、この二度目標を達成するための時間がかかるとなっているという重要なメッセージが発せられております。

そこで、環境省にきていただいておりますが、二〇五〇年までに削減しないといけない温室効果ガスの目安、示されていると思いますが、数字でお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(鎌形浩史君) お答え申し上げます。御指摘のIPCC第五次評価報告書に向けての作業の中で第三作業部会の報告書でございますが、その報告書によりますと、二一〇〇年まで大気中の温室効果ガス濃度を産業革命前に比べて二度C未満に抑えられる可能性が高いシナリオでは、二一〇〇年と比べて二〇五〇年の世界の温室効果ガス排出量は四〇から七〇%低い水準であり、二一〇〇年にはほぼゼロ又はマイナスに至るとされております。

○倉林明子君 大変厳しい数値が示されたというふうに思うわけです。そこで、昨年十一月に第二次安倍内閣として中期目標、これを〇五年比でマイナス三・八%というところで明示されております。そこで、前政権の九〇年比でマイナス二五%という目標が示されていたわけですが、大幅に後退ということになっております。その理由について御説明をいただきたいと思っております。環境省。

○政府参考人(鎌形浩史君) 昨年十一月の目標でございますけれども、それまでの一九九〇年比二五%削減を見直して、二〇〇五年度比三・八%減とする新たな目標を国連気候変動枠組条約事務局に登録したところでございます。

この目標は、原子力発電の在り方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標というところでございます。今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしているというところでございます。

○倉林明子君 そこで、新しいエネルギー基本計画の閣議決定がされたわけですが、その当日、環境大臣が再生可能エネルギー等関係閣僚会議の発言内容について記者の取材に答えてコメントされております。全体は長いものですので、要点、分かるように内容の御紹介をお願いしたい。

○政府参考人(鎌形浩史君) お答え申し上げます。御指摘のIPCC第五次評価報告書に向けての作業の中で第三作業部会の報告書でございますが、その報告書によりますと、二一〇〇年まで大気中の温室効果ガス濃度を産業革命前に比べて二度C未満に抑えられる可能性が高いシナリオでは、二一〇〇年と比べて二〇五〇年の世界の温室効果ガス排出量は四〇から七〇%低い水準であり、二一〇〇年にはほぼゼロ又はマイナスに至るとされております。

○倉林明子君 大変厳しい数値が示されたというふうに思うわけです。そこで、昨年十一月に第二次安倍内閣として中期目標、これを〇五年比でマイナス三・八%というところで明示されております。そこで、前政権の九〇年比でマイナス二五%という目標が示されていたわけですが、大幅に後退ということになっております。その理由について御説明をいただきたいと思っております。環境省。

○政府参考人(鎌形浩史君) 昨年十一月の目標でございますけれども、それまでの一九九〇年比二五%削減を見直して、二〇〇五年度比三・八%減とする新たな目標を国連気候変動枠組条約事務局に登録したところでございます。

この目標は、原子力発電の在り方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標というところでございます。今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしているというところでございます。

○倉林明子君 そこで、新しいエネルギー基本計画の閣議決定がされたわけですが、その当日、環境大臣が再生可能エネルギー等関係閣僚会議の発言内容について記者の取材に答えてコメントされております。全体は長いものですので、要点、分かるように内容の御紹介をお願いしたい。

○倉林明子君 そこで、新しいエネルギー基本計画の閣議決定がされたわけですが、その当日、環境大臣が再生可能エネルギー等関係閣僚会議の発言内容について記者の取材に答えてコメントされております。全体は長いものですので、要点、分かるように内容の御紹介をお願いしたい。

○政府参考人(鎌形浩史君) 四月十一日、閣議後記者会見におきまして石原環境大臣が発言している内容でございますが、御紹介いたします。

再生エネルギー導入量の大幅な拡大が必要だが、我が国は水力を含めても電気に占める割合の一〇％、水力を除くと二％以下で、欧米の先進国に比べて低い水準にあると。野心的な再生エネルギー導入目標について関係省庁で議論いただきたい。それから、自立分散型エネルギー社会を担う上で再生エネルギーが非常に重要である。エネルギー基本計画を踏まえ、再生エネルギーの大幅な導入、省エネの推進の二本柱で低炭素社会の実現のために努力をしていきたい。このような旨を発言してございます。

○倉林明子君 重要な認識だと思ふんですね。再生エネを本当にどう導入量を増やしていくかということで、遅れているということ、このエネルギー基本計画の中でも、大いに再生エネの最大限の導入に向けて頑張つてほしいということを閣僚会議でも述べられているというふうに受け止めました。

そこで、エネルギー基本計画で、再生エネについて、これを政策の方向性としてどのように記載されているのか、経産省に答弁をお願いします。

○政府参考人(上田隆之君) 再生可能エネルギーに関するエネルギー基本計画における政策の方向性の記述ということでございますが、これにつきましましては、再生可能エネルギーについては、二〇一三年から三年程度、導入を最大限に加速をしていき、その後も積極的に推進していく旨、記載がございまして。また、そのため、系統強化、規制の合理化、低コスト等の研究開発を着実に進める、このため、再生可能エネルギー等関係閣僚会議を創設し、政府の司令塔機能を強化する等々の記載があるところでございます。

○倉林明子君 いろいろ議論があった目標数値の記載ですけれども、結局、欄外に数値については記載されるということになって、このエネルギー基本計画が示されたものだという認識をしております。

そこで、欄外記載の目標についてなんですけれども、これ、発電電力量のうちの再生可能エネルギーの割合は二割ということで、二千四百十億キロワットアワーとされております。

環境省にもう一度お聞きしたいと思ふんですけれども、環境省が先日公表されました「平成二十五年(二〇一三年)再生可能エネルギー等分散型エネルギー普及可能性検証検討報告書」と、長いんですけれども、この報告書を見せたいと思ふんです。これ見ますと、再生エネ導入見込みの推計が示されておまして、このエネルギー基本計画の欄外記載の目標と同様に、二〇三〇年の目標についても記載がされております。そこで、低位ケース、低い位置のケースの場合、二千七百七十三億キロワットアワーということで、エネルギー基本計画の欄外記載された数字とはほぼ一致しております。

そこで、確認したいのは、低位、低い位置のケースというのはどういう意味があるのか。高い位置、高位のケースというのも同列で記載がされておりますけれども、それはどういう意味かと。高位の場合、高位のケースの場合の数値はどうなっているか、答弁をお願いします。

○政府参考人(鎌形浩史君) 御指摘の報告書、委託業務の報告書でございます。その報告書では、二〇三〇年の再生可能エネルギーの導入見込み量について、低位ケース、中位ケース、高位ケースで推計を行っております。

低位ケースにつきましては、基本的には東日本大震災以前に二〇二〇年の見通しとして政府が示した再生エネの支援施策により増加が見込まれる普及量を設定いたしまして、それ以降は同様のペースで導入が進むという想定で推計をしているものでございます。

一方、高位のケースにつきましては、基本的には環境省が別途、平成二十四年度にポテンシャル調査、再生可能エネルギーのポテンシャル調査というのを行っておりますが、そこでの導入ポテンシャルというものを最大限顕在化させることを

目指して、施策を最大限強化するという場合を想定して推計しているということでございます。その高位ケースによる二〇三〇年の再生可能エネルギー電気の発電電力量は、三千二百二十七億キロワット時との推計になってございます。

以上が報告書の内容でございます。

○倉林明子君 要は、低位のケースというのは、再生エネ導入の取組というのが現状を維持して、その推移でという範囲のものだということなんですすよね。ところが、高位、ポテンシャル最大限生かそうという取組をした場合は、この委託調査の結果でも一・五倍の再生エネ導入になるという数字だと思ふんですね。

原発を低炭素のエネルギー源最優先の電源という位置付けがあるからこんな開きが出てくるんじゃないかと。原発の再稼働が前提になっているから低位の目標しかエネルギー基本計画には書けなかつたんじゃないかと。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) そんなことはございませぬ。

○倉林明子君 数字として、環境省の委託報告を見るとそういうことが言えるんじゃないかということで指摘をしておきたいと思ひます。

そこで、果たして原発は温暖化対策について有効な電源と言えるのかと、私はこれ考える必要があると思ふんです。そこで、最新のIPCC報告書、先ほども紹介していただきましたが、この中身について確認をしたいと思ふんです。

政策決定者向けの要約のポイントということ、環境省のホームページにも紹介があります。エネルギー供給について、一つは、第四次評価報告書以降の再生可能エネルギーについての評価はどう変化しているか、記載はどうか。二つ目は、原子力エネルギーについての評価はそれぞれどうなっているでしょうか。簡潔に、済みません、お願いします。

○政府参考人(鎌形浩史君) 御指摘の第三作業部会報告書の政策決定者のサマリーの内容でございます

まず、第四次評価報告書以降、再生可能エネルギー技術は性能向上及びコスト低減の面で大いに進展した。また、大規模な普及が可能な成熟度に達した再生可能エネルギー技術の数も増えているということでございます。

次に、原子力エネルギーは成熟した温室効果ガス排出の低いベースロード電源だが、世界における発電シェアは一九九三年以降低下している。低炭素エネルギー供給への原子力の貢献は増加し得るが、各種の障壁とリスクが存在する。

以上が第三作業部会報告書の内容でございます。

○倉林明子君 その中身というのは、確実性も増しているということで、評価の、確実性が高まっているという報告になっていたかと思ふんです。つまり、再生エネは大規模普及が可能な技術に進展しているということ、原子力が、低炭素エネルギー供給への貢献度は高いんだけれども、リスクがあるということだと思ふんですね。このリスクとして、紹介はありませんでしたが、中身で触れられているのが、運用管理リスク、ウラン採掘リスク、金融規制リスク、未解決な廃棄物処理問題、核兵器の拡散に対する懸念、反対世論の存在ということが挙げられている。私はここに大いに注目する必要があるというふうに思うわけです。

そこで、再生エネの大規模普及、これを実証しているのが欧州の取組になっているかと思ふんです。現状、再生エネの導入、実績がどうなっているのかというのと目標がどうなっているのか、これはEU全体の実績と高い水準の国、直近の実績と、目標もいろんな年度で切っていますので、直近、二〇二〇年の目標でどうなっているのか、お答えください、環境省。

○政府参考人(鎌形浩史君) 先ほど出しました委託業務報告書の中身でございます。その報告書では、まずEUでございまして、ユーロスタット、欧州委員会の統計局でございますが、そのデータとして、EUにおける消費電力に占める

再生可能エネルギーの割合は、二〇二一年の時点で二・七％というふうな報告されてございます。それから、二〇二〇年の導入目標につきましても、この委託業務報告書におきまして、いずれも消費電力に占める再生可能エネルギーの割合としてでございますけれども、ドイツが三八・六％、スペインが四〇％、デンマークが五一・九％と報告されてございます。

○倉林明子君 再エネは不安定な電源やという評価が日本では当たり前のようになされておるんですけども、EUの実績を見ますと、電力供給の主役になれるということを今示しているんだと思うんですね。原発事故を経験した日本こそ、この温室効果ガス削減というのを再エネ主役で実現すべきだというふうな考えておりますし、目指すべきだと思います。

先ほども紹介しました環境省の委託調査、二〇五〇年再生可能エネルギーの報告書についてですが、改めて、この報告書の位置付け、目的、委託調査などだけでも、その目的は何だったのか、御説明ください。

○政府参考人(鎌形浩史君) まず、IPCC報告書などを踏まえ、我が国も中長期的に大幅な温室効果ガスの排出削減をしていくことが必要でございます。我が国では、平成二十四年四月に第四次環境基本計画を閣議決定してございますけれども、そこでは二〇五〇年に八〇％削減を目指すと、こうしているわけでございます。

そこで、御指摘の委託業務調査でございますけれども、我が国が掲げる長期目標と整合的な中長期目標を設定する必要があること、その中でも再生可能エネルギーの導入拡大が中心的な課題となることを踏まえ、中長期的な再生可能エネルギーの普及見通しについて定量的な検証と普及を実現させるための方策を取りまとめるということを目的として行ったものでございます。

○倉林明子君 私は、こういう環境省の取組というの、エネルギーをベストミックスでとおっしゃるんだけど、こういう導入の可能性、ポ

テンシャルも含めて示しているところを、エネルギー基本計画を出す責任、所管でもある経産省はしっかり参考にすべきだというふうに思うんですね。

そこで、再エネを最大限普及するべきだという立場から、その鍵となるのは、優先接続、優先給電、系統の増強ということになるかと思えます。現在、十電力会社は、再エネ事業者の系統接続を拒否できるということに結論からいえばなっております。優先接続とは言えずに、一般事業者が、電力会社が認めた範囲ということになっているかと思うんです。

そこで、この資料をお配りしております。一枚目を見ていただきたいんですけど、その連系可能量を理由にして接続できないということで説明があるんだけど、実際に連系可能量にはまだ余裕があるという状況なんだけれども接続制限が掛かるという場合がある、これどうしてかと。御説明をいただきたいと思えます。

○政府参考人(木村陽一君) 一般電気事業者が公表しております連系可能量につきましては、確かに、御指摘のとおり、既に連系した風力発電設備の量だけを見ますと、まだ余裕が残されております。

しかしながら、接続の申込みを受け付けたその設備の量ということで見ますと、特に北海道でございすけれども、これは系統規模が例えば東京に比べて十分の程度しかございません。そういったところで、既に今申込みがあった分で連系可能量がいっぱいになっている、そういう状況にございまして、東北についても似たような状況というのが数年前に発生することが見込まれておるような状況でございます。

再生可能エネルギーの最大限導入、額で測る上で風力発電活用を欠かせないということでございます。政府といたしましては、こういう連系可能量を拡大する観点からも送電網の強化等にしつかりと取り組んでまいりたいと考えてございす。

○倉林明子君 そもそも、この接続拒否の判断ということで、拒否された場合の根拠という点でも情報開示というのは全く不十分だという声が上がっているわけですね。事業者が事業の見通しを立てて参入していく上で、連系可能容量、接続コスト、こうした情報公開は当然されていくべきものではないかと思えます。

そこで、EISCJ、電力系統利用協議会は現在の会員の会費で運営されているということで、十万人請求されたら、見ようと思えばですね、情報を、会員にならなければなりませんので、という例も聞いております。情報開示については、システム改革にふさわしく、データの閲覧などは無料でもできるようにすることは当然進められるべきではないかと思えますが、考え方はいかがでしょうか。

○政府参考人(高橋泰三君) お答え申し上げます。系統の空き情報等は接続の検討に際して重要な情報でございます。現状のルールで申し上げますと、これは資源エネルギー調査会の下で専門委員会等でまとめられました考え方に基きまして、各一般電気事業者及びEISCJによりまして公開をされております。委員御指摘のEISCJにおける情報の公開でございますけれども、これは地域間連系線の潮流実績等に関する情報につきまして、これは現在有料のサービスとして公開を行っております。これはシステムの費用の分担ということでございまして、会員組織でありますので、費用の分担をするということで、これ、ただ、会員に限らず、利用の登録をすれば見られるということになっております。

今回システム改革をこれから進めてまいります上で、系統情報の利用というのは大変重要になりますので、これは本年の三月にこの考え方を改定をいたしまして、広域的運営推進機関が発足した後ににつきましては、こういった潮流実績等の情報につきましては原則無料化していく方向で考えていきたいと考えております。

○倉林明子君 無料化の方向での検討ということですが、考え方そのものは、確かに出していただいているものを見ました。しかし、現状では電力会社を縛る法的拘束力はないということになろうかと思えます。三十分単位の情報開示も含めて、直ちに実施させるという方向で進めるべきものではないかというふうに思えます。

そこで、優先給電の方はどうかということですが、再生可能エネルギーが爆発的に普及するような優先給電でも一番の位置付けになっているかというところが問題だと思うんですけども、そこで、資料の二を御覧いただきたいと思えます。

これは、自然変動電源の出力抑制指令及び優先給電指令ということで、左が現状となっております。つまり出力抑制指令をどこから出していかということですから、上にあるほど早く切られるということになるわけですが、出力抑制が掛かるというところになりますので、二番目に自然変動電源ということになりますので、二番目に取引所取引とありますけれども、これは少量です。もう大体二番目に出力抑制が掛かるというものになっているんですね。

先ほど紹介した環境省の報告書の中で示されているのが指令改定案というもので、これで見ると、自然変動電源は長期固定電源の前ということに位置付けられております。報告書のこの出ている資料でも、順番は後ろの方になっているわけなんですけれども、私は長期固定電源の後ろに回して一番後に出力抑制が掛かるというものが自然再生エネルギーだということになって初めて再エネの優先給電と言えるんじゃないかと思うんですけど、お考えはいかがでしょう、経産省。

○政府参考人(上田隆之君) この資料の右側の指令改定案と書いてありますものは、この出典にもございす、これは恐らく環境省さんのこの委託調査の内容であろうかと思ひまして、私どもこのことについて具体的な提案を直接いただいているわけではないので、必ずしもよく分からない部分がございますが恐らく再生可能エネルギーへの出

力抑制よりも前にその全国融通を活用すべきではないか、あるいは新電力への出力抑制を先に活用すべきではないかとの御指摘であろうかと存じます。

この全国融通でございますけれども、これは広域相互の協力融通ということで、これは本来電力が余ったときに、余剰時におきまして、電力系統の安定化といったことの目的のために緊急的に行われる、言わば電力の安定化のための最後の手段ということでございまして、必ずしもこの再生可能エネルギーといった観点、導入のみから運用されるものではないという性格がございしますので、その安定供給上もこういった制度というのは必要であり、言わばラストリゾートとしての性格上の位置付けがあるのではないかと考えております。

それから、新電力の出力抑制につきましては、各社の電源構成というものはこれ必ずしも事業者ごとに様々でございまして、一般電気事業者が個別の新電力の状況を考慮しながら、出力抑制指令を发出することとはなかなか困難でもありまして、現状では、新電力への出力抑制より先に一般電気事業者が調達した太陽光あるいは風力発電の出力抑制を位置付けているということでございます。

なお、この新電力等々の問題につきましては、現在、御案内のとおり、今回のシステム改革におきましてはこういった概念はなくなりまして、全て新電力も発電事業者なり小売事業者なりに分類されるわけでございまして、そういった状況下におけるこういったルールにつきましてはなお今後検討していくことが必要にならうかと考えております。

○倉林明子君 再エネ最優先の給電の仕組み、最優先の給電という義務付けをしたことで欧州での爆発的な普及の大きな要因にもなっているんですね。連系可能量の限界がある。これについては連系線の強化を図ることなどだけでなく、本当に容量が足りないのかどうか、実データが公開

されていないからよく分からないという部分もまだ残っているわけです。その給電データもしっかりと広く公開されて、一般市民、市場関係者も詳しいデータを見ることができると、こういう環境、再エネは真つ先に、一番に受け入れるということをしつかり仕組みとしてもつくってこそ爆発的な普及につながっていくんだと思うんです。

今後、広域的な電力融通の指示を行うということで、先ほど来議論も集中しておりますが、広域的運営推進機関、この中立性、公平性、公正性、これどうやって担保していくのかということ、評議員会に消費者代表を入れていくというような検討の状況も示されました。ただ、これ第一段階の審議でこの設置を決めていたもので、第二段階の法の審議に当たって実は形がまだ定まっていないと、これは非常に問題だと思っております。どういふふうによつてこの公平性や中立性や公正性を担保していくのかということは、委員構成やその評議員、議決権は誰に、どういう代表に与えられるのかというのが示されてこそしつかりした担保の議論ができるんだと思っております。

私は、当然この法の審議に当たって示されるべきものであったし、考え方だけじゃなくて、どういふルールでやっていくのかということも併せてしつかり示していただくべきものではないかと思うんです。今後の考え方、改めてお聞きしておきたいと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) 昨年の法案審議のときにそういう御議論をいただければと思つたんですけれど。

実際に広域的運営推進機関の立ち上げは恐らく来年になるということでありまして、その中立性を担保するために、この機関の役員の選任、解任については国の認可を要すると。同時に、評議員会も設置するわけでありますが、評議員につきましては、実務に精通した人材だけではなくて、消費者の代表であったり学識経験者等幅広い方々を任命することによりまして組織運営の専門性、効率性、中立性を高めていきたいと思っております。

で、今、それに向けた検討を進めているわけでありまして、当然、この機関の立ち上げ前にはきちんとしたものを決めさせていただきま。

○倉林明子君 本場にここが重要なポイントになるかと思ひますので、しつかり国会でも議論ができるように中身についてはお示しをいただくといいことですので、受け止めていきたいと思ひます。

私、この再エネを、自然再生エネルギーを爆発的に普及していく、この取組をしていく上で、原子力の位置付け、要は、エネルギーのベストミックスということを盛んに言われていて、それをどうミックスさせていくのかということが示されないままこれ議論進んでいるんですね。その上で、やつぱり原子力を再エネと比較して、優先給電ルールに、対象になじまないんだと本会議で大臣、答弁がありました。原発を最優先の電源として位置付けているままでは、私は結局再エネの爆発的な普及にはつながらないというふうに思っております。

消費者に説明責任を果たすガラス張りの情報開示、再エネ優先のシステムにこそ転換していくことが重要だということを申し上げて、終わります。

○委員長(大久保勉君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(大久保勉君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律案の審査のため、来る五日午後一時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大久保勉君) 御異議ないと認めます。なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大久保勉君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十分散会

五月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発からの撤退に関する請願(第二五一七号)

一、全ての原発から直ちに撤退する決断を行うことに関する請願(第二五一八号)

第一五一七号 平成二十六年五月七日受理
原発からの撤退に関する請願

請願者 北海道帯広市 木村克志 外十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一一八〇号と同じである。

第一五一八号 平成二十六年五月七日受理
全ての原発から直ちに撤退する決断を行うことに関する請願

請願者 北海道赤平市 井川博司 外二十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一一九七号と同じである。

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発再稼働を許さず、再生可能エネルギー政策へ転換することに関する請願(第一六〇五号)

一、灯油・燃油対策の強化に関する請願(第一六〇六号)

一、雇用拡充と地域経済を活性化させることに関する請願(第一六〇七号)

一、原発事故未収束の明確化、政府の責任による事故収束作業の実施等に関する請願(第一七〇四号)

第一六〇五号 平成二十六年五月十二日受理
原発再稼働を許さず、再生可能エネルギー政策へ
転換することに関する請願

請願者 東京都台東区 鶴野沢町子 外三
百二十三名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第七一六号と同じである。

第一六〇六号 平成二十六年五月十二日受理
灯油・燃油対策の強化に関する請願

請願者 北海道中川郡幕別町 飯澤常造
外百二十五名

紹介議員 紙 智子君
灯油・燃油価格は、国際相場の高止まりと円安
傾向の下、灯油は一リットル百円(北海道)に、重
油・軽油価格も高騰し、国民生活や中小零細企
業・農林漁業の経営を大きく圧迫する状況になっ
ている。安倍内閣は、経済対策強化を掲げる一
方、このような価格高騰を野放しにし、暮らしや
地域経済を守る対策を示そうとしていない。暮
らしと地域経済が疲弊する中、政府が今行おうべ
きは、賃上げや社会保障拡充など暮らしと地域経済
を支える対策であり、緊急的には価格高騰を抑え
ることである。

ついで、次の措置を採られたい。
一、福祉灯油の実施・支援や緊急の産業支援な
ど、灯油・燃油高騰への対策を急ぐこと。
二、元売会社の便乗値上げ・売惜しみを許さない
監視体制を強めるとともに、価格設定の透明化
を図ること。
三、価格高騰の原因ともなっている投機マネーの
暴走を許さないこと。

第一六〇七号 平成二十六年五月十二日受理
雇用拡充と地域経済を活性化させることに関する
請願

請願者 三重県南牟婁郡御浜町 笹ノ内克
己 外三十七名
紹介議員 井上 哲士君

T P Pは、全ての品目の関税撤廃を原則にする
高度な自由貿易協定であり、この協定に加われ
ば、農産物や畜産物はもとより人・物・サービ
ス・金融とあらゆる分野に深刻な影響を与え地域
経済を破壊する。農林水産省の試算によれば、我
が国の食料自給率は現在の四〇%から一三%に急
落し、米の生産も九〇%減、砂糖原料や小麦など
の生産はほぼ破壊する。また、食料・農業・農村
基本法に基づく、自給率を引き上げるといふ政府
が掲げた基本計画にも反するものである。影響は
農業にとどまらず、農林水産省の試算では関連産
業を含めて三百五十万人もの雇用が失われる。命
の源である食の安全・安心と安定供給のため、国
内の農林漁業生産を拡大し、食料自給率を抜本的
に向上させることは国民共通の願いであり、食料
の六割、穀物は七割以上を輸入に依存している日
本の現状は、早急に改善させなければならぬ。
政府は、「日本は貿易立国だから」と更に貿易自由
化を進める一方、「価格は市場が決める」と、農産
物の価格下落に対して有効な対策を取っていない。
い。所得補償制度も生産費を賄うものではなく、
これでは農業就業者の減少にも後継者不足にも歯
止めがかけられない。労働が報われ、再生産でき
る価格保障が必要である。

ついで、次の事項について実現を図られたい。
一、国内産業を育成し、国内雇用の拡充と地域経
済を活性化させる政策を進めること。

第一七〇四号 平成二十六年五月十五日受理
原発事故未収束の明確化、政府の責任による事故
収束作業の実施等に関する請願

請願者 北海道旭川市 小泉磨里 外八名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第七一五号と同じである。

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。
一、電気事業法等の一部を改正する法律案

電気事業法等の一部を改正する法律案
電気事業法等の一部を改正する法律
(電気事業法の一部改正)

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十
号)の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 電気事業

第一節 小売電気事業

第一款 事業の登録(第二条の二―第二
条の十二)

第二款 業務(第二条の十二―第二条の
十七)

第二節 一般送配電事業

第一款 事業の許可(第三条―第十六条)

第二款 業務(第十七条―第二十七条)

第三款 会計及び財務(第二十七条の
二・第二十七条の三)

第三節 送電事業(第二十七条の四―第二
十七条の十二)

第四節 特定送配電事業(第二十七条の十
三―第二十七条の二十六)

第五節 発電事業(第二十七条の二十七―
第二十七条の二十九)

第六節 一般担保(第二十七条の三十)

第七節 特定供給(第二十七条の三十一)

第八節 広域的運営

第一款 電気事業者相互の協調(第二十
八条・第二十八条の二)

第二款 特定自家用電気工作物設置者の
届出(第二十八条の三)

第三款 広域的運営推進機関

第一目 総則(第二十八条の四―第二
十八条の九)

第二目 会員(第二十八条の十一―第二
十八条の十二)

第三目 設立(第二十八条の十三―第
二十八条の十七)

第四目 管理(第二十八条の十八―第
二十八条の三十)

第五目 総会(第二十八条の三十一―
第二十八条の三十九)

第六目 業務(第二十八条の四十―第
二十八条の四十六)

第七目 財務及び会計(第二十八条の
四十七―第二十八条の五十)

第八目 監督(第二十八条の五十一)

第九目 雑則(第二十八条の五十二)

第四款 供給計画(第二十九条・第三十
条)

第五款 供給命令等(第三十一条―第三
十三条)

第六款 電気の使用制限等(第三十四条
―第三十七条)

第三章 電気工作物

第一節 定義(第二十八条)

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合(第三十九条
―第四十一条)

第二款 自主的な保安(第四十二条―第
四十六条)

第三款 環境影響評価に関する特例(第
四十六條の二―第四十六條の二
十三)

第四款 工事計画及び検査(第四十七條
―第五十五条)

第五款 承継(第五十五条の二)

第三節 一般用電気工作物(第五十六條―
第五十七條の二)

第四章 土地等の使用(第五十八條―第六十
六條)

第五章 登録安全管理審査機関、指定試験機
関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関(第六十七
条―第八十条)

第二節 指定試験機関(第八十一条―第八
十八条)

第三節 登録調査機関(第八十九条―第九十六条)

第六章 卸電力取引所(第九十七条―第九十九条の十二)

第七章 雑則(第一百条―第一百四条)

第八章 罰則(第一百五条―第二百三三条)

附則

第一編及び第二編の編名、同編第一章及び第二章の章名、同章第一節及び第二節の節名、同節第二款の款名、同章第三節の節名、同編第三章の章名、同編第一章から第五節までの節名、同編第三章の章名、第四編及び第五編の編名、同編第一章から第三章までの章名並びに第六編及び第七編の編名を削る。

第一条の前に次の章名を付する。

第一章 総則

第二条第一項第一号中「一般電気事業を」を「小売供給に」、「事業を」を「ことを」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 小売電気事業 小売供給を行う事業(一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。)をいう。

三 小売電気事業者 小売電気事業を営むことについて次条の登録を受けた者をいう。

第二条第一項中第四号から第十二号までを削り、第十三号を第四号とし、同項第十四号イ中「特定電気事業を」を「小売供給を行う事業を」に、「一般電気事業者が」を「者が」に改め、「その供給区域内の」及び「当該他の者のその特定電気事業の用に供するための電気の量の變動に応じて」を削り、「対して、」の下に「当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する量の」を加え、同号ロを削り、同号ハ中「供する」の下に「発電用の」を加え、「このハ」を「このロ」に、「設置する」を「維持し、及び運用する」に、「一般電気事業者が」を「者が」に改め、「その供給区域内の」及び「当該一般電気事業者が」を削り、「特定規模需要

を」(需要)に改め、同号ハを同号ロとし、同号を同項第五号とし、同項第十五号を同項第六号とし、同号の次に次の九号を加える。

七 発電量調整供給 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から当該発電用の電気工作物の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること

八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。

イ その供給区域(離島(その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自ら維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。ロ及び第二十一条第三項第一号において単に「離島」という。)を除く。)における一般の需要(小売電気事業者又は登録特定送配電事業者(第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。))から小売供給を受けているものを除く。ロにおいて同じ。)に供する電気の供給を保障するための電気の供給(次項第一号、第十七条及び第二十条において「最終保障供給」という。)

ロ その供給区域内に離島がある場合において、当該離島における一般の需要に供する電気の供給を保障するための電気の供給(以下「離島供給」という。)

九 一般送配電事業者 一般送配電事業を営むことについて第三条の許可を受けた者を

いう。

十 送電事業 自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業(一般送配電事業に該当する部分を除く。)であつて、その事業の用に供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十一 送電事業者 送電事業を営むことについて第二十七条の四の許可を受けた者をいう。

十二 特定送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業者若しくは一般送配電事業者を営む他の者にその小売電気事業者若しくは一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいう。

十三 特定送配電事業者 特定送配電事業を営むことについて第二十七条の十三第一項の規定による届出をした者をいう。

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五 発電事業者 発電事業を営むことについて第二十七条の二十七第一項の規定による届出をした者をいう。

第二条第一項中第十六号を第十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

十六 電気事業 小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業をいう。

十七 電気事業者 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者

者及び発電事業者をいう。

第二条第二項中「一般電気事業者が」を「一般送配電事業者が」に、「一般電気事業と」を「一般送配電事業と」に改め、同項第一号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「一般電気事業の」を「一般送配電事業の」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 特定送配電事業者から託送供給を受けて当該特定送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において接続供給、発電量調整供給、最終保障供給又は離島供給を行う事業

三 第二十四条第一項の許可を受けて行う電気を供給する事業及びその供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により振替供給小売電気事業者若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は前項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る。)を行う事業

第二条第三項中「卸電気事業者」を「送電事業者」に、「一般電気事業者が」を「一般電気事業の用に供するための電気を供給する」を「一般送配電事業者が振替供給を行う」に、「卸電気事業と」を「送電事業と」に改める。

第二条の次に次の章名、一節、節名及び款名を加える。

第二章 電気事業

第一節 小売電気事業

第一款 事業の登録

(事業の登録)

第二条の二 小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第二条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大

臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に關する事項

四 事業開始の予定年月日

五 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の申請書には、第二条の五第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、小売電気事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に關する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第二条の四 経済産業大臣は、第二条の二の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第二条の五 経済産業大臣は、第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けるこ

とがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二条の九第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

（変更登録等）

第二条の六 小売電気事業者は、第二条の三第一項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更新登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更新登録を受けようとする小売電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第二条の三第二項及び前二条の規定は、第一項の変更新登録に準用する。この場合において、第二条の四第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第一条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第二号を除く。）」と読み替へるものとする。

4 小売電気事業者は、第二条の三第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項のうち第二条の四第一項第一号に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。

（承継）

第二条の七 小売電気事業の全部の譲渡しがあり、又は小売電気事業者について相続、合併若しくは分割（小売電気事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業の全部を承継した法人は、小売電気事業者の地位を承継する。ただし、当該小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業の全部を承継した法人が第二条の五第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により小売電気事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第二条の八 小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 小売電気事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合に於ては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その小売

供給の相手方に対し、その旨を周知させなければならない。

（登録の取消し）

第二条の九 経済産業大臣は、小売電気事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の二の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第二条の二の登録又は第二条の六第一項の変更新登録を受けたとき。

三 第二条の五第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第二条の五第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（登録の抹消）

第二条の十 経済産業大臣は、第二条の八第一項若しくは第二項の規定による小売電気事業の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該小売電気事業者の登録を抹消しなければならない。

（経済産業省令への委任）

第二条の十一 第二条の二から前条までに定めるもののほか、小売電気事業者の登録に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第二款 業務

（供給能力の確保）

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な

供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(供給条件の説明等)

第二条の十三 小売電気事業者及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約(以下この項及び次条第一項において「小売供給契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下この条、次条及び第二条の十七第二項において「小売電気事業者等」という。)は、小売供給を受けようとする者(電気事業者である者を除く。以下この条において同じ。)と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 小売電気事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(書面の交付)

第二条の十四 小売電気事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき(小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき)は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し

なければならない。

一 小売電気事業者等の氏名又は名称及び住所

二 契約年月日

三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(苦情等の処理)

第二条の十五 小売電気事業者は、当該小売電気事業者の小売供給の業務の方法又は当該小売電気事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方(当該小売電気事業者から小売供給を受けようとする者を含む、電気事業者である者を除く。)からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(名義の利用等の禁止)

第二条の十六 小売電気事業者は、その名義を他人に小売電気事業のため利用させてはならない。

2 小売電気事業者は、事業の貸渡しその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、小売電気事業を他人にその名において経営させてはならない。

(業務改善命令)

第二条の十七 経済産業大臣は、小売電気事業の運営が適切でないため、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、電気の利用者の

利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その小売電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者等が第二条の十三第一項又は第二項の規定に違反したときは、小売電気事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、小売電気事業者が第二条の十五の規定に違反したときは、小売電気事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第二節 一般送配電事業

第一款 事業の許可

第三条第一項中「電気事業(特定規模電気事業を除く。以下この章(第五條第七号及び第十七條第一項を除く。)において同じ。)」を「一般送配電事業」に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項中「前条第一項」を「前条」に、「次の」を、「次に掲げる」に改め、同項第一号中「その」を、「その」に改め、同項第三号中「電気事業を」「一般送配電事業」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同号中イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとし、同号に次のように加える。

ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

ニ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

第四条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

第五條中「第三条第一項」を「第三条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第一号中「その電気事業」を「その一般送配電事業」に、「一般の需要、一般電気事業の需要又は供給地点における」を

「その供給区域における」に改め、同条第二号及び第三号中「電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同条第四号中「一般電気事業又は特定電気事業にあつては、その事業」を「その一般送配電事業」に改め、「又は供給地点」及び「電気」を削り、同条第五号中「一般電気事業にあつては、その事業」を「その一般送配電事業」に、「一般電気事業の」を「一般送配電事業の」に改め、同条第六号を削り、同条第七号中「一般電気事業及び卸電気事業にあつては、その事業」を「その一般送配電事業」に改め、「特定電気事業にあつては、その事業の開始が公共の利益に照らして適切であること」を削り、同号を同条第六号とする。

第六条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同条第二項中「次の」を、「次に掲げる」に改め、同項第四号中「電気事業」を「一般送配電事業」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同号中イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとし、同号に次のように加える。

ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

ニ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

第六条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

第七条第一項中「電気事業者(特定規模電気事業者を除く。以下この章において同じ。)」を「一般送配電事業者」に改め、「(特定電気事業者にあつては、三年)」を削り、同条第二項中「供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点」を削り、同条第三項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第四項中「電気事業者は」を「一般送配電事業者は」に改め、「供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点」を削

る。

第八条の見出しを「(供給区域の変更)」に改め、同条第一項中「電気事業者は」を「一般送配電事業者は」に、「第六条第二項第三号の」を「第六条第二項第四号に掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「第五条の下に」及び前条を、「許可」の下に「(同条の規定にあつては、供給区域の減少に係るものを除く。)」を加え、同条第三項から第七項までを削る。

第九条第一項中「電気事業者を」を「一般送配電事業者」に、「第六条第二項第四号の」を「第六条第二項第五号に掲げる」に改め、同条第二項中「電気事業者を」を「一般送配電事業者」に、「の事項を」に掲げる事項に、「同項第四号を」同項第五号に改め、同条第三項中「電気事業者を」を「一般送配電事業者」に改め、同条第四項及び第五項中「電気事業者を」を「一般送配電事業者」に、「電気事業の」を「一般送配電事業の」に改める。

第十条第一項中「電気事業を」を「一般送配電事業」に改め、同条第二項中「電気事業者を」を「一般送配電事業者」に、「電気事業の」を「一般送配電事業の」に改める。

第十一条第一項中「電気事業の」を「一般送配電事業の」に、「電気事業者を」を「一般送配電事業者」に改め、同条第二項中「電気事業者を」を「一般送配電事業者」に改める。

第十三条第一項中「電気事業者(特定電気事業者を除く。以下この条において同じ。)」を「一般送配電事業者」に、「電気事業の」を「一般送配電事業の」に改める。

第十四条第一項中「電気事業者を」を「一般送配電事業者」に、「電気事業の」を「一般送配電事業の」に改め、同条第二項中「電気事業者を」を「一般送配電事業者」に改め、同条第三項中「電気事業を」を「一般送配電事業」に改める。

第十五条第一項中「電気事業者を」を「一般送配電事業者」に、「以下を」次条第一項において「に」、「第三条第一項を」第三条に改め、同条第二項中「電気事業者を」を「一般送配電事業者」に改める。

「第三条第一項を」第三条に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項を」を「前二項に」、「電気事業者を」を「一般送配電事業者」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条第一項中「電気事業者が同条第七項を」一般送配電事業者が同条第二項に改め、「その増加する供給の相手方たる一般電気事業者に対し、又はその増加する供給地点において」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「一般電気事業者を」を「一般送配電事業者」に、「一般電気事業を」を「一般送配電事業」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前条第五項を」前条第三項に、「前各項を」前二項に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条の次に次の款名を付する。

第二款 業務

第十六条の二から第十六条の四までを削る。

第十七条から第十九条までを次のように改める。

(託送供給義務等)

第十七条 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給(振替供給にあつては、小売電気事業、一般送配電事業者若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二条第一項第五号口に掲げる接続供給に係る電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。)を拒んではならない。

2 一般送配電事業者は、その発電量調整供給を行うために過剰な供給能力を確保しなければならぬこととなるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、その供給区域における発電量調整供給を拒んではならない。

3 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給及び離島供給を拒んではならない。

4 一般送配電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運

用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

5 一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の最終保障供給若しくは離島供給の業務の方法又は当該一般送配電事業者が行う最終保障供給若しくは離島供給に係る料金その他の供給条件についての最終保障供給又は離島供給の相手方(当該一般送配電事業者から最終保障供給又は離島供給を受けようとする者を含む。電気事業者である者を除く。)からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならぬ。

(託送供給等約款)

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び発電量調整供給(以下この条において「託送供給等」という。)に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款(第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件(同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)により託送供給等を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 一般送配電事業者及び第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款(次項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第七項において同じ。)で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

5 一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電

事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給等約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 前項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 一般送配電事業者及び前項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

7 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（一般送配電事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

8 一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

9 前項の規定による届出に係る託送供給等約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

10 経済産業大臣は、第八項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定

する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 第八項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 一般送配電事業者及び第八項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

11 経済産業大臣は、第八項の規定による届出に係る託送供給等約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その託送供給等約款を変更すべきことを命ずることができる。

12 一般送配電事業者は、第一項の規定により託送供給等約款の認可を受け、第五項若しくは第八項の規定により託送供給等約款の変更の届出をし、又は次条第二項の規定による託送供給等約款の変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給等約款を公表しなければならない。

（託送供給等約款に関する命令及び処分）
第十九条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、前条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、

その変更後のもの）又は同条第二項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給等約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給等約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

第二十條を削る。

第十九条の二の見出しを「最終保障供給約款」に改め、同条第一項中「一般電気事業者は、その供給区域における特定規模需要（その一般電気事業者以外の者から電気の供給を受け、又はその一般電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件により電気の供給を受けているものを除く。）に應ずる電気の供給を保障するための電気の供給」を「一般送配電事業者は、最終保障供給」に改め、同条第二項中「前項の規定による届出に係る約款」を「最終保障供給約款」に、「一般電気事業者を」「一般送配電事業者」に、「約款（以下「最終保障約款」という。）」を「最終保障供給約款」に改め、同条第四号中「最終保障約款」を「最終保障供給約款」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を行うときは、この限りでない。

第十九条の二に次の一項を加える。
4 第十八条第十二項の規定は、第一項の規定により最終保障供給約款の届出をしたときに準用する。

第十九条の二を第二十条とする。
第二十一条を次のように改める。

（離島供給約款）
第二十一条 一般送配電事業者は、離島供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「離島供給約款」という。）以外の供給条件により離島供給を行つてはならない。ただし、その離島供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、離島供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その離島供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の水準がその供給区域（離島を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、離島供給約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

4 第十八条第十二項の規定は、第一項の規定により離島供給約款の届出をしたときに準用する。

第二十二條から第二十四條の四までを削る。

第二十四條の五の見出しを「一般送配電事業等の業務に関する会計整理等」に改め、同条第一項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者は、一般送配電事業以外の事業を営む場合に」に、「託送供給」を「一般送配電事業」に、「その他」を「その他」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「前項の場合において、一般送配電事業者」に、「前項」を「同項」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十四條の六の見出しを「禁止行為等」に改め、同条第一項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同項第一号中「託送供給」の下に「及び発電量調整供給」を加え、同項第二号中「業務」を「及び発電量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条を第二十三條とする。

第二十四條の七を削る。

第二十五條の見出しを「供給区域外に設置する電線路による供給」に改め、同条第一項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「おける需要に応じ電気を供給しよう」を「自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行おう」に改め、「供給の相手方及び」を削り、同項ただし書中「特定規模電気事業として供給するとき、一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業」を「一般送配電事業」に、「一般電気事業、特定電気事業若しくは特定規模電気事業」を「小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業」に、「第二條第一項第十四号ハ」を「第二條第一項第五号ロ」に改め、同条第二項第一号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 その供給を行うことがその供給を行おうとする一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

第二十五條を第二十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

(特定送配電事業者に対する協議の求め)

第二十五條 一般送配電事業者は、一般送配電事業を行うために電線路が新たに必要となる場合であつて、当該電線路を設置したならばその供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがあり、かつ、これを防止するため当該一般送配電事業者が特定送配電事業者から託送供給を受けて一般送配電事業を行う必要があると認めるときは、当該特定送配電事業者に対し、当該一般送配電事業者に託送供給を行うことにつき協議を求めることができる。

2 前項の協議をすることができず、又は協議が調わないときは、当事者は、經濟産業大臣の裁定を申請することができる。

3 經濟産業大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

4 經濟産業大臣は、第二項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

5 第二項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

第二十六條第一項中「電気事業者(卸電気事業者及び特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。)」を「一般送配電事業者」に改め、同条第二項及び第三項中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第二十七條を次のように改める。

(業務改善命令)
第二十七條 經濟産業大臣は、事故により電気

の供給に支障を生じている場合に一般送配電事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他一般送配電事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般送配電事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 經濟産業大臣は、一般送配電事業者が第十七條第五項の規定に違反したときは、一般送配電事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第三節 送電事業
(事業の許可)
第二十七條の四 送電事業を営もうとする者は、經濟産業大臣の許可を受けなければならない。
(許可の申請)
第二十七條の五 前條の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を經濟産業大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
三 振替供給の相手方たる一般送配電事業者四 送電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項
イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧
ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力
2 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他經濟産業省令で定める書類を添付しなければならない。
(許可の基準)
第二十七條の六 經濟産業大臣は、第二十七條の四の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同條の許可をしてはならない。
一 その送電事業の開始が一般送配電事業の需要に適合すること。
二 その送電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
三 その送電事業の計画が確実であること。
四 その送電事業の用に供する電気工作物が一般送配電事業者の供給区域内にあるものにあつては、その事業の開始によつて当該一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこ

第三款 会計及び財務

第二十七條の二 一般送配電事業者は、經濟産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 一般送配電事業者は、經濟産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を經濟産業大臣に提出しなければならない。

(償却等)

第二十七條の三 經濟産業大臣は、一般送配電事業の適確な遂行を図るため特に必要があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、一般送配電事業の用に供する固定資産に関する相当の償却につき方法若しくは額を定めてこれを行うべきこと又は方法若しくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てるべきことを命ずることができる。

と。
五 前各号に掲げるもののほか、その送電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。
(許可証)

第二十七条の七 経済産業大臣は、第二十七条の四の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 許可の年月日及び許可の番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

四 振替供給の相手方たる一般送配電事業者
五 送電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧

ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

(事業の許可の取消し等)

第二十七条の八 経済産業大臣は、送電事業者が第二十七条の十二において準用する第七条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。次条第一項において同じ。)内に事業を開始しないときは、第二十七条の四の許可を取り消すことができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、送電事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第二十七条の四の許可を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、前二項に規定する場合を除くほか、送電事業者の送電事業の用に供する

る送電用の電気工作物が第二条第一項第十号の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつた場合において、当該要件に該当するものとなることが見込まれないと認めるときは、第二十七条の四の許可を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前三項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその送電事業者に送付しなければならない。

第二十七条の九 経済産業大臣は、第二十七条の十二において準用する第八条第一項の許可を受けた送電事業者が第二十七条の十二において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する振替供給の相手方たる一般送配電事業者に対して事業を開始しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(振替供給義務等)

第二十七条の十 送電事業者は、一般送配電事業者に振替供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、振替供給を拒んではならない。

2 送電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用し、当該送電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

(振替供給)

第二十七条の十一 送電事業者は、一般送配電事業者に対する振替供給(これに係る契約が経済産業省令で定める要件に該当するものであるものに限る。次項及び第三項第一号にお

いて同じ。)に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 送電事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件以外の供給条件により一般送配電事業者に対する振替供給を行つてはならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該送電事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける一般送配電事業者が振替供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていないこと。

三 送電事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける一般送配電事業者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないこと。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4 経済産業大臣は、送電事業者が正当な理由なく一般送配電事業者に対する振替供給を拒んだときは、その送電事業者に対し、振替供給を行うべきことを命ずることができる。

(準用)

第二十七条の十二 第七条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第二十二條、第二十三条、第二十七条第一項、第二十七条の二及び第二十七条の三の規定は、送電事業者に準用

する。この場合において、第七条第二項及び第四項並びに第八条第二項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方たる一般送配電事業者」と、同条第一項中「第六条第二項第四号」とあるのは「第二十七条の七第二項第四号」と、同条第二項及び第十條第三項中「第五号」とあるのは「第二十七条の六」と、第九條第一項中「第六条第二項第五号」とあるのは「第二十七条の七第二項第五号」と、同条第二項中「第六條第二項第二号」とあるのは「第二十七條の七第二項第二号」と、第二十二條第一項及び第二十三條第一項第二号中「送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、同項各号中「託送供給及び発電量調整供給」とあるのは「振替供給」と読み替へるものとする。

第四節 特定送配電事業

(事業の届出)

第二十七条の十三 特定送配電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 供給地点

四 特定送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧

ロ 配電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、周波数及び電圧

ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

ニ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
五 事業開始の予定年月日
六 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供してはならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することがその届出に係る供給地点を供給区域に含む一般送配電事業者の供給区域内の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することにより前項に規定する一般送配電事業者の供給区域内の電気の利用者の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から二十日（次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することにより第四項に規定する一般送配電事業者の供給区域内の電気の利用者の利益が著しく阻害されるおそれがあるかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第三項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、二十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

7 特定送配電事業者は、第一項第三号及び第四号に掲げる事項を変更しようとするとき

は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の届出に準用する。この場合において、第三項中「特定送配電事業の用に供してはならない」とあるのは「変更してはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「電気工作物を特定送配電事業の用に供すること」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

9 特定送配電事業者は、第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(託送供給義務)
第二十七条の十四 特定送配電事業者は、小売電気事業者又は一般送配電事業者による小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、託送供給を拒んではならない。

(小売供給の登録)
第二十七条の十五 特定送配電事業者は、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により小売供給を行おうとするときは、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)
第二十七条の十六 前条の登録を受けようとする特定送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 主たる営業所その他の営業所の名称及び

所在地

三 供給地点

四 小売供給の相手方の電気の需要に應ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項

五 小売供給開始の予定年月日

六 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の申請書には、第二十七条の十八第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、小売供給を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十七条の十七 経済産業大臣は、第二十七条の十五の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を小売供給特定送配電事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者たる特定送配電事業者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十七条の十八 経済産業大臣は、第二十七条の十六第一項の申請書を提出した特定送配電事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けるこ

とがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第二十七条の二十一第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 小売供給の相手方の電気の需要に應ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

(変更登録等)

第二十七条の十九 第二十七条の十五の登録を受けた特定送配電事業者以下「登録特定送配電事業者」という。は、第二十七条の十六第一項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする登録特定送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第二十七条の十六第二項及び前二条の規定は、第一項の変更登録に準用する。この場合において、第二十七条の十七第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第二十七条の十六第一項の申請書を提出した特定送配電事業者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した登録特定送配電事業者が次の各号（第二号を除く。）」と読み替えるものとする。

4 登録特定送配電事業者は、第二十七条の十六第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の

経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項のうち第二十七条の十七第一項第一号に掲げる事項を小売供給特定送配電事業者登録簿に登録しなければならない。

(小売供給の休止及び廃止)

第二十七条の二十 登録特定送配電事業者は、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物による小売供給の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 登録特定送配電事業者は、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物による小売供給を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その小売供給の相手方に對し、その旨を周知させなければならない。

(登録の取消)

第二十七条の二十一 経済産業大臣は、登録特定送配電事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条の十五の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第二十七条の十五の登録又は第二十七条の十九第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二十七条の十八第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第二十七条の十八第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第二十七条の二十二 経済産業大臣は、第二十七条の二十第一項の規定による小売供給の全

部の廃止の届出があつたとき、前条第一項の規定による登録の取消しをしたとき、又は第二十七条の二十五第二項の規定による解散の届出があつたときは、当該登録特定送配電事業者の登録を抹消しなければならない。

(経済産業省令への委任)

第二十七条の二十三 第二十七条の十五から前条までに定めるもののほか、登録特定送配電事業者の登録に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(承継)

第二十七条の二十四 特定送配電事業者の全部の譲渡しがあり、又は特定送配電事業者について相続、合併若しくは分割(特定送配電事業者の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、特定送配電事業者の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定送配電事業者の全部を承継した法人は、特定送配電事業者の地位を承継した法人は、当該特定送配電事業者が小売供給を行うものに係るものであつて、当該特定送配電事業者の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定送配電事業者の全部を承継した法人が第二十七条の十八第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により特定送配電事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第二十七条の十九第五項の規定は、前項の規定による届出(登録特定送配電事業者に係るものに限る。)に準用する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第二十七条の二十五 特定送配電事業者は、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業

大臣に届け出なければならない。

2 特定送配電事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(準用)

第二十七条の二十六 第二十六条及び第二十七条第一項の規定は、特定送配電事業者に準用する。

2 第二条の十二、第二条の十五、第二条の十六及び第二条の十七第三項の規定は、登録特定送配電事業者に準用する。この場合において、第二条の十六第一項中「小売電気事業者」とあるのは「特定送配電事業者(小売供給を行うものに限る。次項において同じ。)」のと、同条第二項中「小売電気事業者」とあるのは「特定送配電事業者」と読み替へるものとする。

3 第二条の十三、第二条の十四及び第二条の十七第二項の規定は、登録特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に準用する。この場合において、第二条の十三第一項中「小売電気事業者及び小売電気事業者」とあるのは「登録特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者」と、同条、第二条の十四及び第二条の十七第二項中「小売電気事業者等」とあるのは「登録特定送配電事業者等」と読み替へるものとする。

第五節 発電事業

(事業の届出)

第二十七条の二十七 発電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 発電事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

四 事業開始の予定年月日

五 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 発電事業者は、第一項の規定による届出に係る事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(発電等義務)

第二十七条の二十八 発電事業者は、一般送配電事業者は、その維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いてその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約しているときは、正当な理由がなければ、発電及び電気の供給を拒んではならない。

(準用)

第二十七条の二十九 第二条の七第一項本文及び第二項、第二十七条第一項、第二十七条の二、第二十七条の三並びに第二十七条の二十五の規定は、発電事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「事業の全部又は一部」とあるのは、「事業」と読み替へるものとする。

第六節 一般担保

第二十七条の三十 小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営む者たる会社(次項及び第三項において「兼業会社」という。)の社債、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。次項及び第三項において同じ。)の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は

兼業会社について分割があつたときは、次の各号に掲げる会社のいずれかに該当するものが当分の間発行する社債の債権者は、それぞれ、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

一 当該譲渡し又は分割により小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した会社当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限り、兼業会社であるものを除く。

二 当該譲渡し又は分割をした会社であつて、当該譲渡し又は分割の後も引き続き小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むもの（兼業会社であるものを除く。）

三 前二号に掲げる会社を子会社（会社法平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）とする会社であつて、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まないもの

3 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しが、又は兼業会社について分割があつたとき（その会社が当該譲渡し又は分割の後も兼業会社であるときを除く。）は、当該譲渡し又は分割の前にその会社が発行した社債であつて当該譲渡し又は分割の後もその会社が引き続き有する債務に係るものの社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前三項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第七節 特定供給

第二十七条の三十一 電気事業（発電事業を除く。）を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者は、供

給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

一 専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するとき。

二 小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を供給するとき。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 供給の相手方の氏名又は名称及び住所

三 供給する場所

四 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と経済産業省令で定める密接な関係を有すること。

二 供給する場所が一般送配電事業者の供給区域内にあるものにあつては、当該一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

4 第一項の許可を受けた者は、第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る電気を供給する事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 経済産業大臣は、第一項の許可を受けた者が、第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、第一項の許可を取り消すことができる。

第八節 広域的運営

第二十八条中「卸供給事業者及び」を削る。

第二十八条の二を次のように改める。

第二十八条の二 削除

第二十八条の二の次に次の款名を付する。

第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出

第二十八条の三の見出しを削り、同条第一項中「設置する」を「維持し、及び運用する」に、「電気事業者及び卸供給事業者」を「小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第二項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第三号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第二十八条の四中「電気事業者への」を「小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者への」に改める。

第二十八条の十一第二項中「第三条第一項の許可を受けて電気事業（特定規模電気事業を除く。）を営もうとする者及び第十六条の二第一項の届出をして特定規模電気事業」を「第二条の二の登録を受けて小売電気事業を営もうとする者、第三条の許可を受けて一般送配電事業を営もうとする者、第二十七条の四の許可を受けて送電事業を営もうとする者、第二十七条の十三第一項の届出をして特定送配電事業を営もうとする者及び第二十七条の二十七第一項の届出をして「発電事業」に改め、「その」の下に「登録若しくは」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が推進機関の会員であるときは、この限りでない。

第二十八条の十一第三項中「者は」の下に、「同項の登録を受けた時」を加える。

第二十八条の十二第二項中「会員（特定規模電気事業者である会員を除く。）は、第十五条第一項から第四項までの規定による第三条第一項

を「小売電気事業者である会員にあつては第二十九条の九第一項の規定による第二条の二の登録の取消しにより、一般送配電事業者である会員にあつては第十五条第一項又は第二項の規定による第三条の許可の取消しにより、送電事業者である会員にあつては第二十七条の八第一項から第三項までの規定による第二十七条の四」に改め、同条第二項中「次に掲げる場合を除き」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第二十八条の十二第二項第一号から第三号までを次のように改める。

一 第二条の九第一項の規定により第一条の二の登録が取り消された場合

二 第十五条第一項又は第二項の規定により第三条の許可が取り消された場合

三 第二十七条の八第一項から第三項までの規定により第二十七条の四の許可が取り消された場合

第二十八条の十二第二項第四号を同項第九号とし、同項第三号の次に次の五号を加える。

四 第二条の八第一項の届出（小売電気事業の廃止に係るものに限る。）をする場合

五 第十四条第一項の許可（一般送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受ける場合

六 第二十七条の十二において準用する第十四条第一項の許可（送電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受ける場合

七 第二十七条の二十五第一項の届出（特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）をする場合

八 第二十七条の二十九において準用する第二十七条の二十五第一項の届出（発電事業の廃止に係るものに限る。）をする場合

第二十八条の十二に次の一項を加える。

3 第一項及び前項ただし書の規定は、会員が小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事

第二十九條第一項中「開始前に」の下に「電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遲滞なく」を加え、同条第二項及び第四項中「開始前に」の下に「当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに」を加え、同条第六項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「第三号

第三十一条の前の見出しを削り、同条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「第三号の事項は、卸電気事業者」を「第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者及び発電事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者及び発電事業者」に改め、同項第一号中「一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者」を「小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者」に改め、同項第二号中「電気事業者を」「小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「又は」第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条

一条の次に次の款名を付する。

第六款 電気の使用制限等

第三十五条から第三十七条まで 削除
第三十八条の前に次の章名及び節名を付する。

四 発電事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が主務省令で定める

共の安全の確保上重要なものとして主務省令で定めるものを設置する者は、その使用を開始しようとするときは、当該事業用電気工作物が、第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合することについて、主務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならぬ。ただし、第四十七条第一項の認可（設置の工事に係るものに限る。）又は同条第四項若しくは第四十八条第一項の規定による届出設置の工事に係るものに限る。）に係る事業用電気工作物を使用するとき、及び主務

省令で定めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、同項に規定する事業用電気工作物を設置する者が当該事業用電気工作物について主務省令で定める変更をした場合であつて、当該変更をした事業用電気工作物の使用を開始しようとするときに準用する。この場合において、同項中「事業用電気工作物」とあるのは「変更をした事業用電気工作物」と、「設置の工事」とあるのは「変更の工事」と読み替へるものとする。

3 第一項に規定する事業用電気工作物を設置する者は、同項（前項において準用する場合を含む。）の規定による確認をした場合には、当該事業用電気工作物の使用の開始前に、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に届け出なければならない。

第五十二条第三項中「前条第七項」を「第五十一条第七項」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「第五十一条第五項」に改める。

第五十三条ただし書中「若しくは第四十八条第一項」を「第四十八条第一項若しくは第五十一条の二第三項」に改める。

第五十五条の次に次の款名を付する。

第五款 承継

第五十五条の二の次に次の款名を付する。

第三節 一般用電気工作物

第五十七条第一項中「において使用する電気を供給する」と直接に電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する」に、「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改め、「いう」は「の下に」、経済産業省令で定める場合を除き」を加え、「供給する電気を使用する」を削り、同条第二項から第四項までの規定中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改める。

第五十七条の二第一項中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に、「供給する電気を使用する」を「維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続する」に改め、同条第二項及び第三項中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改め

る。

第四章 土地等の使用

第五十八条第一項中「電気事業者」の下に「小売電気事業者を除く。以下この章において同じ。」を加え、同項第一号中「電気事業」の下に「小売電気事業を除く。以下この章において同じ。」を加える。

第六十三条第二項中「第三十二条第二項から第四項まで」を「第二十五条第三項から第五項まで」に、「第三十二条第一項及び第三項」を「第二十五条第三項及び第四項」に改める。

第六十五条第一項中「又は卸供給事業者」及び「又は卸供給を行う事業」を削り、同条第二項及び第三項中「又は卸供給事業者」を削り、同条第五項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「又は卸供給事業者」及び「又は卸供給を行う事業」を削る。

第六十六条中「規定は、」の下に「小売電気事業者及び」を加える。

第六十六条の次に次の章名及び節名を付する。

第五章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関

第六十九条第一項第二号イ中「平成十七年法律第八十六号」を削る。

第七十三条第一項中「この章」を「この節」に改める。

第八十条の次に次の節名を付する。

第二節 指定試験機関

第八十四条の二第一項中「この章」を「この節」に改める。

第八十八条の次に次の節名を付する。

第三節 登録調査機関

第八十九条中「電気供給者」を「電線路維持運用者」に改める。

第九十四条第一項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第九十六条の次に次の章名を付する。

第六章 卸電力取引所

第九十七条から第九十九条までを次のように改める。

（指定）

第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次条に規定する業務（以下「市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

一 職員、市場開設業務の実施の方法その他の事項についての市場開設業務の実施に関する計画が、市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 第九十九条の十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処

せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2 卸電力取引所は、その名称若しくは住所又は市場開設業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（業務）

第九十八条 卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を開設すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（業務規程の認可）

第九十九条 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、市場開設業務の実施に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

第一百条の前に次の十一條及び章名を加える。

（売買取引を行うことができる者）

第九十九条の二 卸電力取引市場における電力の売買取引（以下この章において単に「売買取

【参議院】

に「第五十一条の二第三項」を加え、同条第三号を削り、同条第二号中「第二十條」を「第十八

条第十二項(第二十條第四項及び第二十一條第四項において準用する場合を含む。に改め、同号を同條第三号とし、同條第一号の次に次の

二 第二条の十四第一項(第二十七条の二十

六第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定に違反して第二条の第十四第一項に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした者書面を交付した者

第二百二十条第四号を削り、同条第五号中「第二十六条第三項」の下に「(第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同条第四号とし、同条第五号の二中「第

第二百一十一條第一号中「第百十六條第二号又は第三号」を「第百十六條第三号又は第四号」に改め、同号を同条第五号とする。

改め、同条第二号中「第四号」を「第一号から第七号まで及び第十一号」に改め、同条第三号中「第百十六条第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「第四号」を「第一号から第七号まで及び

第十一号」に改める。

第二百二十二条第一号中「第十三条第二項」の下に「第二十七条の十二において準用する場合を含む。」を加え、「第三十五条」を「第二十七条の

三(第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。)」に改め、同条第二号中「第二十四条の五第一項(第二十四条の七)」を「第二十二條第一項(第二十七条の十二)」

に、「第三十四条第二項、第三十四条の二第二項又は第三十六条第一項若しくは第二項」を「又は第二十七条の二第二項(第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合

を含む。」に改め、同条第三号中「第二十四条の五第二項(第二十四条の七)を」第二十二條第二項(第二十七條の十二)に改め、同条第四号中

「第三十四条第二項又は第三十四条の二第二項」を「第二十七条の二第二項(第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百一十三条第一号中「第九条第二項、第十三条第一項、第十七条第四項若しくは第五項、第二十八条の二第二項」を「第二条の六第四項、第二条の八第二項、第九条第二項若しくは第十三条第一項(これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第二十七条の十三第九項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十五第二項(第二十七条の二十九において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十七第三項、第二十七条の三十一第四項若しくは第五項」に改め、同条中第二号を第三号とし、同条第一号の二中「第十三条第二項」の下に「第二十七条の十二において準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第二号とする。

(商品先物取引法の一部改正)

第二条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次に掲げる物品」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の一号を加える。

四 電力(一定の期間における一定の電力を単位とする取引の対象となる電力に限る。以下同じ。)

第二条第二項中「その他の二以上の商品たる物品」の下に「又は電力」を加え、同条第七項中「一又は」を「若しくは」に改め、「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第十項第一号イ、ハ及びヘ中「物品」の下に「若しくは電力」を加え、同条第二十六項中「すべて」を「全て」に、「物品又は」を「物品若しくは」に、「加工又は」を「加工若しくは」に、「(以下「売買等」という。)」を「又は当該取引対象商品である電力の売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為」に改める。

第十条第二項第一号中「含まれる物品」の下に「又は電力」を加え、「上場商品構成物品」を「上

場商品構成物品」に、「売買等」を「売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用(電力にあつては、その売買又は売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為。以下「売買等」という。)」に改め、同項第二号中「対象となる物品」の下に「又は電力」を加え、「上場商品指数対象物品」を「上場商品指数対象物品に改める。

第十一条第九項及び第十三条第八項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

第十五条第一項第一号中「その他上場商品構成物品」を「その他上場商品構成物品に、「上場商品指数対象物品」を「上場商品指数対象物品」に改め、同項第二号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成物品に改め、同項第三号中「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第三項中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改める。

第二十九条、第五十八条、第六十三条及び第七十七条第二項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

第七十九条第一項第六号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改める。

第八十条第一項第二号イ中「上場商品構成物品」を「上場商品構成物品に改め、同号ロ中「上場商品指数対象物品」を「上場商品指数対象物品」に改め、同項第三号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改め、同項第四号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成物品」に改め、同項第五号中「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第三項中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改める。

第二百一十二条第一項第四号中「物品」の下に「若しくは電力」を加える。

第一百六十六条第一号中「所有権」の下に「電力にあつては、電力の供給を受ける権利」を加え、同条第六号中「上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品」を「上場商品構成物品等」に改める。第三百一十一条の六中「商品取引所法」を「商品

先物取引法」に改める。

第四百四十六条第一項第二号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改め、同項第三号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成物品」に改め、同項第四号中「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第三項中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改める。

第五百一十三条中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

第五百五十五条第三項第一号ロ及び第四号イ並びに第五百五十六条第五項第二号イ及び第四号イ中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改める。

第五百五十七条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により立入検査をした場合において、当該会員等が商品たる電力を含む上場商品又は商品たる電力を対象とする商品指数を含む上場商品指数に係る商品市場における会員等である場合には、当該職員は、検査の目的を達成するため、株式会社たる当該会員等の議決権の過半数を有する者、当該会員等の子会社その他の当該会員等と密接な関係を有する者として政令で定める者の事務所又は営業所に立ち入り、当該会員等を立ち会わせて帳簿、書類その他の電力の先物取引に係るのある物件を検査することができる。

第八百八十四条第二項中「第五百五十七条第三項及び第四項」を「第五百五十七条第四項及び第五項」に改める。

第九百七十七条の七中「売買等」を「売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用」に、「又は」を「若しくは」に改め、「定めるもの」の下に「又は売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為を業として行っている電力」を加える。

第九百七十七条の九第一項中「すべて」を「全て」に、「又は」を「若しくは」に、「売買等」を「売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用又は当該取引対象商品である電力の売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為」に改める。

第二百一十四条第八号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改める。

第二百三十一条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、第二百二十二条第二項、第三百三十八条第二項及び第三百四十九条第六項中「第五百五十七条第三項及び第四項」を「第五百五十七條第四項及び第五項」に改める。

第三百五十一条中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改める。

第三百五十四条第一項第二号中「物品」の下に「若しくは電力」を加える。

第三百六十二条第三号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正)

第三条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者(以下単に「一般電気事業者」という。)」を「小売電気事業者」に、「同項第六号」を「同項第九号」に、「特定電気事業者」を「一般送配電事業者(第五条第一項において単に「一般送配電事業者」という。)」に、「同項第八号」を「同法第二十七条の十九第一項」に、「特定規模電気事業者(第五条第一項において単に「特定規模電気事業者」という。)」を「登録特定送配電事業者」に改める。

第五条の見出し中「接続」を「一般送配電事業者等の接続」に改め、同条第一項中「電気事業者

(特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ)を「一般送配電事業者、電気事業法第二十一条第一号に規定する送電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者以下「一般送配電事業者等」というに、「当該電気事業者を当該一般送配電事業者等」に、「電気事業法第二条第一項第十六号を「同法第二条第一項第十八号」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「電気事業者」を「一般送配電事業者等」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項に規定する接続については、電気事業法第十七条第四項及び第二十七条の十第二項の規定は、適用しない。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第八條第一項及び第十二條第二項中「電気事業者が」の下に「電気の使用者に」を加える。

第十五條中「再生可能エネルギー電気の量」の下に「電気の使用者に」を加える。

第三十九條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 一般送配電事業者等は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者が自ら発電した再生可能エネルギー電気の供給を行うに当たり、又は電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達をするに当たり、これらの者から託送供給等(電気事業法第十八條第一項に規定する託送供給等をいう。以下この項において同じ)について説明を求められた場合には、当該託送供給等について必要な説明をすることその他の再生可能エネルギー電気に係る託送供給等を円滑に行うための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十條第一項中「電気事業者」の下に、「一般送配電事業者等」を加える。

附則第六條第一項中「基づき」の下に「電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法

律第 号)第一条の規定による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する」を加える。

附則第十二條中「電気事業者が」を「電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第一条の規定による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者が」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九條から第十一條まで、第二十條、第二十二條(附則第二十條第一項に係る部分に限る)、第二十七條、第二十九條第一号に係る部分に限る、第三十條(第四号を除く)、第三十一條(附則第二十九條第一号及び第三十條(第四号を除く)に係る部分に限る)及び第四十條の規定、公布の日

二 附則第六條、第七條及び第五十九條の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第六十三條の規定、電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号)の施行の日

(小売電気事業の登録等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧電気事業法」という)第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者(以下「旧一般電気事業者」という)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)に小売電気事業(第一条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」という)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業をいう。附則第六條第一項において同じ)及び一

般送配電事業(新電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業をいう。附則第十一条第一項において同じ)についてそれぞれ新電気事業法第二条の二の登録及び新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなし、旧一般電気事業者であつて新電気事業法第二十七條の二の第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業(新電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。次条第一項並びに附則第四條第一項及び第八條において同じ)について新電気事業法第二十七條の二の第一項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二条の四第二項及び第六條の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし小売電気事業者」という)は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新電気事業法第二条の三第一項各号(第五号を除く)に掲げる事項及び新電気事業法第二条の四第一項第二号に掲げる事項を小売電気事業者登録簿(同項に規定する小売電気事業者登録簿をいう)に登録するものとする。

4 この法律の施行の際現にされている一般電気事業(旧電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業をいう。以下この条及び附則第十一条第一項において同じ)に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請は、新電気事業法第二条の二の規定による登録の申請及び新電気事業法第三条の規定による許可の申請とみなし、この法律の施行の際現にされている一般電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七條の二の第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業(新電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。次条第一項並びに附則第四條第一項及び第八條において同じ)について新電気事業法第二十七條の二の第一項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二条の四第二項及び第六條の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にされている卸電気事業(旧電気事業法第二条第一項第三号に規定する卸電気事業をいう。以下この項において同じ)に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七條の二の第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業(新電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。次条第一項並びに附則第四條第一項及び第八條において同じ)について新電気事業法第二十七條の二の第一項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二条の四第二項及び第六條の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にされている卸電気事業(旧電気事業法第二条第一項第三号に規定する卸電気事業をいう。以下この項において同じ)に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七條の二の第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業(新電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。次条第一項並びに附則第四條第一項及び第八條において同じ)について新電気事業法第二十七條の二の第一項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二条の四第二項及び第六條の規定は、適用しない。

第四條 この法律の施行の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている特定電気事業者

出をすべき者に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。

5 前項の規定により新電気事業法第二条の二の規定による登録の申請とみなされた一般電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請をした者は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている卸電気事業者(以下「旧卸電気事業者」という)であつて新電気事業法第二十七條の四の規定により許可を受けるべき者に該当するものは、施行日に送電事業(新電気事業法第二条第一項第十号に規定する送電事業をいう。附則第十三條において同じ)について新電気事業法第二十七條の四の許可を受けたものとみなし、旧卸電気事業者であつて新電気事業法第二十七條の二の第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業(新電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。次条第一項並びに附則第四條第一項及び第八條において同じ)について新電気事業法第二十七條の二の第一項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二条の四第二項及び第六條の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にされている卸電気事業(旧電気事業法第二条第一項第三号に規定する卸電気事業をいう。以下この項において同じ)に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七條の二の第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業(新電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。次条第一項並びに附則第四條第一項及び第八條において同じ)について新電気事業法第二十七條の二の第一項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二条の四第二項及び第六條の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にされている卸電気事業(旧電気事業法第二条第一項第三号に規定する卸電気事業をいう。以下この項において同じ)に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七條の二の第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業(新電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。次条第一項並びに附則第四條第一項及び第八條において同じ)について新電気事業法第二十七條の二の第一項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二条の四第二項及び第六條の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にされている卸電気事業(旧電気事業法第二条第一項第三号に規定する卸電気事業をいう。以下この項において同じ)に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七條の二の第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業(新電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。次条第一項並びに附則第四條第一項及び第八條において同じ)について新電気事業法第二十七條の二の第一項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二条の四第二項及び第六條の規定は、適用しない。

第四條 この法律の施行の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている特定電気事業者

(以下「旧特定電気事業者」という。)は、施行日に特定送配電事業(新電気事業法第二条第一項第十二号に規定する特定送配電事業をいう。次条において同じ。)について新電気事業法第二十七條の十三第一項の届出をし、かつ、小売供給(新電気事業法第二条第一項第一号に規定する小売供給をいう。附則第十一条第二項第一号及び第十六条第一項各号において同じ。)を行うことについて新電気事業法第二十七條の十五の登録を受けたものとみなし、旧特定電気事業者であつて新電気事業法第二十七條の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日に発電事業について同項の届出をしたものとみなす。この場合において、新電気事業法第二十七條の十三第三項から第六項まで及び第二十七條の十七第二項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新電気事業法第二十七條の十三第一項の届出をし、かつ、新電気事業法第二十七條の十五の登録を受けたものとみなされる者以下「みなし登録特定送配電事業者」という。は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二十七條の十六第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新電気事業法第二十七條の十六第一項各号(第六号を除く。)に掲げる事項及び新電気事業法第二十七條の十七第一項第二号に掲げる事項を小売供給特定送配電事業者登録簿(同項に規定する小売供給特定送配電事業者登録簿をいう。)に登録するものとする。

4 この法律の施行の際現にされている特定電気事業(旧電気事業法第一条第一項第五号に規定する特定電気事業をいう。以下この条において同じ。)に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請は、新電気事業法第二十七條の十三第一項の規定によりした届出及び新電気

事業法第二十七條の十五の規定による登録の申請とみなし、この法律の施行の際現にされている特定電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請であつて新電気事業法第二十七條の二十七第一項の規定により届出をすべき者に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。

5 前項の規定により新電気事業法第二十七條の十五の規定による登録の申請とみなされた特定電気事業に係る旧電気事業法第三条第一項の規定による許可の申請をした者は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二十七條の十六第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第五條 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六條の三第一項の規定による届出がされている場合は、新電気事業法第二十七條の十三第一項の規定による届出がされているものとみなす。

2 前項の規定により新電気事業法第二十七條の十三第一項の規定による届出をしたものとみなされる者は、施行日から起算して一月以内に同項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六條の三第四項の規定により同条第一項の届出に係る電線路を介した特定規模電気事業(旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模電気事業をいう。以下この条及び附則第七條第一項において同じ。)の制限の期間の短縮の処理を受けている場合は、この法律の施行後は、新電気事業法第二十七條の十三第四項の規定により当該電線路を特定送配電事業の用に供することとの制限の期間の短縮の処理を受けたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六條の三第五項の規定により同条第一項の規定に

よる届出の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受けている場合は、この法律の施行後は、それぞれ新電気事業法第二十七條の十三第五項の規定により同条第一項の規定による届出の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六條の三第六項の規定により同条第一項の届出に係る電線路を介した特定規模電気事業の制限の期間の延長の処理を受けている場合は、この法律の施行後は、新電気事業法第二十七條の十三第六項の規定により当該電線路を特定送配電事業の用に供することとの制限の期間の延長の処理を受けたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十六條の三第六項の規定により同条第一項の届出に係る電線路を介した特定規模電気事業の制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けている場合は、この法律の施行後は、新電気事業法第二十七條の十三第六項の規定により当該電線路を特定送配電事業の用に供することとの制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けたものとみなす。

第六條 新電気事業法第二条の二の登録を受けて小売電気事業を営もうとする者は、施行日前においても、新電気事業法第二条の三の規定の例により、その登録の申請をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新電気事業法第二条の二から第二条の五まで及び第二条の十一の規定の例により、その登録を受けることができる。この場合において、その登録を受けた者は、施行日に新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなす。

3 第一項の規定により新電気事業法第二条の二の登録の申請をする者は、その登録の申請に先立つて、推進機関(新電気事業法第二十八條の四に規定する推進機関をいう。次項並びに附則第八條第六項及び第七項において同じ。)に加入

する手続をとらなければならない。ただし、その者が推進機関(旧電気事業法第二十八條の四に規定する推進機関をいう。)の会員であるときは、この限りでない。

4 前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、新電気事業法第二条の二の登録を受けた時に、推進機関の会員となる。

第七條 施行日前に旧電気事業法第十六條の三第一項の規定による届出をして自らが維持し、及び運用する電線路を介して特定規模電気事業を営んでいる者であつて新電気事業法第二十七條の十五の登録を受けようとするものは、施行日前においても、新電気事業法第二十七條の十六の規定の例により、その登録の申請をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新電気事業法第二十七條の十五から第二十七條の十八まで及び第二十七條の二十三の規定の例により、その登録をすることができる。この場合において、その登録を受けた者は、施行日に新電気事業法第二十七條の十五の登録を受けたものとみなす。

第八條 新電気事業法第一条第十四号の規定により新たに発電事業となる事業を営んでいる者(旧一般電気事業者、旧卸電気事業者及び旧特定電気事業者であつて新電気事業法第二十七條の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものを除く。以下この条において「仮発電事業者」という。)は、施行日から起算して三月間は、新電気事業法第二十七條の二十七第一項の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。

2 前項の規定により引き続き新たに発電事業となる事業を営む場合においては、仮発電事業者を発電事業者(新電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。)とみなして、新電気事業法第二十七條の二十八、新電気事業法第二十七條の二十九において準用する新

電気事業法第二十七条第一項並びに新電気事業法第三十一条第一項及び第五項、第三十二条、第三十三条、第六十六条第三項並びに第七百七条第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

3 仮発電事業者は、施行日から起算して三月以内に、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 発電事業の用に供している発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

四 事業を開始した年月日

五 その他経済産業省令で定める事項

4 新電気事業法第二十七条の二十七第二項の規定は、前項の届出について準用する。

5 第三項の規定によりされた届出は、新電気事業法第二十七条の二十七第一項の規定によりされた届出とみなす。

6 仮発電事業者は、第三項の届出に先立つて、推進機関に加入する手続をとらなければならない。ただし、その者が推進機関の会員であるときは、この限りでない。

7 前項の規定により推進機関に加入する手続をとった仮発電事業者は、第三項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。

（託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置）

第九条 この法律の公布の際現に旧電気事業法第三十一条の許可を受けている一般電気事業者（以下この条から附則第十一条まで及び附則第二十条において単に「一般電気事業者」という。）は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款（新

電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等約款をいう。以下この条において同じ。）を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等（新電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等）をいう。第四項において同じ。）を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 一般電気事業者及び前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

3 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款を公表しなければならない。

4 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、同項の認可を受けた託送供給等約款により難い特別の事情がある場合であつて、新電気事業法第十八条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により託送供給等を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5 第一項の認可を受けた託送供給等約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。

6 第一項の認可を受けた託送供給等約款は、新電気事業法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款とみなし、第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、同条第二項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。（最終保障供給に係る約款の届出等に関する経過措置）

第十条 一般電気事業者は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、新電気事業法第二十条第一項に規定する約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとき（次項の規定による命令があつたときに限る。）も、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に係る費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

3 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした約款を公表しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、同項の規定による届出をした約款により

難い特別の事情がある場合であつて、新電気事業法第二十条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により最終保障供給（新電気事業法第二十一条第八号イに規定する最終保障供給をいう。）を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができる。

5 第一項の規定による届出をした約款及び前項の承認を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。

6 第一項の規定による届出をした約款は、新電気事業法第二十条第一項の規定による届出をした約款とみなし、第四項の承認を受けた料金その他の供給条件は、同条第二項ただし書の承認を受けた料金その他の供給条件とみなす。（離島供給に係る約款の届出等に関する経過措置）

第十一条 一般電気事業者は、その供給区域内に離島（当該一般電気事業者が営む一般電気事業を一般送配電事業とみなした場合に新電気事業法第二十一条第八号イに規定する離島に該当するものをいう。次項第一号において同じ。）があるときは、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、新電気事業法第二十一条第一項に規定する約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとき（次項の規定による命令があつたときに限る。）も、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の水準がその供給区域（離島を除く。）において小売電気事業者（新電気事業法第二十一条第三号に規定する小売電気事業者をいう。附則第二十三条第四項において同じ。）により行われると見込まれる小売供給に係る

約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。

料金の水準と同程度のものであること。
二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 一般電気事業者及び電気の使用上の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。
三 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした約款を公表しなければならない。

四 第一項の規定による届出をした一般電気事業者は、同項の規定による届出をした約款により難い特別事情がある場合であつて、新電気事業法第二十一条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により離島供給(新電気事業法第二条第一項第八号に規定する離島供給をいう。)を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができる。

五 第一項の規定による届出をした約款及び前項の承認を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。
六 第一項の規定による届出をした約款は、新電気事業法第二十一条第一項の規定による届出をした約款とみなし、第四項の承認を受けた料金その他の供給条件は、同条第二項ただし書の承認を受けた料金その他の供給条件とみなす。
(旧一般電気事業者の供給区域外に設置している電線路による供給に關する経過措置)
第十二条 新電気事業法第二十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に旧一般電気事業者が当該旧一般電気事業者に係る旧電気事業法第

六条第二項第三号の供給区域以外の地域に設置している自らが維持し、及び運用する電線路により行う電気の供給であつて新電気事業法第二十四条第一項の許可を受けるべき電気の供給に該当するものについては、適用しない。
二 前項に規定する電気の供給を行う事業は、新電気事業法第二条第二項の規定の適用については、同項第三号に掲げる事業とみなす。
(旧電気事業法第二十四条の四第一項本文の規定による届出に係る料金その他の供給条件等に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十四条の四第一項本文(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ている料金その他の供給条件であつて、附則第三条第一項の規定により送電事業について新電気事業法第二十七条の四の許可を受けたものとみなされる者に係るものは、新電気事業法第二十七条の十一第一項前段の規定により届け出た料金その他の供給条件とみなす。
(旧一般電気事業者たる会社が発行した社債の社債権者に關する経過措置)

第十四条 施行日前に旧一般電気事業者たる会社が発行した社債(社債、株式等の振替に關する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条において同じ。)の社債権者については、これを兼業会社(新電気事業法第二十七条の三十第一項に規定する兼業会社をいう。)が発行した社債の社債権者とみなして、同条の規定を適用する。
(旧一般電気事業者の特定供給に關する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に旧一般電気事業者が営んでいる発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者に対する振替供給(新電気事業法第二条第一項第四号に規定する振替供給をいう。)を行う事業であつて新電気事業法第二十七条の三十一第一項の許可を受けるべきものについては、同項の規定は、適用しない。

(みなし小売電気事業者の供給義務等)

第十六条 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域(離島(新電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。)を除く。次条並びに附則第二十二條及び第二十六條第一項において「旧供給区域」という。)における一般の需要(みなし登録特定送配電事業者が特別小売供給(附則第二十三條第一項に規定する特別小売供給をいう。)を開始した旧供給地点(附則第二十三條第一項に規定する旧供給地点をいう。)における需要及び特定規模需要(旧電気事業法第二條第一項第七号に規定する特定規模需要に相当する需要をいう。)を除く)であつて次に掲げるものの以外のも(次条第二項において「特定需要」という。)に應ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「特定小売供給」という。)を拒んではならない。
一 当該みなし小売電気事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給を受けるもの
イ 当該みなし小売電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件
ロ この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九條第十二項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件
ハ この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件(附則第十九條及び第二十条第七項において「旧認可供給条件」という。)であつて附則第十九條の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件
二 当該みなし小売電気事業者以外の者から小売供給を受けているもの
三 みなし小売電気事業者が行う特定小売供給については、新電気事業法第二条の十三及び第二

条の十四の規定は、適用しない。

三 みなし小売電気事業者については、旧電気事業法第七條、第十條、第十一條、第十四條、第十五條第一項、第二項及び第五項、第十六條第一項、第三項及び第五項、第十九條第三項から第十項まで、第二十條、第二十一條第一項、第二十三條第一項及び第三項、第三十四條、第三十四條の二並びに第三十六條の規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、みなし小売電気事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
四 新電気事業法第二条第一項第八号イの規定の適用については、みなし小売電気事業者が第一項の義務を負う間、同号イ中「需要」とあるのは、「需要(特定需要(電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第十六條第一項に規定する特定需要をいう。)及び」とする。
(旧供給区域の変更等)

第十七條 みなし小売電気事業者は、旧供給区域を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
二 経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
一 その特定小売供給の開始が特定需要に適合すること。
二 その特定小売供給を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。
三 その特定小売供給の計画が確実であること。
四 特定需要に應ずるために必要な供給能力を確保できること。

三 みなし小売電気事業者は、第一項の許可(旧供給区域の減少に係るものを除く。第六項において同じ。)を受けた日から十年以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その変更に係る特定小売供給を開始しなければならない。

4 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、旧供給区域を区分して前項の規定による指定をすることができる。

5 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第三項の規定により指定した期間を延長することができる。

6 第一項の許可を受けたみなし小売電気事業者は、特定小売供給（第四項の規定により旧供給区域を区分して第三項の規定による指定があつたときは、その区分に係る特定小売供給）を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四項若しくは第七項の規定により届け出ている供給約款（附則第二十條第七項において「旧供給約款」という。）は、第一項の認可を受けた特定小売供給約款とみなす。

（旧認可供給条件に関する経過措置）

第十九条 旧認可供給条件は、施行日から起算して一月以内に、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。

（特定小売供給約款の認可等に関する経過措置）

第二十條 一般電気事業者は、施行日前において、附則第十八條第一項の規定の例により、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることができる。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた特定小売供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の認可を受けた一般電気事業者は、同項の認可を受けた特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合であつて、附則第十六條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十一条第一項ただし書に規定する料金その他の供給条件により特定小売供給を行おうとするときは、施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経

済産業大臣の認可を受けることができる。

5 第一項の認可を受けた特定小売供給約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、施行日にその効力を生ずるものとする。

6 第一項の認可を受けた特定小売供給約款は、附則第十八條第一項の認可を受けた特定小売供給約款とみなし、第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、附則第十六條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。

7 第一項の認可を受けた一般電気事業者に係る旧供給約款については附則第十八條第三項の規定は、当該一般電気事業者に係る旧認可供給条件については前条の規定は、それぞれ適用しない。

（監査）

第二十一条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第十六條第一項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

2 前項に規定する経済産業大臣の権限は、政令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

（公聴会）

第二十二条 経済産業大臣は、附則第十六條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十三条第三項（特定小売供給約款に係るものに限る。）又は附則第十七條第一項（旧供給区域の増加に係るものに限る。）の第十八條第一項若しくは第二十条第一項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

（みなし登録特定送配電事業者の供給義務等）

第二十三条 みなし登録特定送配電事業者は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、正当な理由がなければ、当該みなし登録特定送配電事業者に係る旧電気事業法第六條第二項第三号の供給地点

（第四項、次条及び附則第二十六條第一項において「旧供給地点」という。）における需要に應ずる電気の供給（以下「特別小売供給」という。）を拒んではならない。

2 みなし登録特定送配電事業者が行う特別小売供給については、新電気事業法第二十七條の二十六第三項において準用する新電気事業法第二條の十三及び第二條の十四の規定は、適用しない。

3 みなし登録特定送配電事業者については、旧電気事業法第七條、第十條、第十一條、第十四條、第十五條（第三項を除く。）、第十六條（第三項を除く。）、第二十四條第三項及び第四項並びに第三十四條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、第一項の政令で定める日までの間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的統替等は、政令で定める。

4 小売電気事業者及び旧供給地点に係るみなし登録特定送配電事業者以外の登録特定送配電事業者（新電気事業法第二十七條の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。）は、第一項の政令で定める日までの間、当該旧供給地点であつて当該旧供給地点に係るみなし登録特定送配電事業者が特別小売供給を開始したものに於ける需要に応じ電気を供給してはならない。

（旧供給地点の変更）

第二十四条 みなし登録特定送配電事業者は、旧供給地点を増加することができる。

2 みなし登録特定送配電事業者は、旧供給地点を減少しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な減少をしようとするときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その特別小売供給の開始が旧供給地点における需要に適合すること。

二 その特別小売供給を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
三 その特別小売供給の計画が確実であること。

四 旧供給地点における需要に応ずるために必要な供給能力を確保できること。

4 みなし登録特定送配電事業者は、第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な減少をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をしたみなし登録特定送配電事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る減少をしてはならない。

6 経済産業大臣は、第四項の規定による届出の内容が、第三項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

7 経済産業大臣は、第四項の規定による届出の内容が、第三項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をしたみなし登録特定送配電事業者に対し、その届出の受理した日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

(みなし登録特定送配電事業者の供給条件)
第二十五条 みなし登録特定送配電事業者は、附則第二十三条第一項の政令で定める日までの間、特別小売供給に係る料金その他の供給条件を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該みなし登録特定送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。

二 みなし登録特定送配電事業者及び電気の使用上の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、電気の使用上の利益を阻害するおそれがあるものでないこと。

3 この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十四条第一項の規定により届け出ている料金その他の供給条件は、第一項の規定により届け出た料金その他の供給条件とみなす。
(聴聞の特例)

第二十六条 経済産業大臣は、附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第十六条第三項の規定による旧供給区域の減少をしようとするとき、又は附則第二十三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第十五条第四項若しくは第十六条第二項若しくは第四項の規定による旧供給地点の減少をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十六条第一項若しくは第三項又は附則第二十三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第十五条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(登録等の条件)

第二十七条 この附則の規定及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法の規定による登録、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は登録、認可若しくは許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(罰則)
第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 附則第十六条第一項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

二 附則第二十三条第一項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

三 附則第二十三条第四項の規定に違反して電気を供給した者

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

一 附則第十条第二項又は第十一条第二項の規定による命令に違反した者

二 附則第二十四条第七項又は第二十五条第二項の規定による命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第九条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

二 附則第九条第三項、第十条第三項、第十一条第三項又は第二十条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

三 附則第十条第一項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 附則第十七条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、附則第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(商品先物取引法の一部改正に伴う経過措置)
第三十二条 この法律の施行の際現に特定商品先物取引業(第二十一条の規定による改正後の商品先物取引法(以下この条及び次条において「新商品先物取引法」という。))第二条第一項第四号に規定する電力(次条第一項において単に「電力」という。)につき新商品先物取引法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下この条において同じ。)を行つている者(以下この条及び次条第一項において「仮商品先物取引業者」という。)は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新商品先物取引法第九十条第一項の許可の申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新商品先物取引法第二百三十六条第一項の規定により特定商品先物取引業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新商品先物取引法第九十条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定商品先物取引業を行うことができる。仮商品先物取引業者(同項の許可の申請について不許可の処分を受けず、かつ、次項の規定により読み替えて適用する新商品先物取引法第二百三十六条第一項の規定により特定商品先物取引業の廃止を命じられていない者に限る。)が施行日から起算して六月以内に新商品先物取引法第九十条第一項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き特定商品先物取引業を行う場合においては、仮商品先物取引業者

この条において同じ。）であつて、施行日以後にみなし小売電気事業者に対して交付されるものについての第三条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「新再生可能エネルギー電気特別措置法」という。）第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。）及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が特定契約（電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気

2 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金であつて、施行日以後に附則第二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者に対して交付されるものについての旧再生可能エネルギー電気特別措置法第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるのときで表した量をいう。以下この号において同

じ。及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が特定契約（電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した再生可能エネルギー電気の量とする。

3 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金であつて、施行日以後にみなし登録特定送配電事業者に対して交付されるものについての再生可能エネルギー電気特別措置法第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるの、以下この号において同じ。及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金（前項に規定するものを除く。）の交付については、なお従前の例による。

者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金であつて、施行日以後に附則第六条第二項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者に對して交付されるものについての再生可能エネルギー電気特別措置法第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるの、以下この号において同じ。及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第二項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が特定契約（電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量とする。

5 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金（前項に規定するものを除く。）の交付については、なお従前の例による。

第三十五条 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金（旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十一条第一項の納付金をいう。以下この条において同じ。）であつて、施行日以後に新再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項に規定する費用負担調整機関（以下この条において単に費用負担調整機関という。）がみなし小売電気事業者から徴収するものについての新再生

可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるの、以下この項、次項及び第十六条第二項において同じ。及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量とする。

2 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金であつて、施行日以後に費用負担調整機関が附則第二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者から徴収するものについての再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるの、以下この項、次項及び第十六条第二項において同じ。及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量とする。

3 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金であつて、施行日以後に費用負担調整機関がみなし登録特定送配電事業者から徴収するものについての再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるの、以下この項、次項及び第十六条第二項において同じ。及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で

定める方法により算定した電気の量」とする。

3 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金であつて、施行日以後に費用負担調整機関がみなし登録特定送配電事業者から徴収するものについての再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるの、以下この項、次項及び第十六条第二項において同じ。及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定電気事業者であつて、同法附則第四条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量とする。

4 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金であつて、施行日以後に費用負担調整機関が附則第六条第二項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者から徴収するものについての再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるの、以下この項、次項及び第十六条第二項において同じ。及び電気事業法等の一部

を改正する法律(平成二十六年法律第 号)

の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第二項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用に供給した電気の量とする。

5 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用に供給した電気に係る賦課金(前項に規定するものを除く)の納付については、なお従前の例による。

第三十六条 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用に供給した電気に係る賦課金(旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条の賦課金をいう。以下この条において同じ。)であつて、施行日以後にみなし小売電気事業者が電気の使用に對して請求することができきるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が当該電気の使用に供給した電気の量」とあるのは、「当該電気事業者が当該電気の使用に供給した電気の量及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が当該電気の使用に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量」とする。

3 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用に供給した電気に係る賦課金であつて、施行日以後にみなし登録特定送配電事業者が電気の使用に對して請求することができきるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が当該電気の使用に供給した電気の量」とあるのは、「当該電気事業者が当該電気の使用に供給した電気の量及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第四条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」という。)(第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなされる者が当該電気の使用に供給した電気の量」とする。

4 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用に供給した電気に係る賦課金であつて、施行日以後に附則第六条第二項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受け

2 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用に供給した電気に係る賦課金であつて、施行日以後に附則第二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が電気の使用に對して請求す

たものとみなされる者が電気の使用に對して請求することができきるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が当該電気の使用に供給した電気の量」とあるのは、「当該電気事業者が当該電気の使用に供給した電気の量及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第二項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が当該電気の使用に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量」とする。

5 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用に供給した電気に係る賦課金(前項に規定するものを除く)の請求については、なお従前の例による。

第三十七条 この法律の施行の際現に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に新再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

(処分等の効力)
第三十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第三十九条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第四十条 附則第二条から前条まで、第四十四条、第四十七条、第五十七条、第五十九条、第六十一条、第六十八条及び第七十条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)
第四十一条 政府は、中立性確保措置(電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号)附則第十一条第一項第二号に規定する中立性確保措置をいう。)を法的分離(同条第二項に規定する法的分離をいう。)によつて実施する場合には、電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにしつつ、電気事業を営む者の間の適正な競争関係の確保等を通じた電気事業の健全な発達を図るという観点から、電気事業を営む者たる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(金融商品取引法の一部改正)
第四十二条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十五項第三号中「物品」を「同条第一項に規定する商品」に改める。
第三十五条第二項第五号の二中「指定物品」を「指定品」に改める。
第四十二条第九項中「物品」を「同条第一項に規定する商品」に改める。

(地方税法の一部改正)
第四十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三第一項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第四号」を「同項第十一号」に、「卸電気事業者」を「送電

第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第二条第一項第十号」を

「第二条第一項第十七号」に、「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第五十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の六第一項第二号イ中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第二条第一号」を「第二条第二号」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第五十五条 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「の各号」を削り、同項第二号中「一般電気事業者、卸電気事業者又は特定電気事業者」を「一般送配電事業者、送電事業者、

特定送配電事業者又は発電事業者」に改める。

(法人税法の一部改正)

第五十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第一号中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業」に、「同項第三号」を「同項第十号」に、「卸電気事業」を「送電事業」に、「同項第五号」を「同項第十四号」に、「特定電気事業」を「発電事業」に改める。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十七条 みなし登録特定送配電事業者が営む特別小売供給を行う事業は、附則第二十三条第一項の政令で定める日までの間、前条の規定による改正後の法人税法第四十五条第一項第一号に掲げる事業とみなして、同条の規定を適用する。

(登録免許税法の一部改正)

第五十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号を次のように改める。

百四 小売電気事業の登録、みなし小売電気事業者の旧供給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しくは電気供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替供給の相手方の変更の許可、特定送配電事業者による小売供給の登録、特定供給の許可又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録

(一) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条の二(事業の登録)の小売電気事業の登録

(二) 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第十七条第一項(旧供給区域の変更等)の変更の許可(同法附則第十六条第一項)みなし小売電気事業者の供給義務等に規定する旧供給区域の増加に係るもの(当該旧供給区域の属する市町村内における旧供給区域の増加に係るものを除く)に限る。

(三) 電気事業法第三条(事業の許可)の一般送配電事業の許可又は同法第八条第一項(供給区域の変更)の変更の許可(同法第六条第二項第四号(許可証)に掲げる供給区域の増加に係るもの(これらの許可を受けている供給区域の

属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く)に限る。)

(四) 電気事業法第二十四条第一項(供給区域外に設置する電線路による供給の供給区域外の供給の許可

(五) 電気事業法第二十七条の四(事業の許可)の送電事業の許可又は同法第二十七条の十二(準用)において読み替えて準用する同法第八条第一項の変更の許可(同法第二十七号の七第二項第四号(許可証)に掲げる振替供給の相手方たる一般送配電事業者の増加に係るものに限る。)

(六) 電気事業法第二十七条の十五(小売供給の登録)の特定送配電事業者による小売供給の登録

(七) 電気事業法第二十七条の三十一第一項(特定供給)の電気を供給する事業の許可

(八) 電気事業法第五十一条第三項(登録安全管理審査機関の登録)、第五十二条第三項(登録安全管理審査機関の登録)又は第五十五条第四項(登録安全管理審査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(九) 電気事業法第五十七条の二第二項(登録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 附則第一条第二号に定める日から施行日の前日までの間に受ける附則第六条第二項又は第七条第二項の規定による登録に係る前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第百四号の規定の適用については、同号中「供給区域等の変更の許可」とあるのは「供給区域等の変更の許可、小売電気事業者若しくは特定送配電事業者による小売供給の登録」と、同号(イ)中の「電気事業の許可」とあるのは「の電気事業の許可又は電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下この号において「電気事業法等改正法」という。)

「電気事業法等改正法」という。附則第六条第二項(小売電気事業の登録等)に関する経過措置若しくは第七條第二項(小売電気事業の登録等)に関する経過措置の登録」と、同号(イ)中「又は」とあるのは「若しくは」と、「(限る。)」とあるのは「(限る。)」又は電気事業法等改正法附則第六条第二項の登録」と、「許可件数」とあるのは「許可件

許可件数 一件につき一万五千円

許可件数 一件につき九万円

登録件数 一件につき一万五千円

許可件数 一件につき一万五千円

登録件数 一件につき九万円

登録件数 一件につき九万円

数又は登録件数」と、同号(ハ)中「又は」とあるのは「若しくは」と、「(限る。)」とあるのは「(限る。)」又は電気事業法等改正法附則第七條第二項の登録」と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」とする。

(電源開発促進税法の一部改正)

第六十条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第二条第一号中「一般電気事業又は一般電気事業者」を「一般送配電事業」に、「第二条第一項第一号又は第二号」を「第二条第一項第八号」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 一般送配電事業者 電気事業法第二条第一項第九号(定義)に規定する一般送配電事業者をいい、一般送配電事業以外の電気事業(同項第十六号(定義)に規定する電気事業をいう。次号イにおいて同じ。)を併せ営

むものを含むものとする。

第二条に次の一号を加える。

三 販売電気 次に掲げる電気をいう。

イ 一般送配電事業者が一般送配電事業、小売電気事業者(電気事業法第二条第一項第二号(定義)に規定する小売電気事業者をいう。イにおいて同じ。)又は特定送配電事業者(同項第十二号(定義)に規定する特定送配電事業者をいう。同号に規定する小売供給を行う事業以外の事業を除く。イにおいて同じ。)として供給した電気(他の一般送配電事業者に当該他の一般送配電事業者が営む電気事業者(当該他の一般送配電事業者の供給区域以外の地域において当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する一般送配電事業の用に供する電線路により電気の供給を受けて営む小売電気事業者及び特定送配電事業を除く。)の用に供するための電気として供給したもの、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において、電気事業を営む他の者から当該他の者が維持し、及び運用する電線路により電気の供給を受けて小売電気事業者として供給し、又は当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する一般送配電事業の用に供する電線路を介することなく特定送配電事業として供給したものの、同項第七号(定義)に規定する発電量調整供給を行ったもの並びに同項第四号(定義)に規定する振替供給を行ったものを除く。)

ロ 一般送配電事業者が自ら使用した電気(発電のために直接使用したものを除く。

第七條第一項第二号において同じ。)

第三条及び第四条中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第五條第一項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、同条第二項中「一般電気事業者の販売電気」を「一般送配電事業者の販売電気」

気」に改め、「電気事業法第十九条第一項又は第十一項(一般電気事業者の供給約款等)に規定する供給約款又は約款において」を削る。

第七條第一項及び第八條中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

第九條の見出し及び同条第一項中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「一般電気事業の」を「一般送配電事業の」に改める。

第十條及び第十一條中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

(電源開発促進税法の一部改正に伴う経過措置)第六十一條 施行日前に課した、又は課すべきであつた電源開発促進税については、なお従前の例による。

2 施行日以後に料金の支払を受ける権利が確定される前条の規定による改正前の電源開発促進税法(以下この項において「旧電源開発促進税法」という。)第七條第一項第一号に規定する販売電気については前条の規定による改正後の電源開発促進税法(以下この項において「新電源開発促進税法」という。)第七條第一項第一号に規定する販売電気と、施行日以後に同条第二項の計量がされる旧電源開発促進税法第七條第一項第二号に規定する電気については新電源開発促進税法第七條第一項第二号に規定する電気とそれぞれみなして、新電源開発促進税法の規定を適用する。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正)

第六十二條 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八十一條の六中「第二條第一項第二号」を「第二條第一項第三号」に、「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に、「同項第六号」を「同項第九号」に、「特定電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第八号」を「同法第二十七條の十九第一項」に、「特定規模電気事業者」を「登録特定

送配電事業者」に改め、「以下」の下に「この条において」を加える。

第八十一條の七第一項中「電気事業者」の下に「電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送

広域的運営推進機関

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第六十四條 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「その他の」を「その他」に改め、「及び次項」を削り、「特定物品」を「特定物品」に改め、同項第三号中「その他の」を「その他」に、「指定物品」を「指定物品」に改め、同条第二項中「物品」を「もの」に改める。

第二十一條第一号及び第二十八條第二号中「特定物品」を「特定品」に、「指定物品」を「指定品」に改める。

(地価税法の一部改正)

第六十五條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十六号中「第二條第一項第二号」を「第二條第一項第九号」に、「一般電気事業者の同項第一号」を「一般送配電事業者の同項第八号」に、「一般電気事業者、同項第四号」を「一般送配電事業者、同項第十一号」に、「卸電気事業者の同項第三号」を「送電事業者の同項第十号」に、「卸電気事業者若しくは同項第六号」を「送電事業者若しくは同項第十五号」に、「特定電気事業者の同項第五号」を「発電事業者の同項第十四号」に、「特定電気事業」を「発電事業」に改める。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

配電事業者をいい、」を加える。

(消費税法の一部改正)

第六十三條 消費税法(昭和六十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

うに改正する。

第三條第二項中「第二條第一項第二号」を「第二條第一項第九号」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第六号」を「同項第十三号」に、「特定電気事業者」を「特定送配電事業者」に改める。

第九條第三号中「第二條第一項第一号」を「第二條第一項第八号」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業」に、「同項第三号」を「同項第十二号」に、「卸電気事業」を「特定送配電事業」に、「同項第五号」を「同項第十四号」に、「特定電気事業」を「発電事業」に改める。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正)

第六十七條 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第八号中「一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業」を「一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業」に改める。

第十一條第一項第三号ハ中「一般電気事業」を「一般送配電事業」に、「卸電気事業」を「送電事業」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「又は特定電気事業」を「特定送配電事業」に、「の用」を「又は発電事業(当該事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)

の用」に改める。

の一部改正に伴う経過措置)

第六十八号 施行日前に旧一般電気事業者、旧卸電気事業者又は旧特定電気事業者がした使用の認可の申請につきその使用の認可に関する処分を行う機関については、前条の規定による改正後の大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第二十一条及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第六十九号 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十三号 第二十一条第一項第九号を「第二十一条第一項第十六号」に改める。

第六十四号 第一項中「一般電気事業者が電気事業法第二十一条第一項第二号に規定する一般電気事業者(以下単に「一般電気事業者」という。)であつて会社であるものをいう。以下同じ」を「小売電気事業者(電気事業法第二十一条第一項第二号に規定する小売電気事業者をいう。以下この条において同じ。)、一般送配電事業者(同項第八号に規定する一般送配電事業者をいう。以下この条において同じ。)、及び発電事業者(同項第十四号に規定する発電事業者をいう。以下この条において同じ。のいずれも営む者たる会社(以下この条及び第百十九号において「兼業会社」という)に改め、同条第五項中「一般電気事業者」を「兼業会社及び分割等会社」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「一般電気事業者」を「兼業会社及び第二項の貸付金を借り入れた分割等会社」に改め、「平成十七年法律第八十六号」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「一般電気事業者」を「兼業会社及び第二項の貸付金を借り入れた分割等会社(同項各号に掲げる会社をいう。以下この条及び第百十九号において同じ。)」に改め、同項第一号中「一般電気事業者」を「兼業会社又は分割等会社」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項を」を「第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 兼業会社の営む小売電気事業者、一般送配電事業者若しくは発電事業者の譲渡しがあつたときは、兼業会社について分割があつたときは、沖縄振興開発金融公庫は、次の各号に掲げる会社のいずれかに該当するものに対し当分の間行ふ貸付けに係る貸付金については、それぞれ、その会社の財産につき他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

一 当該譲渡し又は分割により小売電気事業者、一般送配電事業者又は発電事業者の全部又は一部を譲り受け、又は承継した会社当該譲り受け、又は承継した小売電気事業者、一般送配電事業者又は発電事業者を営むことを目的として設立されたものに限り、兼業会社であるものを除く。

二 当該譲渡し又は分割をした会社であつて、当該譲渡し又は分割の後引き続き小売電気事業者、一般送配電事業者又は発電事業者を営むもの(兼業会社であるものを除く。)

三 前一号に掲げる会社を子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。)とする会社であつて、小売電気事業者、一般送配電事業者及び発電事業者のいずれも営まないもの

3 兼業会社の営む小売電気事業者、一般送配電事業者若しくは発電事業者の譲渡しがあつたときは、兼業会社について分割があつたとき(その会社が当該譲渡し又は分割の後兼業会社であるときを除く。)は、沖縄振興開発金融公庫は、当該譲渡し又は分割の後にその会社に対して行つた貸付けに係る貸付金であつて当該譲渡し又は分割の後その会社が引き続き有する債務に係るものについては、その会社の財産につき他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

第六十五号 第一項中「第二十一条第一項第十号」を「第二十一条第十七号」に改める。
第六十九号 第一項中「一般電気事業者」を「兼業会社又は分割等会社」に改め、同条第一号中「第六十四号第三項」を「第六十四号第五項」に改め、同条第二号中「第六十四号第四項」を「第六十四号第六項」に改め、同条第三号中「第六十四号第五項」を「第六十四号第七項」に改める。

社又は分割等会社」に改め、同条第一号中「第六十四号第三項」を「第六十四号第五項」に改め、同条第二号中「第六十四号第四項」を「第六十四号第六項」に改め、同条第三号中「第六十四号第五項」を「第六十四号第七項」に改める。

九年法律第七十号)第二十一条第十四号に規定する発電事業者を営むもの」に、「同項第二号」を「旧租税特別措置法第五十七条の三第一項第二号」に、「同条第二十五号」を「附則第一条第二十五号」に改め、同条第八項第一号中「旧租税特別措置法第五十七条の三第一項」を「電気事業法第二十一条第十四号」に、「一般電気事業者又は卸電気事業者」を「発電事業者」に改める。

第七十号 施行日前に沖縄振興開発金融公庫が貸し付けた前条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第六十四号第一項に規定する貸付金については、これを前条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法(以下この条において「新沖縄振興特別措置法」という。)(第六十四号第一項に規定する貸付金とみなして、同条及び新沖縄振興特別措置法第六十九号の規定を適用する。

附則第四十八号第六項中「旧租税特別措置法第六十八号の五十三第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人」を「連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人」で、電気事業法第二十一条第十四号に規定する発電事業者を営むもの」に、「同項第二号」を「旧租税特別措置法第六十八号の五十三第一項第二号」に、「同条第二十五号」を「附則第一条第二十五号」に改め、同条第八項第一号中「旧租税特別措置法第六十八号の五十三第一項」を「電気事業法第二十一条第十四号」に、「一般電気事業者又は卸電気事業者」を「発電事業者」に改める。

第七十一号 電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七十三号 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条 第一項中「電気事業者」を「電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。)」に改める。

「特定規模電気事業者」を「登録特定送配電事業者」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)第七十二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

(福島復興再生特別措置法の一部改正)第七十四条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第六項中「旧租税特別措置法第五十七号の三第一項に規定する法人を」を「青色申告書を提出する法人で電気事業法(昭和三十

四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第五号中「第九条第二項、第十六条の二第一項若しくは第二項又は」を「第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十七第三項若しくは」に改め、同条第二項第五号中「第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項」を「第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は」の項の次に次のように加える。

は第二十七条の二十七第三項に改め、同項第六号中「電気事業法」の下に「第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法」を加える。
第六十条第一項中「認可」の下に「登録、変更登録」を加え、同項の表前条第一項第四号に掲げる事項（自然公園法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）の項の次に次のように加える。

前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録に係るものに限る。）

同法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録

第六十条第三項中「第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項」を「第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項」に改める。

第一七七二号 平成二十六年五月二十日受理
地域の景気回復に向けた中小業者への直接支援・助成に関する請願
請願者 東京都西東京市 清水瞳 外四千三百二名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。
一、地域の景気回復に向けた中小業者への直接支援・助成に関する請願（第一七三二号）（第一七七二号）（第一七七三号）
一、原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願（第一七七四号）（第一七七五号）
一、全ての原発から直ちに撤退する決断を行うことに関する請願（第一八二二号）

第一七七三号 平成二十六年五月二十日受理
地域の景気回復に向けた中小業者への直接支援・助成に関する請願
請願者 福岡市 八木己記代 外四千三百二名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第一七三二号 平成二十六年五月十六日受理
地域の景気回復に向けた中小業者への直接支援・助成に関する請願
請願者 名古屋市長 奥野清司 外十二名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第一七七四号 平成二十六年五月二十日受理
原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願
請願者 大阪府東大阪市 中山めぐみ 外六百六十一名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第一七七五号 平成二十六年五月二十日受理
原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願
請願者 熊本県水俣市 田原ひさみ 外八十四名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。
第一八一二号 平成二十六年五月二十一日受理
全ての原発から直ちに撤退する決断を行うことに関する請願
請願者 北海道北見市 岩佐美津子 外二千九百十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一一九七号と同じである。

平成二十六年六月十八日印刷

平成二十六年六月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

0